工 事 仕 様 書

工事名称　　都市公園トイレ更新工事(明神第一公園外2カ所)

工事場所　　三原市明神二丁目外
・明神第一公園：明神二丁目・中之町バイパス北公園：中之町一丁目・田野浦第二公園：田野浦二丁目

工事内容　　都市公園（明神第一公園外2カ所）の既設公衆トイレを解体し、バリアフリー対応の公衆トイレを新設する。

【工事概要】
（1） 既設トイレ（撤去）
・RC造平屋建て、延べ床面積1.12㎡（3公園に各1棟、合計3棟）
（2） 新設トイレ
・RC造平屋建て、延べ床面積5.41㎡（3公園に各1棟、合計3棟）

準　則　　公共建築工事標準仕様書（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（最新版）、
建築物解体工事共通仕様書（最新版）に基づき施工する。

関係法令等　　本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。
・建築基準法、同施行令、同施行規則
・消防法、同施行令、同施行規則
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
・労働安全衛生法、同法施行令、労働安全衛生規則
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・石綿障害予防規則
・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令、同法施行規則
・その他関係法令

工事保険等　　受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。

疑義変更　　本設計図書は、設計の大要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。
施工に際して疑義を生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議し、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。

提出書類　　施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。また、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。

工　期　　本工事は請負契約締結の後、令和6年3月25日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

留意事項

・各公園における工事が完了する毎に、検査員による検査を受け、合格したトイレを使用できるようにすること。
・本工事は公園を利用しながらの施工を想定している。よって、公園利用者等へ工事の影響を最小限とするよう、騒音、振動及び粉塵等の対策に最大限配慮した施工方法を採用すること。
・本工事は、近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。
・入札に先立ち現地調査を十分に行ない、質疑がある場合は入札前に確認すること。
・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
・工事中に粉塵の発生が予想される工種については、周辺の環境対策のため散水を確実に行うこと。
・工事期間中は付近の交通の安全を図ると共に、必要な場合には交通誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。
・周辺道路の保全及び清掃については、常に注意を払い定期的に清掃を行うこと。
・工事車両等により周辺の道路を汚した場合は、清掃を行うこと。
・工事に支障を及ぼす雨水及び湧水等の排水については、ノッチタンクにより汚泥等の処理を行ったうえ、適切に排水すること。
・第三者災害防止及び飛散防止対策のため、必要に応じて監督員の指示する範囲に、バリケード等を設置すること。また、苦情等発生した場合にはこれに対応すること。
・台風等の強風が見込まれる場合、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。
・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
・施工面積（外構工事含む）が3,000㎡以上の場合、土壌汚染対策法第4条第1項に規定する届け出を工事着手30日前までに所轄官庁へ提出すること。
・石綿含有建材の調査について、工事着手前までに書面及び目視調査を、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うこと。
・また、含有建材の調査結果を工事着手前までに発注者に対し説明を行うこと。
・廃石綿等が発見された場合は、建築物解体工事共通仕様書のアスベスト含有建材の除去等に基づき、適切に除去を行うこと。
・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月１日施行）に基づくこと。
・官公署その他への手続きは受注者の負担で遅滞なく行うこと。
・施工箇所周囲の備品、機器等については、養生及び清掃等を確実に行うこと。
・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
・工事に伴い各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
・配筋検査は、受注者による自主検査を行ったうえ、監理者及び監督員による検査を受検すること。なお、これらの検査は、種類、径及び数量については全数検査を行うこと。
・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ、理由を添えて発注者の承認を受けること。

【工事名称】

都市公園トイレ更新工事（明神第一公園外２カ所）

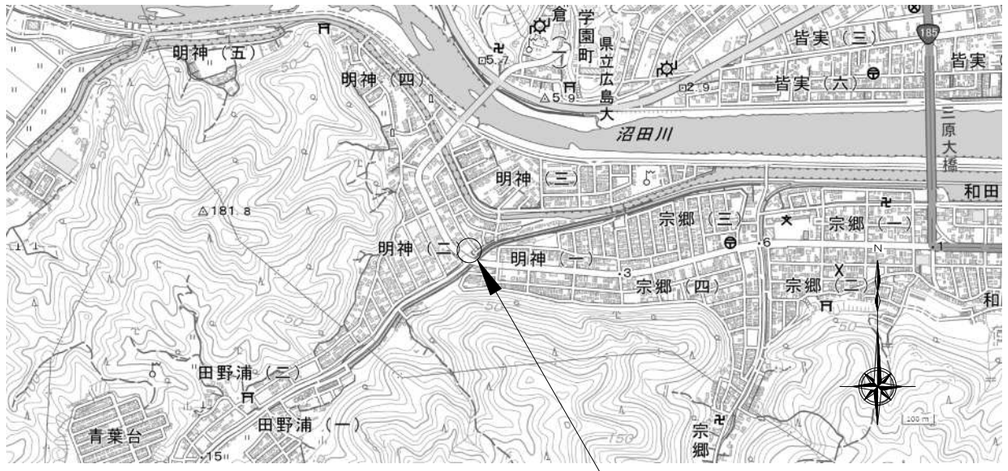

明神第一公園
建物所在地
：三原市明神二丁目８番

付近見取図

出典：国土地理院ウェブサイト

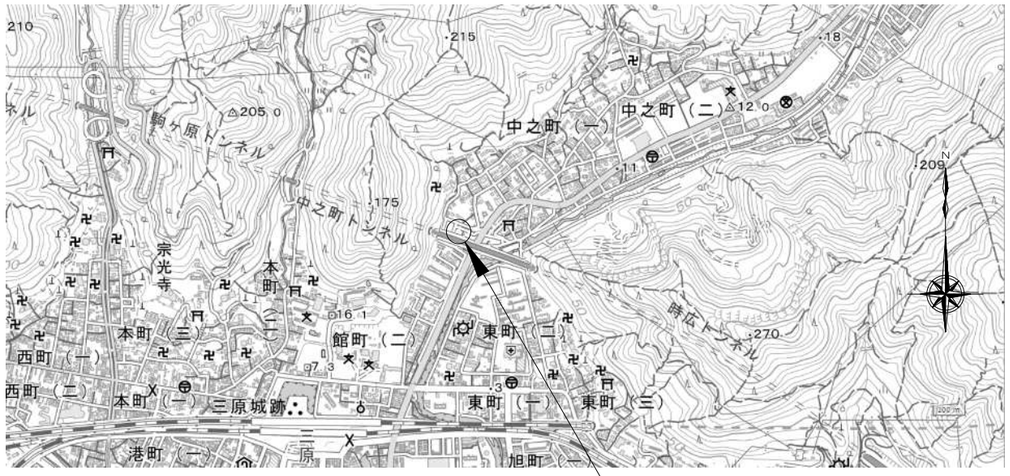

中之町バイパス北公園
建物所在地
：三原市中之町一丁目８番

付近見取図

出典：国土地理院ウェブサイト

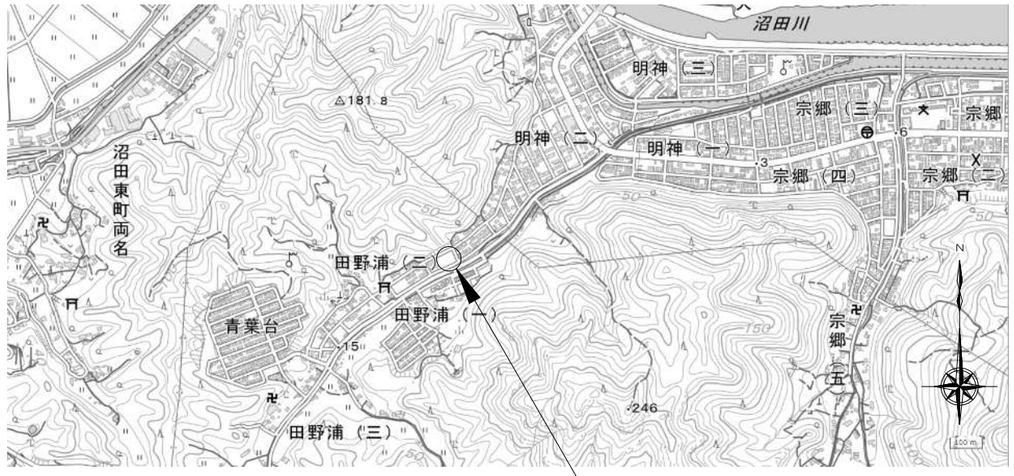

田野浦第二公園
建物所在地
：三原市田野浦二丁目３番

付近見取図

出典：国土地理院ウェブサイト

一級建築士事務所　広島県知事登録１７（１）０４９７号

岡　田　建　築　設　計　事　務　所

一級建築士　第１０２４４９号　岡田文夫

日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
. .		都市公園トイレ更新工事（明神第一公園外２カ所）	工事名称、付近見取図		００

明神第一公園トイレ更新工事

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-00	タイトル、図面リスト	
A-01	建築工事特記仕様書（１）	
A-02	建築工事特記仕様書（２）	
A-03	解体工事特記仕様書	
A-04	付近見取図	
A-05	（更新前）配置図	1/100
A-06	（更新後）配置図、断面図	1/100
A-07	丈量図、求積図	1/100
A-08	平面図、屋根伏図、基礎伏図、仕上表	1/50
A-09	立面図	1/50
A-10	断面図	1/50
A-11	躯体断面図	1/50
A-12	基礎配筋図	1/60
A-13	軸組図	1/50
A-14	（解体）既設便所、平面図、立面図	1/50
A-15	（更新前・後）配置図、縁石　詳細図	1/100　1/10
A-16	仮設計画図（参考図）	1/200

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
E-01	電気設備工事特記仕様書	
E-02	（電気設備）配置図	1/100
E-03	（電気設備）電気設備図、電気設備表	1/50
M-01	機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）	
M-02	（機械設備）（更新後）配置図	1/100
M-03	（機械設備）衛生設備図、給水設備図、排水設備図、勾配図	1/50

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A/00	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME タイトル、図面リスト		A-3：100%
					A-4： 71%

Ⅰ．工　事　概　要　　仕　様　書

１．工事名称　：明神第一公園トイレ更新工事

２．工事場所　：三原市明神二丁目8-11の一部

３．敷地面積　：101.55㎡

４．構造規模　：鉄筋コンクリート造　平屋建て　延面積　5.41㎡

５．工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事

６．別途工事　：

７．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（１）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内
（３）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票等の記入提出，
発注者の調査実施への協力等）

８．公衆災害防止措置
（１）工事に際し工事関係者以外の第三者の生命・身体及び財産の危害並びに迷惑を防止するために必要な措置を執ること。
（２）上記について，建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示496号）」に基づき実施すること。

９．現状復旧
工事に際し隣接建築物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

１０．主要資材
（１）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請負わせようとする場合は，原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
（２）主要資材を購入しようとする場合は，極力三原市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
（３）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと。

Ⅱ．建築工事仕様

１．共通仕様
（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「標準仕様書」。）による。
図面、本特記仕様書及び標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
（２）建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）が必要な工事の場合，受注者は完了検査（中間検査含む）時には，官公署（建築主事等）が求める検査に必要な書類（報告書）等を用意する。

２．特記仕様
（１）項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は○印のついたものを適用する
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
○印と ◎ 印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（５）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
0 法規制	1	敷地の位置	⊙都市計画区域内　⊙市街化区域　・市街化調整区域　・都市計画区域外 用途地域　（　　） 防火地域　・防火　・準防火　⊙指定無し その他の区域，地域，地区，街区　（　　）
1 一般共通事項	1 適用基準等		※建築工事標準詳細図（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準詳細図」という） ※建築構造設計基準及び同解説　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建設工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次による ・建築物解体工事共通仕様書　令和４年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2 工事実績情報の登録 (1.1.4)		受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	3 電気保安技術者 (1.3.3)		※配置する
	4 発生材の処理等 (1.3.11)		・引き渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・上記以外　１．３．８（ｂ）（３）及び監督職員との協議による。 １）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること。（原則，県内処分） ２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 ３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる。

1 一般共通事項	5	環境への配慮 (1.4.1)	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する ２）接着剤及び塗料は，トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する ３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する ４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において，「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し，同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。 ホルムアルデヒド放散量　規制対象外 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	6 材料の品質等 (1.4.2)		材料・機材等の品質及び性能 １）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする ２）備考欄に商品名が記載された材料は，当該商品又は同等品を使用するものとし，同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 ３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については，材料の製造所の指定する工法とする。 ４）本工事に使用する材料のうち、５）に指定する材料の製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない （１）品質及び性能に関する試験データが整備していること （２）生産施設及び品質の管理が適切に行っていること （３）安定的な供給が可能であること （４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること （５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （６）販売、保守等の営業体制が整えていること ５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用損製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
クローザ類	煙突用成形ライニング材
自動扉機構	天井点検口
自閉式上吊り引戸機構	床点検口
重量シャッター	グレーチング
軽量シャッター	屋上緑化システム
	トップライト
	エポキシ樹脂
	ポリマーセメントモルタル
	既成調合目地材
	鋳鉄製ふた

	7 技能士 (1.5.2)		
	工事種目	技能検定職種	技能検定作業
	仮設工事	とび	とび作業
	鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
	コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業
		コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄骨工事	鉄工	構造物鉄工作業
		とび	とび作業
	コンクリートブロック	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
	ＡＬＣパネル工事	エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事作業
	防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法 防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
	石工事	石材施工	石張り作業
	タイル工事	タイル張り	タイル張り作業
	木工事	建築大工	大工工事作業
	屋根及びとい工事	建築板金	内外装板金作業
	金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業
		建築板金	内外装板金作業
	左官工事	左官	左官作業
	建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
		ガラス施工	ガラス工事作業
		自動ドア施工	自動ドア施工作業
		ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
	カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
		サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
		ガラス施工	ガラス工事作業
	塗装工事	塗装	建築塗装作業
	内装工事	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ作業 ボード仕上げ工事作業
		表装	壁装作業
	排水工事	配管	建築配管作業
	舗装工事	路面表示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	植栽工事	造園	造園工事作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

1 一般共通事項	8 化学物質の濃度測定 (1.5.9)		測定対象室及び測定箇所数は図示による。 １）ホルムアルデヒド、ステレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員 に報告する パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のまま測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること ２）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する ３）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする ４）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする ５）屋内に面して用いる材料は，上記２）～４）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，１）の規定を満たすこと
	9 工事写真等		下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 （１）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （２）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 【提出部数】：1部 （３）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　１　部　・Ａ４版写真台帳　部 【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者 （４）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （５）保管 工事写真のデータは，受注者において工事完成後２年間保管すること
	10 完成時の提出図書 (1.7.1~3)		※提出を要する　完成図書：１部 竣工図の種類（※全て　・　　） 竣工図作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　・普通紙　※ 不要 竣工図　二つ折製本（・Ａ１版　部　・Ａ２版　部　・Ａ３版　部） 竣工図は原則としてCADにて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による なお，11　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること 工事完了時の建物住棟に関する資料（保全マネジメントシステム） ※建物基本情報 ※型式台帳 工事完了時の建物使用に関する資料は，監督職員が指定する様式で作成する。
	11 電子納品		※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	12 工事中情報共有システム		（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （４）受注者は，監督職員 又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
	13 施工図及び施工計画書 (1.7.2)		提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする
	14 設備工事との取り合い		（施工範囲） ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔 ※図示した壁，天井の仕上げ材，下地材切り込み及び下地補強 ※自動閉鎖装置設置箇所の切り込み及び補強
	15 施工中の安全確保		・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
	16 工程報告		別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
	17 保証書		次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材料名	保証年限	備考
⊙防水工事	・アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・改質アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等
	⊙ウレタン塗装	10年	漏水の場合等
・屋根工事	・長尺金属板葺き	年	漏水の場合等
	・折板葺き	年	漏水の場合等
⊙外壁工事	⊙防水形複層塗材	10年	漏水の場合等
・防錆工事		年	
・特殊床工事	・フローリング及び塗装	年	
・プール工事	・プール本体	年	・ｱﾙﾐ・ｽﾃﾝﾚｽ・FRP
	・塗装（通常塗装の場合）	年	
・植栽工事	・活着	年	枯死の場合

1 一般共通事項	19 設計ＧＬ		※図示による　・（　　）
	20 耐荷重及び耐外力		外壁ＡＬＣパネル工事，外壁押出成形セメント板工事，合成高分子系ルーフィングシート防水工事（機械的固定工法），外壁石取付け（乾式工法）工事，屋根葺き（長尺金属板，折板，粘土瓦）工事，アルミニウム製笠木工事，ガラスブロック積み工事において，施工計画書により工法を定める際の，建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 風圧力 風速　Ｖｏ＝　　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪荷重　平成12年５月31日　建設省告示第１４５５号における区域　別表（　　）
	21 検査記録		杭地業工事，鉄筋工事，コンクリート工事，鉄骨工事については，次の内容を記載した検査記録を整備すること *工事完了通知書第４面及び照合方法が確実に行われていることを証明する書類（ＩＣＢＡ（建築行政センター）の「構造審査・検査の運用解説」第５章資料に示す「施工状況報告書等」に記載する内容）
	22 コンクリートの試験 (6.9.1~6)		※コンクリートの強度試験 公的機関又はこれに準ずる機関で行う。ただし，調合管理強度の管理試験用及び型枠取外し時期の決定用については，生コン工場試験室でもよい
2 仮設工事			（２．２．４）
	1 足場その他		「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
	2 監督職員事務所等		※ 設ける　　・ 設けない　　（２．３．１） 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	3 工事用水		構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）
	4 工事用電力		構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）
	5 仮囲い等の安全施設		別紙設計図による
	6 工事現場の表示		現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	7 交通誘導員		※配置する　・配置しない ※大型車両進入時　（ １ ）人／日　・常時配置　（　）人／日 ・（　　）作業期間　（　）人／日
	8 快適トイレモデル工事		本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度> 入札・契約制度関係資料」に掲載している。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A／01	図面縮小率
CH.	CH. DR.		NAME 建築工事特記仕様書（１）		A-3：100% A-4： 71%

③ 土工事

1 埋戻し及び盛土

材料及び工法　（3．2．3）（表3．2．1）

※ 標準仕様書3.2.1による種別
- A種　適用場所（　　）
- B種　適用場所（　　）
- C種　適用場所（　　）土質（　　）　受渡場所（　　）
- D種　適用場所（　　）
  （品質：細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。）
- （材料：　　工法：　　）

2 建設発生土の処理

※ 現場説明書の施工条件明示による　（3．2．5）
- 構内指示場所に敷き均し
- 構内指示場所に堆積

④ 地業工事 / ⑤ 鉄筋工事 / ⑥ コンクリート工事 / 7 鉄骨工事

特記仕様書（構造関係）による

8 コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造

ブロックの種類等　（8．2．2、3、5）

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モデュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
・空洞ブロックC（16）		・400	・200	・無　・有		
				・無　・有		

モルタルの調合（容積比）
※ 標準仕様書8.2.1による　・セメント（　　）：砂（　　）
各部の配筋　※ 図示
まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する範囲　※ 図示
目地仕上げ　・押し目地仕上げ　・化粧目地仕上げ

2 コンクリートブロック帳壁及び塀

ブロックの種類　（8．3．2、3）

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モデュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
・空洞ブロックC（16）				・無　・有		
・型枠状ブロック20				・無　・有		
				・無　・有		

モルタルの調合（容積比）
※ 標準仕様書8.2.1による　・セメント（　　）：砂（　　）
塀に用いるブロックの正味厚さ（mm）
塀の高さが2m以下　・　　※120
塀の高さが2m超え　・　　※150
壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　※ 図示　・
各部の配筋　※ 図示

3 ＡＬＣパネル　（8．4．2～5）

パネルの区分			単位荷重（N/m2）	厚さ（mm）	長さ（mm）	幅（mm）	耐火性能	構法の種別
・外壁パネル	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠		・100			有（1）時間	・A種 ・B種
・間仕切壁パネル	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠		・100			・有（1）時間 ・無	・C種 ・D種 ・E種
・屋根パネル		平		・100			有（0.5）時間	F種
・床パネル				・100			・有（ ）時間 ・無	

パネルの相互の接合部に充填する耐火目地材
※ パネル製造所の仕様
外壁、屋根パネルの構法
1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した構法
パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合　※ 図示
外壁、間仕切パネルの出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の目地幅（mm）※ 10～20　・
外壁、間仕切パネルの伸縮調整目地への耐火目地材の充填　・ 適用する　・ 適用しない
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

4 押出成形セメント板（ＥＣＰ）　（8．5．2～5）

パネルの種類	形状	厚さ（mm）	幅（mm）	工法の種別	備考
・外壁パネル	・F（フラットパネル）	・50　・60		・A種	
	・D（デザインパネル）	・50　・60	600	・B種	
	・T（タイルベースパネル）	60			
・間仕切壁パネル	・F（フラットパネル）	・50　・60		・B種	
	・D（デザインパネル）	・50　・60	600	・C種	
	・T（タイルベースパネル）	60			

外壁パネルの構法
1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した構法
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合　※ 図示
パネル相互の目地幅（mm）　※ 長辺8、短辺15
出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅（mm）　※ 15　・
耐火構造以外の目地及び隙間の処理　※ パネル製造所の仕様　・
やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮した強度を確認した資料を提出する。

		孔あけ及び欠き込みの大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅
パネルに孔あけを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	150mm以上
	長辺	500mm以下	300mm以上
パネルに欠き込みを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	300mm以上
	長辺	500mm以下	300mm以上

9 防水工事

1 アスファルト防水

屋根保護防水　（9．2．2～5）（表9．2．3～6）
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材 ☐	絶縁用シート	立上り部の保護方法
・A－1			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上またはフラットヤーンクロス70ｇ/m2程度	※乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ※JIS R 1250
・A－2				
・A－3				
・B－1				
・B－2				
・AⅠ－1		（材質）JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種ｂＡ（スキン層付き） （厚さ）（mm） ※25　・50	※フラットヤーンクロス70／m2程度	
・AⅠ－2				
・AⅠ－3				
・BⅠ－1				
・BⅠ－2				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.2.3から表9.2.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.2.5から表9.2.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

立上り部への断熱材及び絶縁用シート
※設置しない　・設置する

平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※ 水下　80mm以上
床タイル張り　※ 水下　60mm以上

（品質・性能）

分類・規格		・窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・金属複合板
寸法（mm）	厚さ（mm）			
	幅（mm）			
寸法の許容差		厚さ：+10%、－5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		－
曲げ強さ・曲げモーメント（N・cm）（スパン40ｃｍにおける単位幅1ｃｍあたりの曲げモーメント）	標準時	550以上	450以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上（300）	320以上（200））	250以上（300）
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	２００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに劣次しないと認められるものは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量500（窯業系パネルⅠ類は1,000）のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。		質量500のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下。
剛性（EA1）（スパン40ｃｍ幅30ｃｍの中央曲げ時1荷重70N の時、たわみ4mm以下となる剛性）		－	－	80,000N・cm2以上

（試験方法）
（1）寸法の測定方法
（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
（幅）供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央１箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの1級コンベックスルール又は、JIS B 7516「金属性直尺」に規定する目量が1mmの1級直尺を用いて測定する。
（2）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。
（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。
（3）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。
（4）難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。
（5）吸水による長さ変化率試験は、試験体（幅40mm×長さ160mm×素材厚さ）を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（L1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。
24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（L2）を測る。
吸水による長さ変化率（ΔL）は、次式によって求める。
（ΔL）＝（L2 － L1）/ L1×１００　　ΔL ：吸水による長さ変化率（%）
L1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　　L2 ：吸水時の標線間の長さ（mm）
（6）耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃の清水中20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする。
（7）耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号S2 対辺単純支持方法による。
試験体の大きさは、4号（長さ400mm、幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもりとし、記号（W１－1000）、質量1,000gとする。試験体を支持装置で支持して、堅固な床に水水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

屋根露出防水
防水層の種別　（表9．2．7～8）

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・D－1			※アスファルトルーフィング製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング製造所の仕様による	・適用する
・D－2					・適用する
・DⅠ－1		JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく発泡プラスチック断熱材（種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号			・適用する
・DⅠ－2		（厚さ）（mm） ※25　・50			・適用する

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.2.7から表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.2.7から表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※　図示
脱気装置の種類　※ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様　・
脱気装置の設置数量　※ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様　・　（個）

屋内防水　（表9．2．9）
防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・E－1		・E－2	

E－1の場合で工程3を行う部位（※ 貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　　）
保護層　・ 設ける（※図示　・　　）
防水層の下地の立上り
※ コンクリート打放し仕上げ　標準仕様書表6.2.4の種別B種

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
防水層の下地のモルタル塗り
※適用しない　・ 適用する（施工範囲　※ 図示　・　　）
屋上排水溝　※ 図示

屋根露出防水
防水層の種別　（9．3．2～3）（表9．3．1～3）

種別	施工箇所	断熱材	防湿用シート	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・AS－T1				※改質アスファルトシート製造所の仕様	※改質アスファルトシート製造所の仕様	・適用する
・AS－T2						・適用する
・AS－T3						・適用する
・AS－T4						・適用する
・AS－J1						・適用する
・ASⅠ－T1		JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく発泡プラスチック断熱材（種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ （厚さ）（mm） ※25　・50	・設ける（改質アスファルトシートの製造所の仕様による） ・設けない			・適用する
・ASⅠ－J1						・適用する

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
脱気装置の種類　※ 改質アルフルトシートの製造所の仕様　・
脱気装置の設置数量　※ 改質アルフルトシートの製造所の仕様　・　（個）

2 改質アスファルトシート防水

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

屋根防水
防水層の種類　（9．4．2～4）（表9．4．1～3）

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・S－F1				※製造所の仕様による	・適用
・S－F2					・適用
・S－M1				※製造所の仕様による	・適用
・S－M2					・適用
・SⅠ－F1		標準仕様書9.4.2(3)(I)(b)による （種類）※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm）　※25		※製造所の仕様による	・適用
・SⅠ－F2					・適用
・SⅠ－M1		標準仕様書9.4.2(3)(I)(a)による （種類）※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm）※25		※製造所の仕様による	・適用
・SⅠ－M2					・適用

ＳＩ－Ｍ１及びＳＩ－Ｍ２における防湿用フィルムの設置
※ 設置しない　・ 設置する
ＳＩ－Ｍ２のシートの可塑剤移行防止用シートの材種
・ 発泡ポリエチレンシート
Ｓ－Ｆ１、Ｓ－Ｍ１、Ｓ－Ｆ２、Ｓ－Ｍ２の仕様
※非歩行仕様　・軽歩行仕様

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗厚（mm）	工法	立上り部の保護モルタルの塗厚
・S－C1			・床塗り ・下地モルタル塗り	※ 7mm以下

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割および種類
目地割
※目地割２m²程度、最大目地間隔３ｍ程度
目地の種類　※押し目地
屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.4.1から表9.4.3による
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類
厚さ　（　　mm以上）
固定金具の材質及び寸法形状
※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ0.4mm以上のもの

接着工法の場合の脱気装置の種類　※ ルーフィングシートの製造所の仕様　・
接着工法の場合の脱気装置の設置数量　※ ルーフィングシートの製造所の仕様　・　（個）
プレキャストコンクリート部材下地の目地処理（接着工法の場合）
・ 行う（※図示　・　　）　・ 行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）
・ 行う（※図示　・　　）　・ 行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1章 15 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

4 塗膜防水

防水層の種類　（9．5．3）（表9．5．1、2）

種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	保護層	高日射反射率防水
・X－1		※２成分形アクリルウレタン樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系	※製造所の仕様による		・適用する
・X－2			※製造所の仕様による		・適用する
・Y－1	※地下外壁防水				
・Y－2	※屋内防水			・適用する ・適用しない	

X－1（絶縁工法）の脱気装置の種類　※ 主材料の製造所の仕様　・
X－1（絶縁工法）の脱気装置の設置数量　※ 主材料の製造所の仕様　・　（個）

5 ケイ酸質系塗布防水

防水層の種類　（9．6．1、3）（表9．6．1、2）

種別	施工箇所
※ C－U2	
・C－UP	

壁及び天井部の防水層の下地
※ コンクリート打放し仕上げ（標準仕様書表6.2.4の種別B種）
コンクリートの打継ぎ箇所の下地処理
※ 打継ぎ部分には、幅30mm及び深さ30mm程度の目地棒を用いる。目地棒の除去後、水洗い清掃し、ケイ酸質系塗布防水材の製造所の仕様により、ポリマーセメントモルタルを充填する。

標準仕様書 9.7.3(2)の(イ)、(ウ)以外の下地処理
※ 図示

6 シーリング

下表以外は、標準仕様書表 9.7.1による　（9．7．2、3）（表9．7．1）
ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは１１章に、カーテンウォールの場合のシーリングは１７章による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材表面に仕上塗材、塗装等　※行う　・行わない
シーリング材の目地寸法　※ 標準仕様書9.7.3(1)(ア)～(ウ)による　・
接着性試験　※ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE
CH.	CH.	DR.

TITLE　明神第一公園トイレ更新工事
NAME　建築工事特記仕様書（２）

NO. A／02

図面縮小率
A-3：100%
A-4： 71%

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　：明神第一公園トイレ更新工事
2　工事場所　：三原市明神二丁目8-11の一部
3　構造・規模：鉄筋コンクリート造　平屋建て　延面積　5.41㎡
4　工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事
(1)建物解体･撤去工事一式（内訳は別図による）

5　別途工事

6　公衆災害防止措置
ア　工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危害，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
イ　上記について，建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示 496号）」に基づき実施すること。

7　現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

8　その他
(1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
(2)解体仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが，関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。
(3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
・ 公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

Ⅱ　解体工事仕様

1　共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書　最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
（1）項目は ⊙ 印のついたものを適用する。
（2）特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙ 印と ㊟ 印のついた場合は共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（5）特記事項に記載の <　> 内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

		項目	特記事項
1 一般共通事項	①	適用基準等	㊟建設工事公衆災害防止対策要綱 ㊟建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ㊟建築工事安全施工技術指針 ㊟再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部
	②	設計図書の優先順位	(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書　(3)特記仕様書 (4)図面　(5) 共通仕様書
	③	官公署その他への届出手続等	［1.1.3］ 工事の着手，施工，完成に当たり，関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。 また，これらの手続等を行うに当っては，届出内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。別契約の工事に施工上密接に関連するため，監督職員の調整に協力すると共に， なお，手続き等に要する費用は受注者の負担とする。
	4	別契約の関連工事	工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と十分調整し，工事の円滑な施工に努めること。［1.1.7］
	⑤	表示板の設置	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。　※工事概要等の表示板（900㎜×600㎜）
	⑥	工事実績情報の登録	［1.1.4］ 受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	⑦	発生材の処理等	［1.3.10］［4. 1. 3～4. 5. 1］ ・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類，PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材，　　　） ⊙次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 （・建設発生土　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材） (2) 金属類 (3) 小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化 ※無し　・有り（・蛍光ランプ,HDランプ　・硬質塩化ビニル管,継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　※無し　・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ※無し　・有り（　　　） ・産業廃棄物広域認定制度の適用　※無し　・有り（　　　） ・処理に注意を要する建設廃棄物 ※無し　・有り（・CCA処理木材　・ひ素，ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ） (1)本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし,建設廃棄物が,破砕等（選別を含む)により,有用物となった場合,その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則，県内処分) (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島　県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。 なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	⑧	工事工程表	検査期間としての１３日間を含んだ工程とし，［1.2.1］ 工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける。
	⑨	施工計画書	［1.2.2］ 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ，事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し，あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 （仮設計画，安全･環境対策，工程計画，解体計画，発生材の処分計画）
	⑩	施工条件	［1.3.5］ (1)作業時間は，原則午前８時半から午後５時までとし，通学時間帯を考慮すること。 なお，時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし，あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りではない。 (3)その他図示による
	⑪	安全確保	［1.3.6～1.3.8］ (1)受注者は，現場代理人を工事現場に常駐させ，工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い，　周囲の建物，通行者等に損傷を与えないように注意して，工事施工をすること。なお，万一損傷が生　じた場合は，受注者の責任において処理すること。 (2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。 特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5)作業現場には，労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き，作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く），張出し足場又は高さ５m以上の構造の足場の組立て，解体　を行う場合，コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５m以上のもの）の解体作業を行う場　合は，労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は，平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進に　ついて」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安　全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。
	⑫	工事の記録	［1.2.3］ 下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況，建設副産物処理及び事前措置，解体手順の各段階における施工が完了した写真，水中又は地下に埋設される部分,分別解体を行っていることが確認できる状況写真，その他工事終了後では確認できない事項，その他監督職員が指示する箇所は，A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお，基礎や地下構造物等の撤去については，撤去物の全般に亘り，その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】:１部 (3)完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所）　監督職員が指示する箇所 （写真規格）　・カラーサービス版　・カラーキャビネ版　・ （規格・提出部数）　・A4版クリアファイル　部　・A4版写真台紙　部　・アルバム　部 (4)その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は,施工前,施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。 (5)保管 工事写真のネガ・データは工事完成後，受注者において２年間保管すること。
	13	電気保安技術者等	［1.3.3～1.3.4］ 工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め，監督職員に報告する ・電気保安技術者　※適用しない　・適用する
	⑭	近隣との折衝	［1.3.6］ 工事施工に当っての近隣との折衝は次による。また，経過について記録し，遅滞なく監督職員に報告する。 (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし，あらかじめその概要を報告する。 (2) 工事に関して，第三者から説明の要求又は苦情があった場合は，直ちに誠意をもって対応する。
	⑮	施工の検査	監督職員による随時の立入り検査を行う。［1.5.4］ 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。
	⑯	中間技術検査	※行わない［1.6.2］ ⊙行う（回数及び時期については監督職員の指示による。）
	⑰	工程報告	別紙様式による期間別工事履行報告書を毎月１回１部提出すること。
	⑱	埋設物等の報告	工事の施工に当たり，図面にない地下構造物，埋設配管等を発見した場合は，直ちにその状況を監督職員に報告すること。
	19	地下埋設物調査	・行わない ・行う　図示する範囲内において，整地前に敷地境界から２mの距離を置き，幅１m，深さ1.5mで，３m間隔で掘削調査を行う。
	20	契約不適合調査	竣工後，発注者から契約不適合調査（建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内）の連絡があった場合には，調査に協力すること。
	21	家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は，同法に基づき処理を行うこと。また，工事完了後に管理票の写しを提出すること。
	㉒	完成時の提出図書	・竣工図：　部（A２版：　部，　版：　部，CD－R：　部）<1.8.1～3> ⊙完成図書　部 竣工図は残置及び設置工作物等，工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類，位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し，提出すること。
	23	試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため，次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時　・（　　） 試掘方法 ※機械掘削　・人力掘削 なお，試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上，外構（排水施設，舗装等）で１箇所以上行い，試掘する箇所については，検査員の指示による。
	24	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す。 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する。 また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
	㉕	工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム （http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない。
2 仮設工事	①	騒音・粉じん等の対策	［2. 2. 1］ 騒音・粉じん等の対策　・ 防音パネル　※ 防音シート　・ 養生シート等 防音パネル、 防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲
	2	足場等［2. 2. 2］	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・騒音・振動計を設置すること（設置個所は図示による）
	3	監督職員事務所等	※ 設けない［2. 3. 1］ ・ 既存建物内の一部を使用する（場所　　　） ・ 設ける 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	4	山留めの撤去	鋼矢板等の抜き跡の処理［2. 4. 3］ ※ 直ちに砂で充填する
	⑤	工事用水	構内既存の施設　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
	⑥	工事用電力	構内既存の施設　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
	⑦	交通誘導員	※配置する　・配置しない 配置計画 ※大型車両進入時　（ 1 ）人／日 ・常時配置　（　）人／日 ・（　　　）作業期間　（　）人／日
3 解体施工	①	事前措置	９章 機械設備による。それ以外は下記による［3. 2. 1］ (1) 給水管，ガス管，電気ケーブル，下水道等の供給管等の切断及び桝，配管等の撤去は本工事に含む。 ① 配管等の切断及び汚水管，排水管等の末端処理については，供給者と事前に協議すること。 ② 水道，ガス，下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また，記録を残し監督職員に提出する。 ③ 配管等の切断位置や，切り回し必要箇所等は図示による。 (2) 落下するおそれのある付属物は撤去すること。 (3) 解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 (4) 電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い，必要に応じて放電する。 (5) 衛生器具等は，十分に洗浄を行い，汚水，汚物等による異臭の発生を防止する。 (6) 浄化槽，排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は，施設管理者が回収，洗浄等を行うため，時期等について協議すること
	②	基礎等	［3. 9. 1］ 基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し，砂利地業・割り石まで行なうこと。
	3	杭の解体	※解体する（・引き抜き工法　・破砕工法　・　　）［3. 9. 2］ ・残置する ① 杭を残置する場合は，杭の種別・杭径，杭の位置，杭頂部高さ，深さ等の記録を整備し，写真と共に監督職員に提出する。 ② 残置杭の中，杭の破砕跡は，現場発生の良質土で埋め戻すこと。 ③ 残置する杭頭は，キャップ等で被いコンクリートを打設すること。
	④	さく、照明設備等の附属物	附属物の解体 ⊙ 行う　・ 行わない［3. 10. 1］
	⑤	構内舗装、樹木等	舗装の路盤の解体　⊙行う　・ 行わない［3. 11. 1］ 樹木の伐採伐根及び移植 ⊙行う　・ 行わない
	6	地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の撤去　・ 行う　・ 行わない［3. 12. 1］ 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は，監督職員に報告し，対応策を協議すること。
	⑦	埋戻し、盛土及び地均し	解体後の埋戻し及び盛土［3. 13. 1］ ・ 行う 整地高さ　・ 現状ＧＬ　⊙ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類　・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂　・ 現場発生の良質土 ・ 行わない 土砂流出の恐れがある部分は，土のう等で処置すること。
	8	解体後の囲障	・設置する　・設置しない　・工事中の仮囲いを存置 囲障を設置する場合の仕様等 種別　・木杭+ロープ　・木杭+番線張り　・（　　） 高さ　H＝（　） 設置範囲　※図示　・敷地境界全域
④ 建設廃棄物の処理			１章 一般共通事項 ７ 発生材の処理等　による。 それ以外は下記による。
5 特別管理産業廃棄物の処理	1	特別管理産業廃棄物の処理等	８章 電気設備、９章 機械設備による。それ以外は下記による［5. 4. 1］ ・ ＰＣＢを含む機器類の処理 分析調査　・ 行う　採取場所（　　　） 除去範囲　※ 図示 ・ ＰＣＢ含有シーリング材の処理 分析調査　・ 行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示 ・ 廃油の処理 処分方法　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理 除去範囲　※ 図示 ・ 廃酸・廃アルカリの処理 除去範囲　・ 臭化リチウム（直炊吸収冷温水機） ・ 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 処分方法　・ 中和処理　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理 ・ ダイオキシン類の処理 サンプリング調査　・ 行う （分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示 解体方法 処分方法

6 石綿含有建材の除去等

1 調査

調査　［6. 1. 3］
・ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
貸与資料（ ・　　　　）

・ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	分析方法（定性）JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量）JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示　・

2 石綿粉じん濃度測定

・ 測定時期、場所及び測定点　［6. 1. 4］

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計　点
	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計　点
	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・ 計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	の位置　・ 計　点
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺　・敷地境界	・ 計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計　点
	測定８	処理作業後	処理作業室内	・ 計　点
	測定９	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 計　点

測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4　・ 測定5 ・ 測定（　　）	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（l/min）	試料の吸引時間（min）
・ 測定4　・ 測定5　・ 測定（　）	25	5	30
・ 測定（　　）	47	10	120
・ 測定（　　）	47	10	240
・ 測定（　　）			

3 石綿含有建材の除去

・ 石綿含有吹付け材の除去　［6. 3. 2、6. 3. 3］
除去範囲　※ 図示　・
除去工法　※ 解体共通仕様書6.3.2(1)(ｱ)～(ｴ)による
・
除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設）

・ 石綿含有保温材等の除去　［6. 4. 1、6. 4. 4］
除去範囲　※ 図示　・
除去方法　※ 原形のまま、手ばらし
・ 破壊して除去
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去　［6. 5. 4］
除去範囲　※ 図示　・
除去した石綿含有成形板の処分
・ 石綿含有せっこうボード
※ 埋立処分（管理型最終処分場）
・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・ 埋立処分（安定型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去
除去範囲　※ 図示　・
養生方法
除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による
除去工法
※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法
・ 集じん装置併用手工具ケレン工法
・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度）
・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）
・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用）
・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度）
・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）
・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
除去対象範囲　※ 図示
作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う
試験施工　※ 行わない　・ 行う
除去した石綿含有仕上塗材の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分
※ 解体共通仕様書6.3.3による
確認及び後片付け　※ 解体共通仕様書6.3.4の(ｱ)、(ｲ)及び(ｵ)による

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023.08.		明神第一公園トイレ更新工事	A / 03	A-3：100%
CH. / CH. / DR.			NAME 解体工事特記仕様書		A-4： 71%

建設地
地名地番：三原市明神二丁目8-11の一部

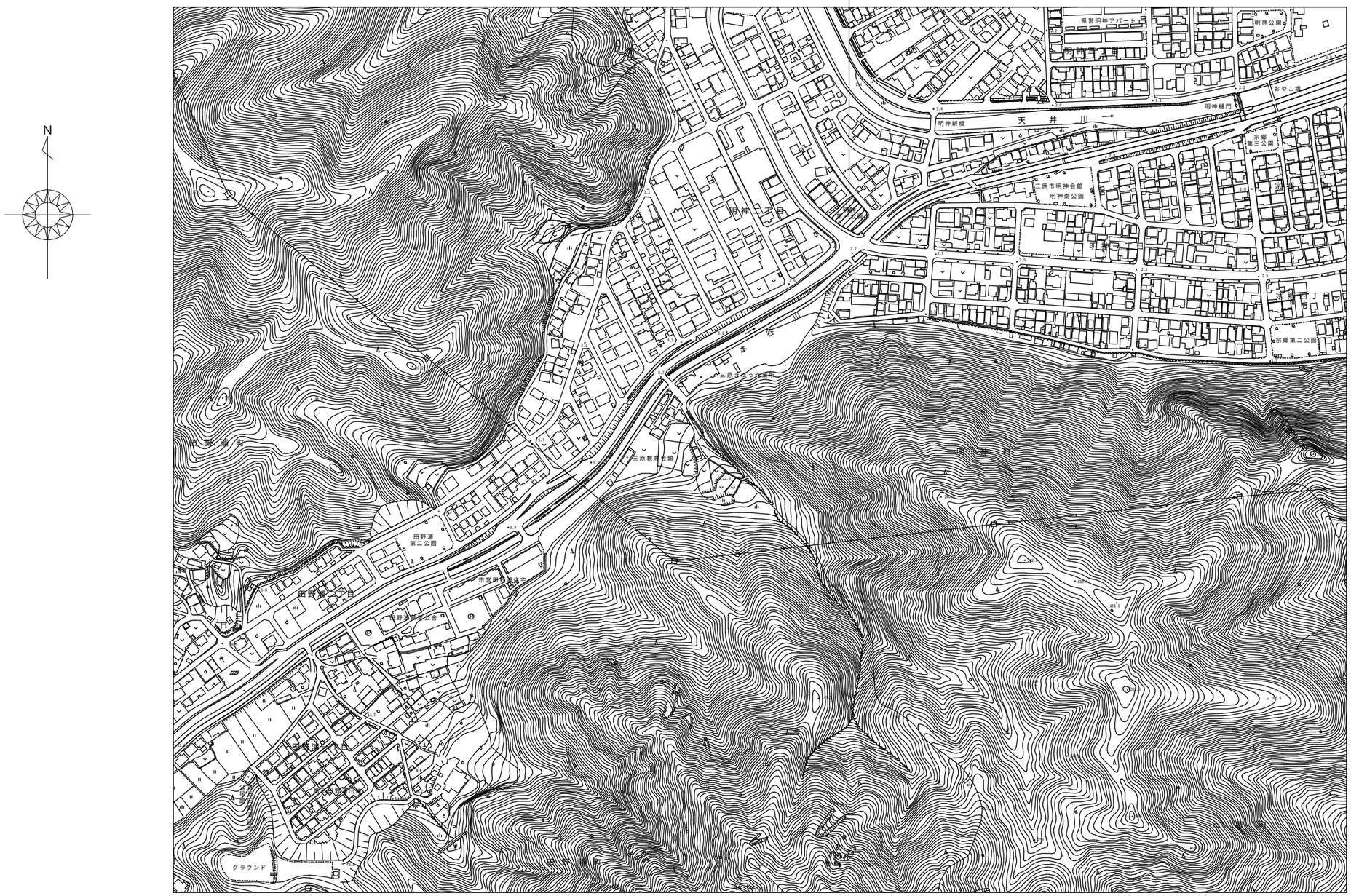

付近見取図

出典
※国土地理院図を一部編集

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A / 04	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 付近見取図		A-3：100% A-4： 71%

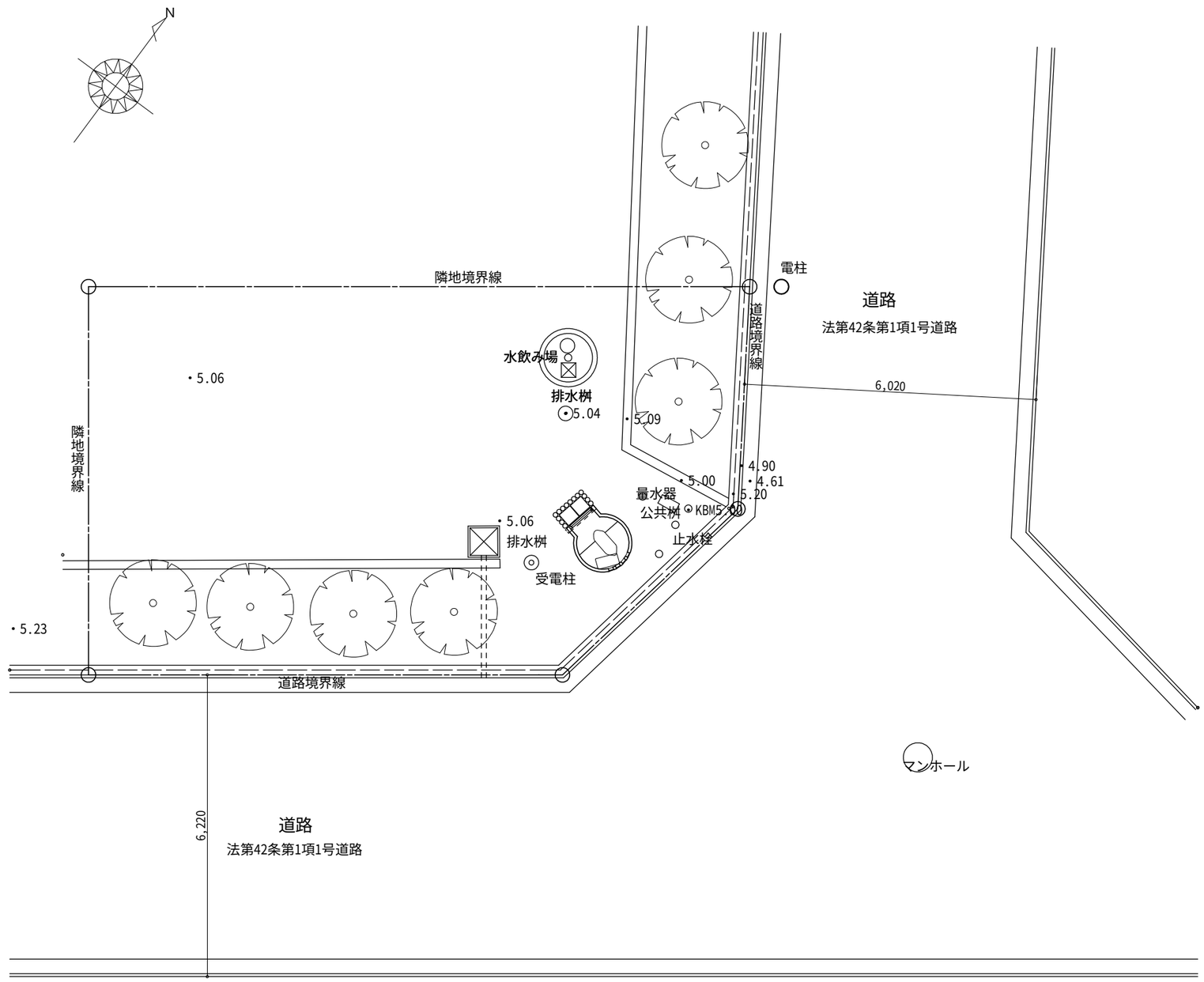

（更新前）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A / 05	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME （更新前）配置図		A-3：100%
								A-4： 71%

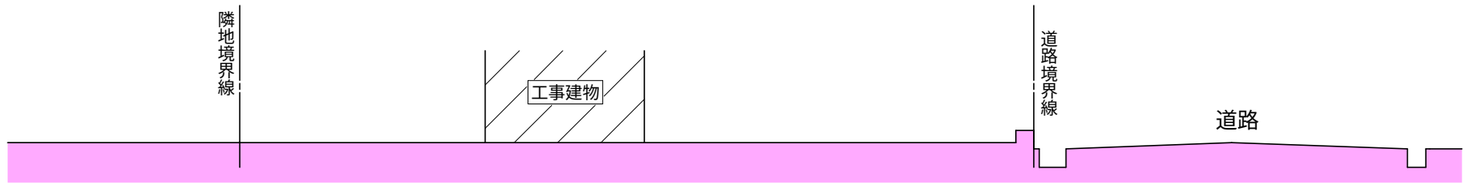

A-A断面図　S＝1/100

※[隣地斜線制限]は最高の高さH=2,920㎜≦20,000㎜（∴ＯＫ）

チェック点/建物の高さ	算定式：許容高さ	
③　/　2,419㎜	［道路斜線］1.25ｘ（890+6,220+890）	= 10,000㎜＞2,419㎜（∴OK）
④　/　2,419㎜	［道路斜線］1.25ｘ（890+6,220+890）	= 10,000㎜＞2,419㎜（∴OK）
⑤　/　2,920㎜	［道路斜線］1.25ｘ（890+6,220+2,152.5）	= 11,578㎜＞2,920㎜（∴OK）

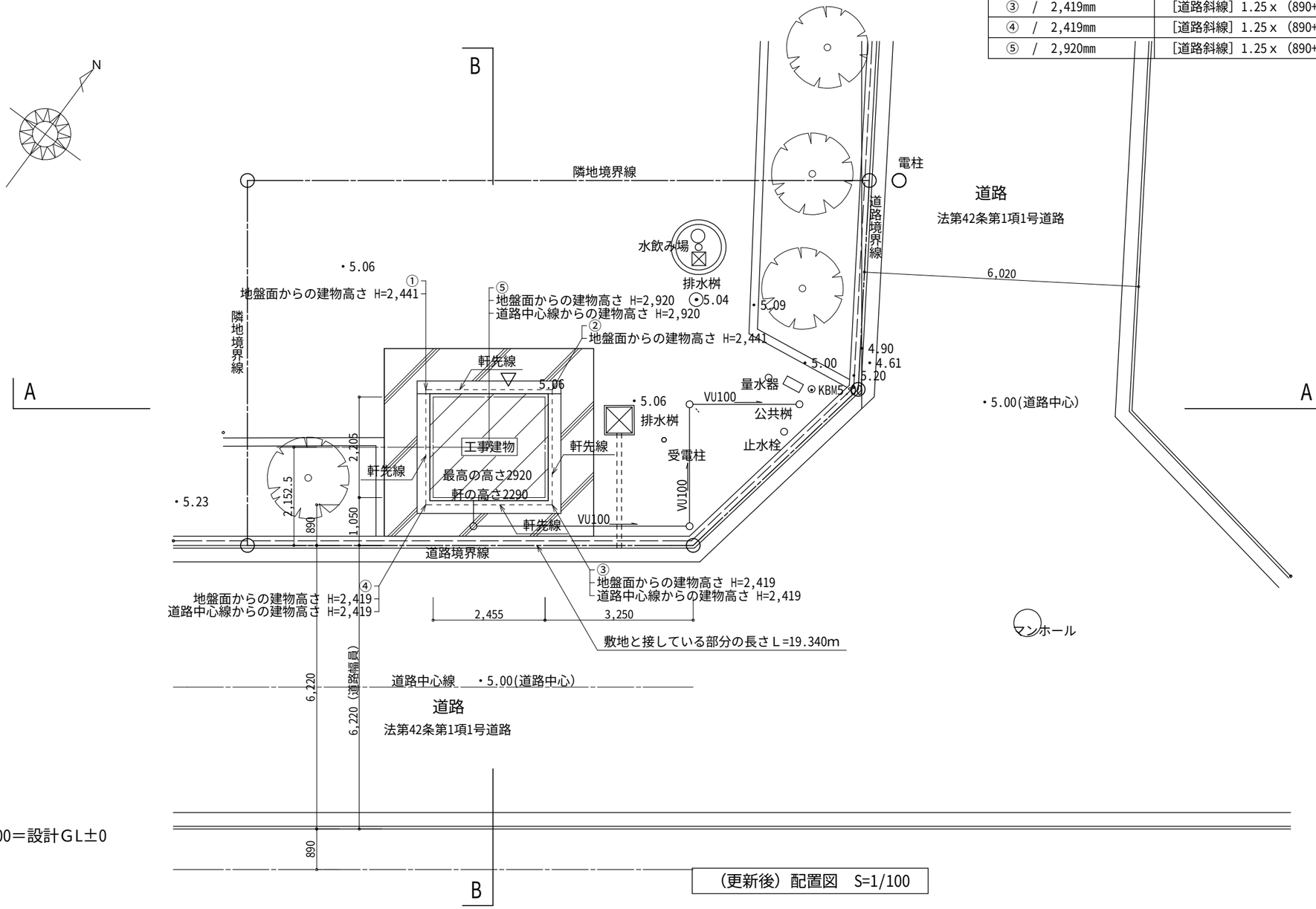

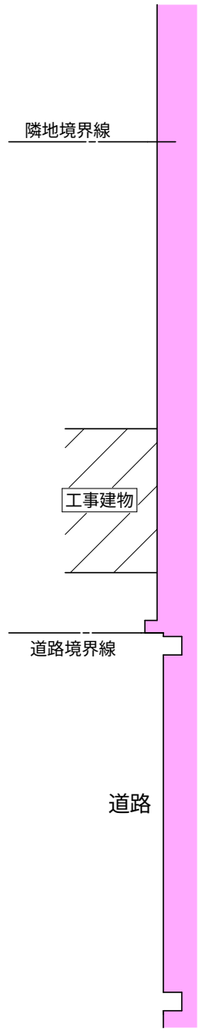

B-B断面図　S＝1/100

凡　例

地盤高　5.00＝設計ＧＬ±0

（更新後）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A / 06	図面縮小率
CH.	CH. DR.		NAME （更新後）配置図、断面図		A-3：100% A-4： 71%

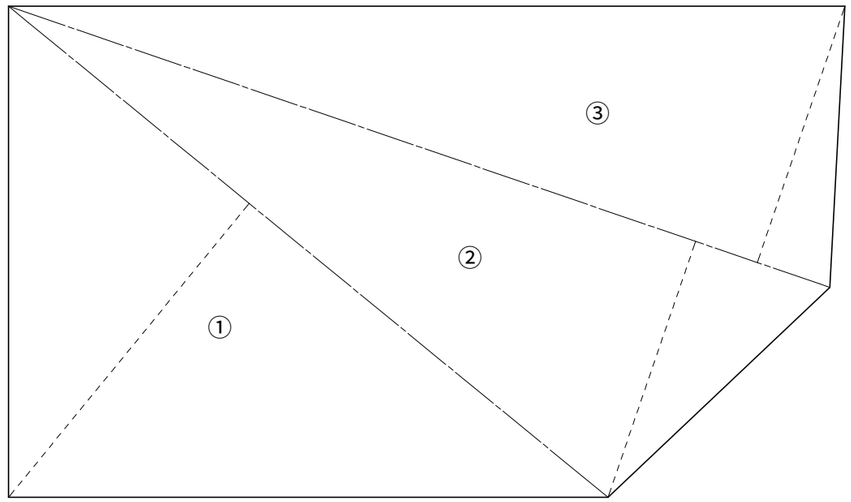

丈量図　S=1/100

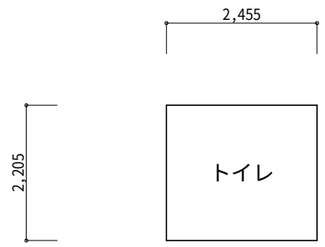

求積図　S=1/100

建物面積求積表

階	室名	計算式	面積
1	トイレ	2.455×2.205	5.413275
面積表			
	1階床面積		5.41㎡
	延床面積		5.41㎡
	建築面積		5.41㎡

敷地面積求積表

番号	底辺	高さ	倍積
1	12.63	6.20	78.3060
2	14.15	4.41	62.4015
3	14.15	4.41	62.4015
計			203.1090
二除面積			101.5545
面積（㎡）			101.55

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A / 07	図面縮小率
			CH. CH. DR.			NAME 丈量図、求積図		A-3：100% A-4： 71%

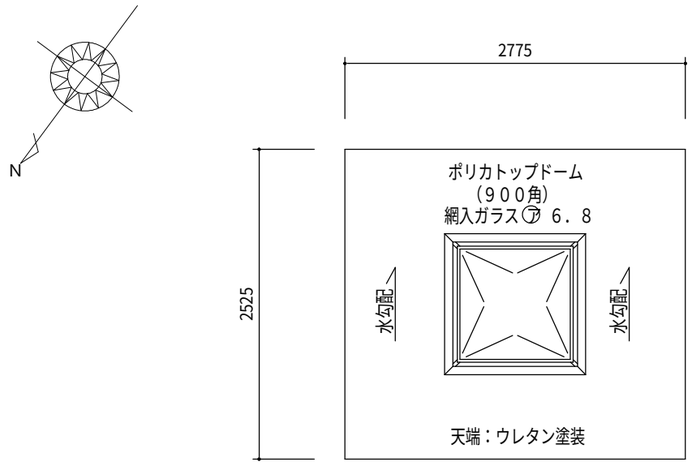

屋　根　伏　図

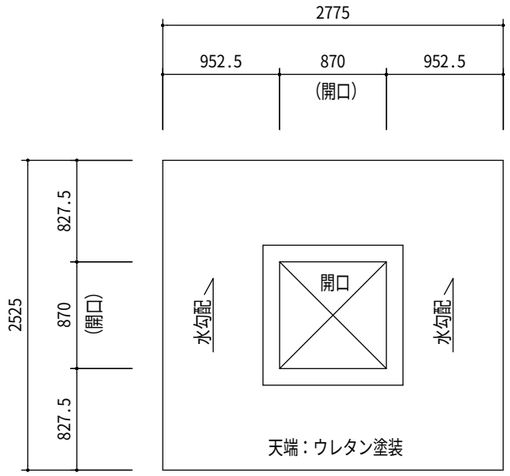

屋　根　伏　図

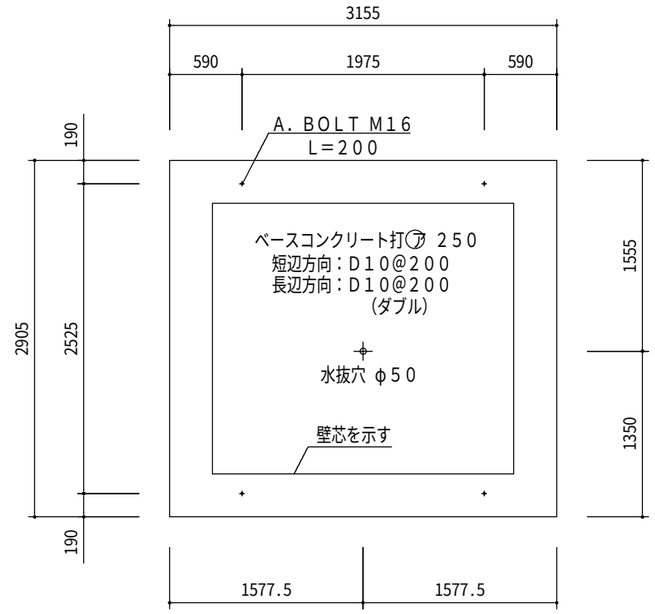

基　礎　伏　図

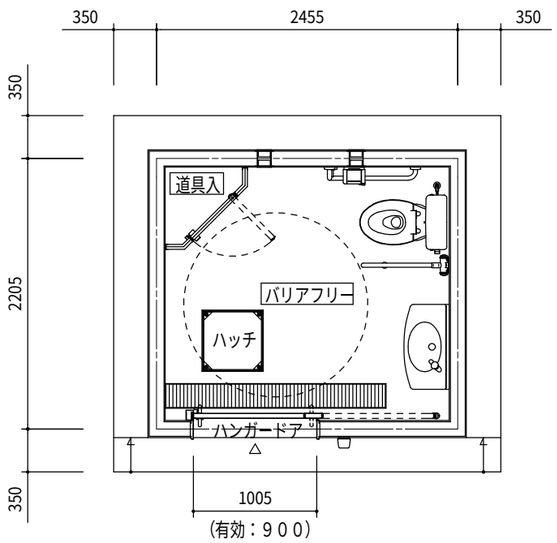

平　面　図

仕上表

	名　称	使用材料	色彩計画（色・品番）
外装	屋　根	RC造　天端：ウレタン塗装	日本塗料工業会色番から選択可能
		天井：防水形複層塗材E 吹放し仕上	日本塗料工業会色番から選択可能
	採　光	ポリカトップドーム（900角）	乳半色
		網入ガラス㋐ 6．8	――
	換　気	SUS製ガラリ φ100（防虫網付）	シルバーメタリック
	外　壁	上部：防水形複層塗材E 吹放し仕上	日本塗料工業会色番から選択可能
		下部：50二丁タイル張り	
内装	内　壁	上部：防水形複層塗材E 吹放し仕上（FL＋1220以上）	日本塗料工業会色番から選択可能
		下部：磁器質ボーダータイル張り 横張り（FL＋1220迄）	IM−1520P1／LUG−11（LIXIL）
	床	床用磁器質300角タイル張り	IPF−300／GVN−3（LIXIL）
建具	バリアフリー	入口三方枠：SUS製（HL）	――
		ハンガードア：溶融亜鉛メッキ鋼板（焼付塗装）	25−85C
		アルミ換気ガラリ（防虫網付）・管理錠付	――
		金物：SUS製引手・非常開装置付表示装置 大型サムターン付	――
		道具入：メラミン化粧合板 扉W＝450 管理錠付	木目調

※トーヨーマテラン（株）TB−86−21−111同等品以上とする。
※一級建築士事務所登録メーカーの製品とする。
※建設業許可を有するメーカーの製品とする。
※JPFA（一社）日本公園施設業協会　公園施設団体賠償責任保険加入製品とする。
※国際規格 ISO9001：2015／ISO14001：2015認証登録メーカーの製品とする。
※図中の設備表の品番につきましては、諸般の事情により予告なく改良、仕様の変更など行う場合がありますのであらかじめご了承ください。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A／08	図面縮小率
CH. CH. DR.			NAME 平面図、屋根伏図、基礎伏図、仕上表		A-3：100%
					A-4： 71%

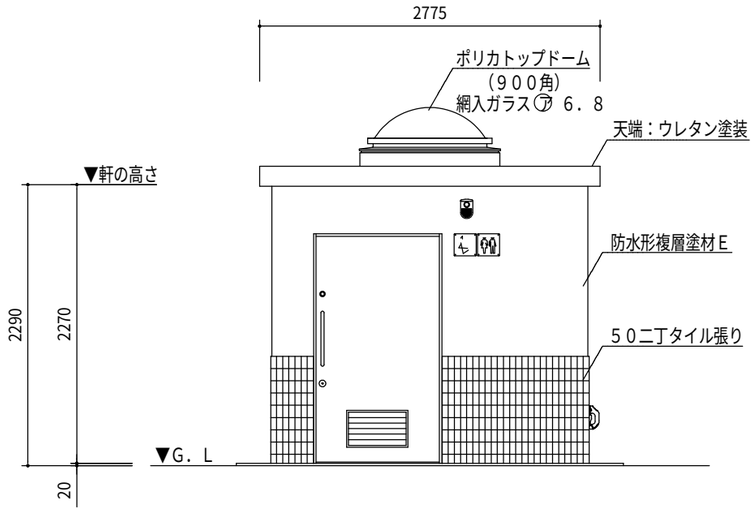

西側立面図　S=1/50

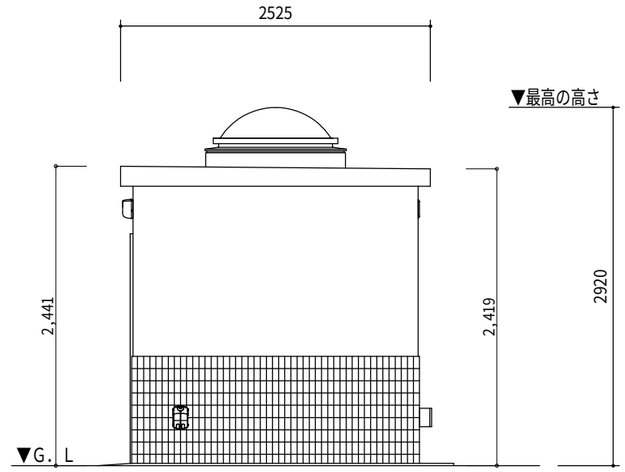

南側立面図　S=1/50

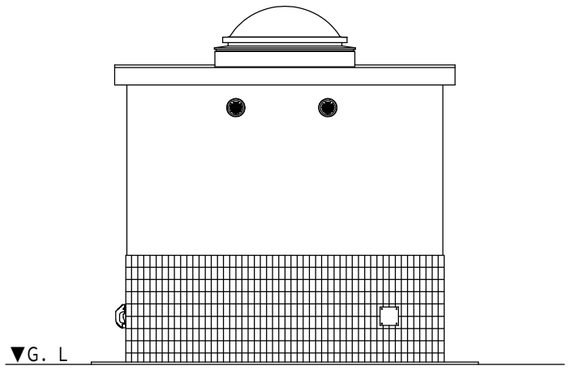

東側立面図　S=1/50

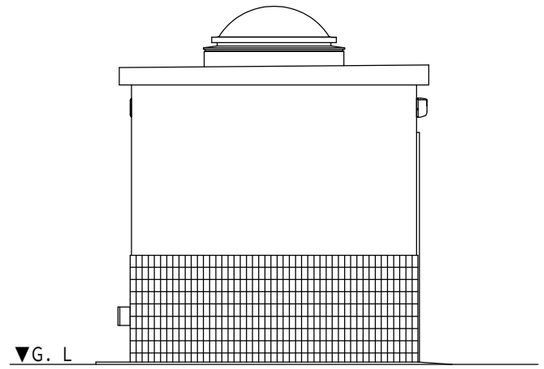

北側立面図　S=1/50

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A／09	図面縮小率
			CH. CH.	DR.		NAME 立面図		A-3：100% A-4： 71%

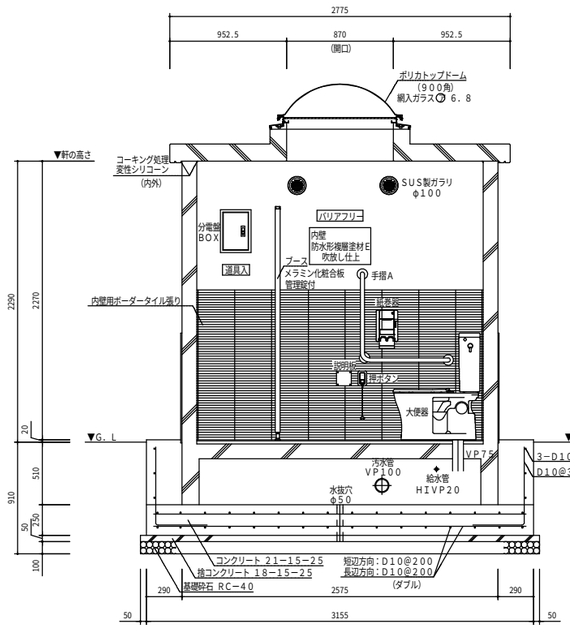

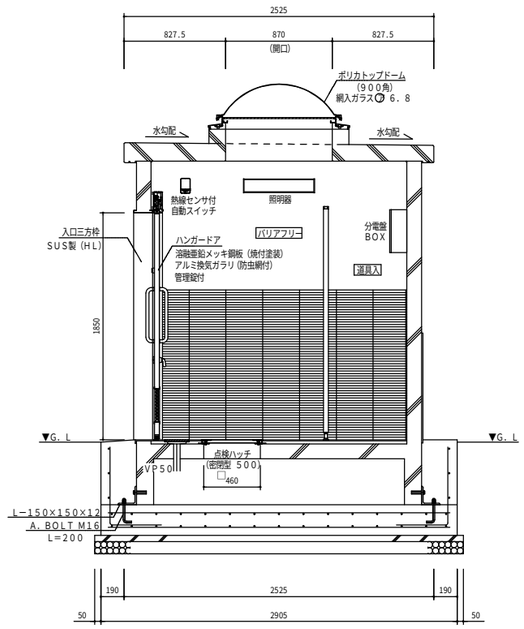

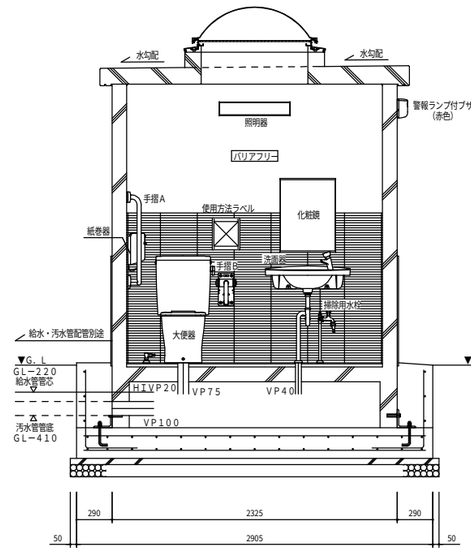

屋根
短辺:D13@150
長辺:D13@150
コンクリート打 150/130
天端:ウレタン塗装
天井:防水形複層塗材E 吹放し仕上

外壁
タテ筋:D10@200
ヨコ筋:D10@200
コーナー筋:D13
端部・開口部補強筋:D13
上部:防水形複層塗材E 吹放し仕上
下部:50二丁タイル張り

床
短辺:D13@200
長辺:D13@200
コンクリート打 t=120
モルタル敷き
床用磁器質300タイル張り

断 面 図

特記事項	訂正事項								
		一級建築士事務所 広島県知事登録22(1)0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A / 10	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 断面図		A-3:100% A-4: 71%

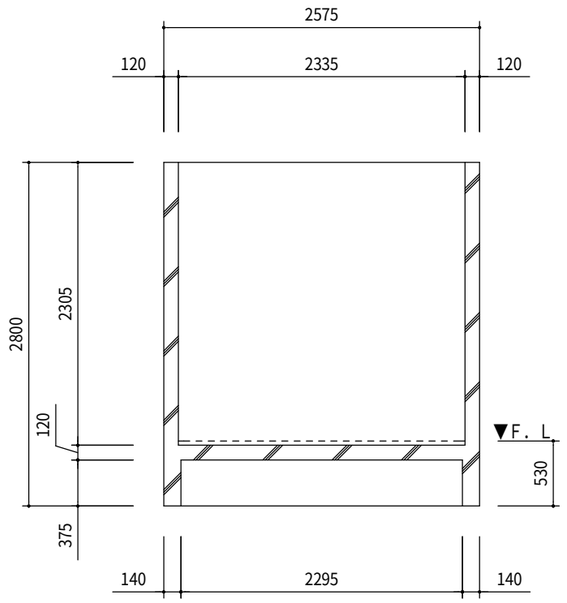

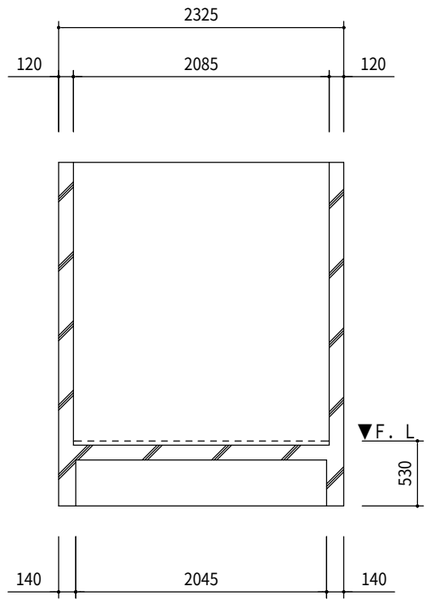

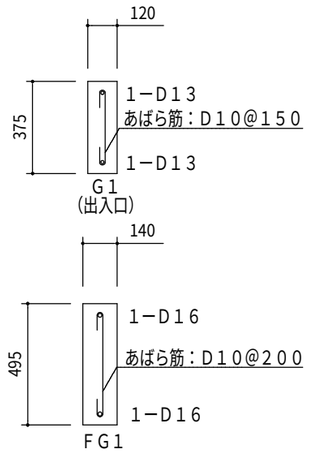

躯　体　断　面　図

壁配筋：タテ・ヨコ D10@200
コーナー筋：D13
端部筋：D13
開口部補強筋：D13
床短辺方向：D13@200
床長辺方向：D13@200

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A / 11	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 躯体断面図		A-3：100%
								A-4： 71%

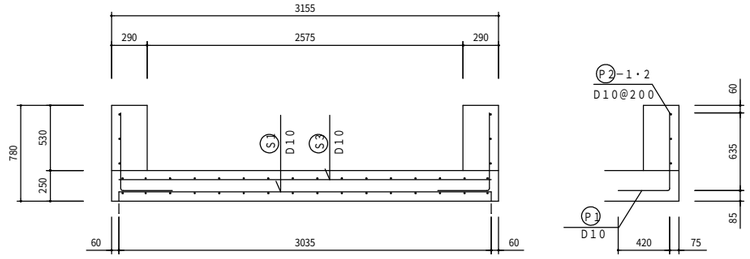

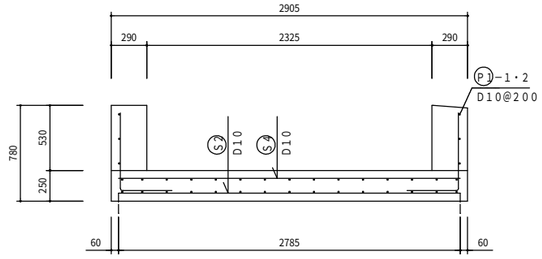

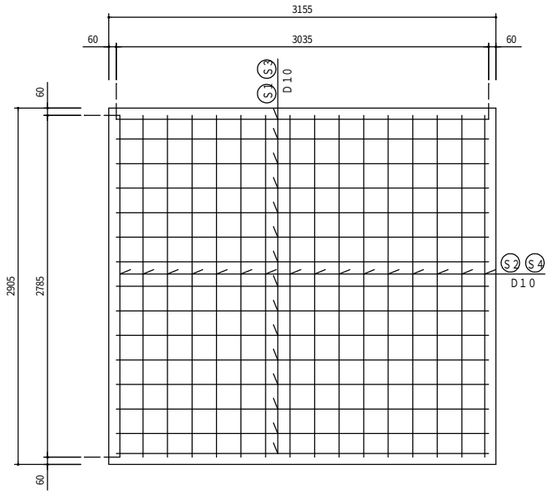

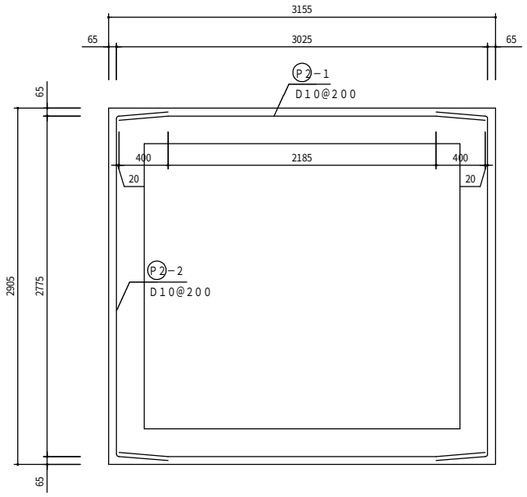

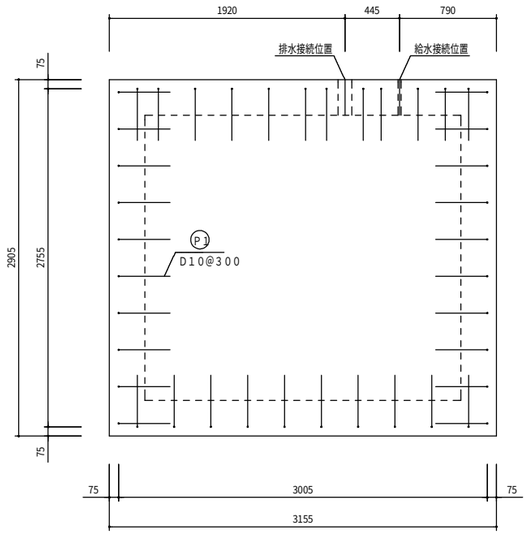

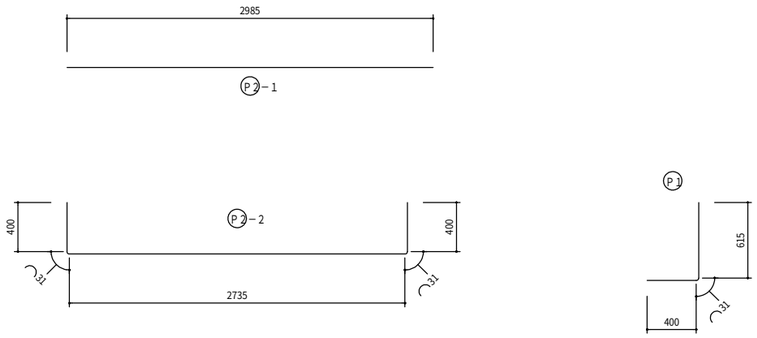

基　礎　配　筋　図

配筋重量表

1基当り

符号	径	長さ	本数	単位重量	1本当り重量	重量	摘要
S1	D10	3035	15	0.560	1.700	25.50	
S2	D10	2785	16	0.560	1.560	24.96	
S3	D10	3035	15	0.560	1.700	25.50	
S4	D10	2785	16	0.560	1.560	24.96	
P1	D10	1046	42	0.560	0.586	24.61	
P2−1	D10	2985	6	0.560	1.672	10.03	
P2−2	D10	3597	6	0.560	2.014	12.08	
合計						147.64Kg	

折り曲げ内法直径
D10×3d＝30

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/60	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A / 12	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 基礎配筋図		A-3：100% A-4： 71%

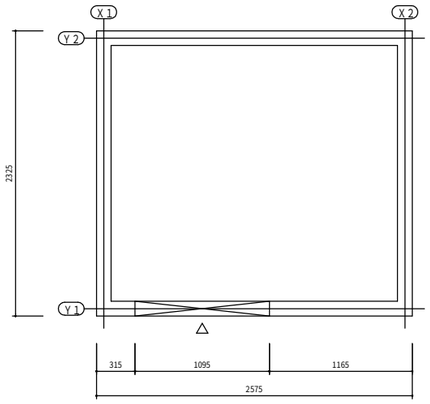

○・・・D10
×・・・D13
●・・・D16

地中梁

符号	FG1
B×D	140×495
断面	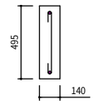
上端筋	1−D16
下端筋	1−D16
あばら筋	D10@200

梁

符号	G1
B×D	120×375
断面	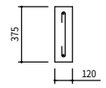
上端筋	1−D13
下端筋	1−D13
あばら筋	D10@150（開口部）

梁

符号	G1a
B×D	120×375
断面	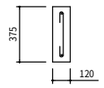
上端筋	1−D13
下端筋	1−D13
あばら筋	D10@200（壁部）

壁

符号		W1
厚		120
断面		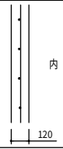
たて筋		D10@200
よこ筋		D10@200
開口部補強筋	たて筋	1−D13
	よこ筋	1−D13
	斜め筋	1−D13

床版

符号		S1
厚		120
断面		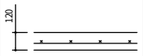
短辺筋		D13@200
長辺筋		D13@200
開口部補強筋	たて筋	1−D13
	よこ筋	1−D13
	斜め筋	1−D13

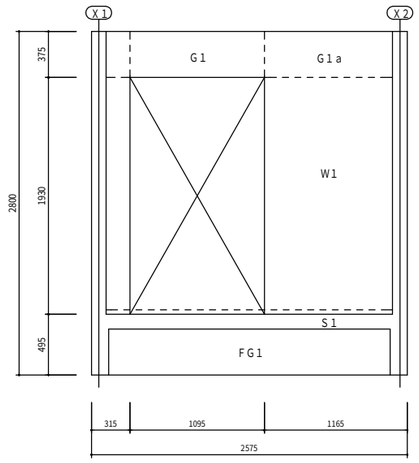

Y1 通り軸組図

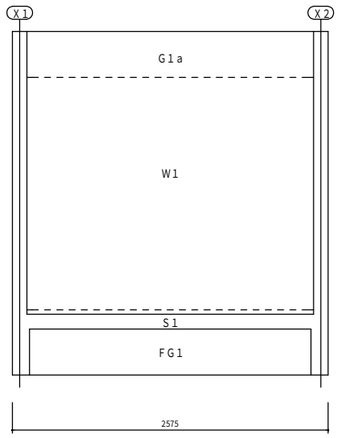

Y2 通り軸組図

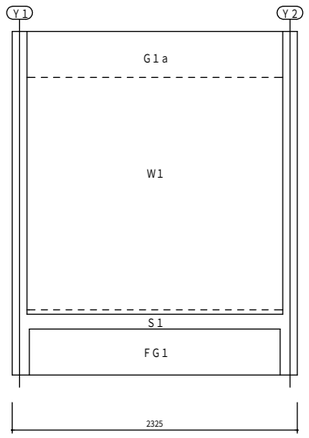

X1 X2 通り軸組図

軸組図

・普通コンクリート
FC24N／mm²
・鉄筋
SD295

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A／13	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 軸組図		A-3：100%
					A-4： 71%

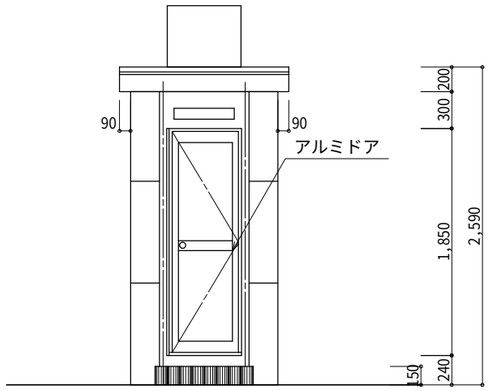

西側立面図　S=1/50

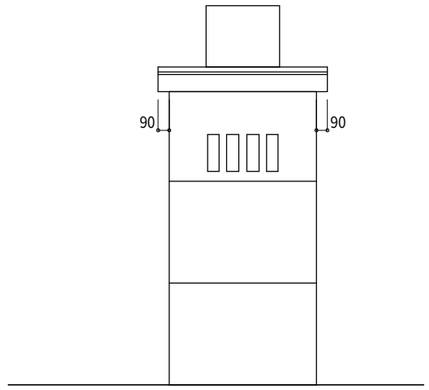

東側立面図　S=1/50

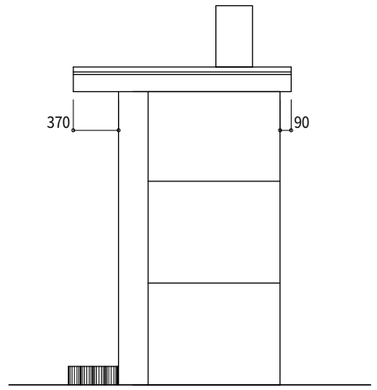

南側立面図　S=1/50

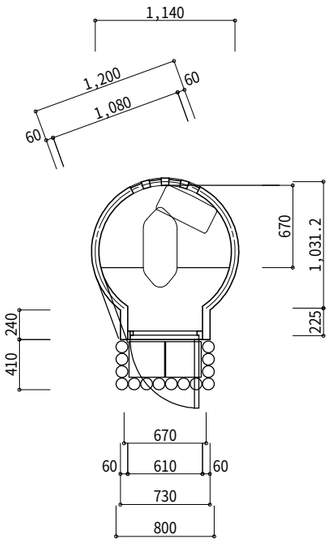

平面図　S=1/50

面積表

建築面積	1.12㎡
床面積	1.12㎡

既設便所概要

建　物　概　要	
構　造	PC造平屋建て
基　礎	べた基礎
屋　根	PC版
外　壁	PC版の上吹付
内部床	モザイクタイル張り
内　壁	腰：PC版の上タイル張り、壁：PC版の上吹付
天　井	PC版の上吹付
電気設備	照明器具FL20　2灯
衛生設備	和風大便器（ロータンク付）

※既設公衆トイレはすべて撤去処分のこと。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A / 14	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （解体）既設便所、平面図、立面図		A-3：100%
					A-4： 71%

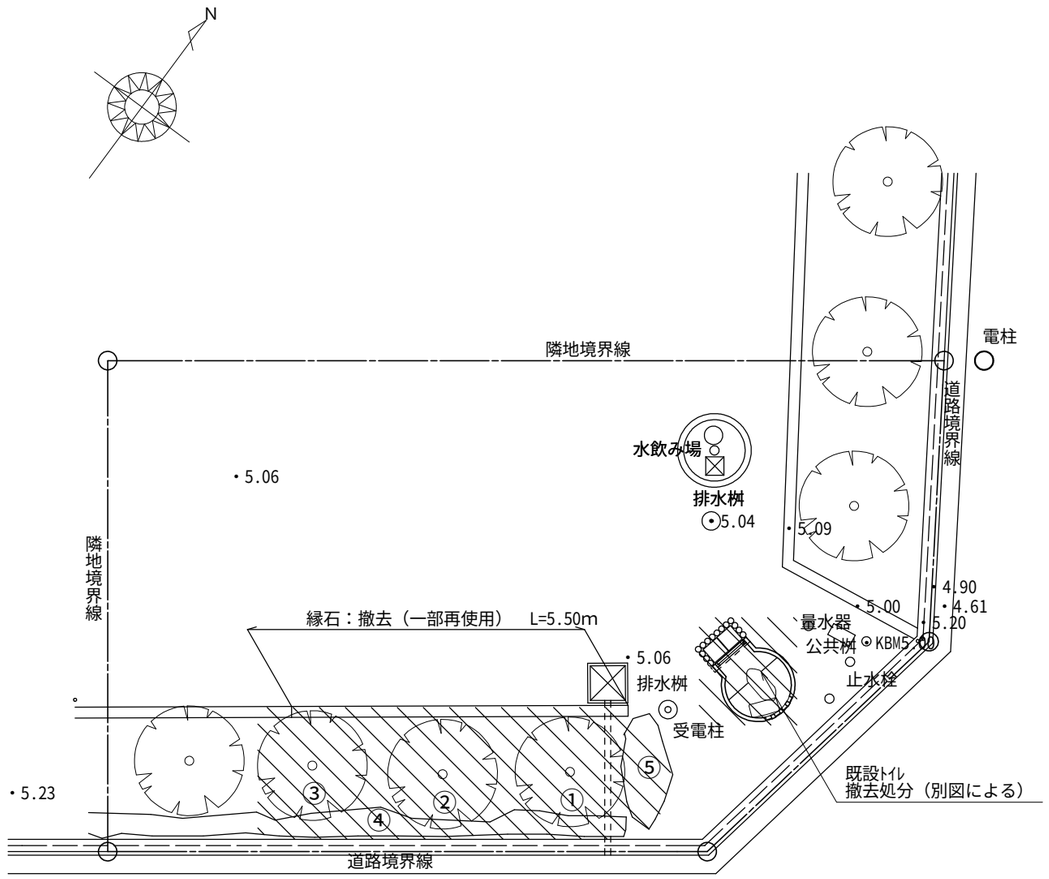

伐採樹木明細

番号	樹種	規格	単位	数量	備考
1	クスノキ	H=6.00,C=1.20、W=6.00	本	1	伐採、伐根
2	サルスベリ	H=4.00、C=0.43、W=4.00	本	1	伐採、伐根
3	ハナミズキ	H=3.00、C=0.33、W=3.00	本	1	伐採、伐根
4	カナメモチ	H=1.50,W=0.80	本	20	伐採、伐根
5	ヒラドツツジ	H=0.90,C=0.70,W=1.50	本	5	伐採、伐根

凡例

解体撤去部分を示す

（撤去後真砂土にて整地）

（更新前）配置図　S=1/100

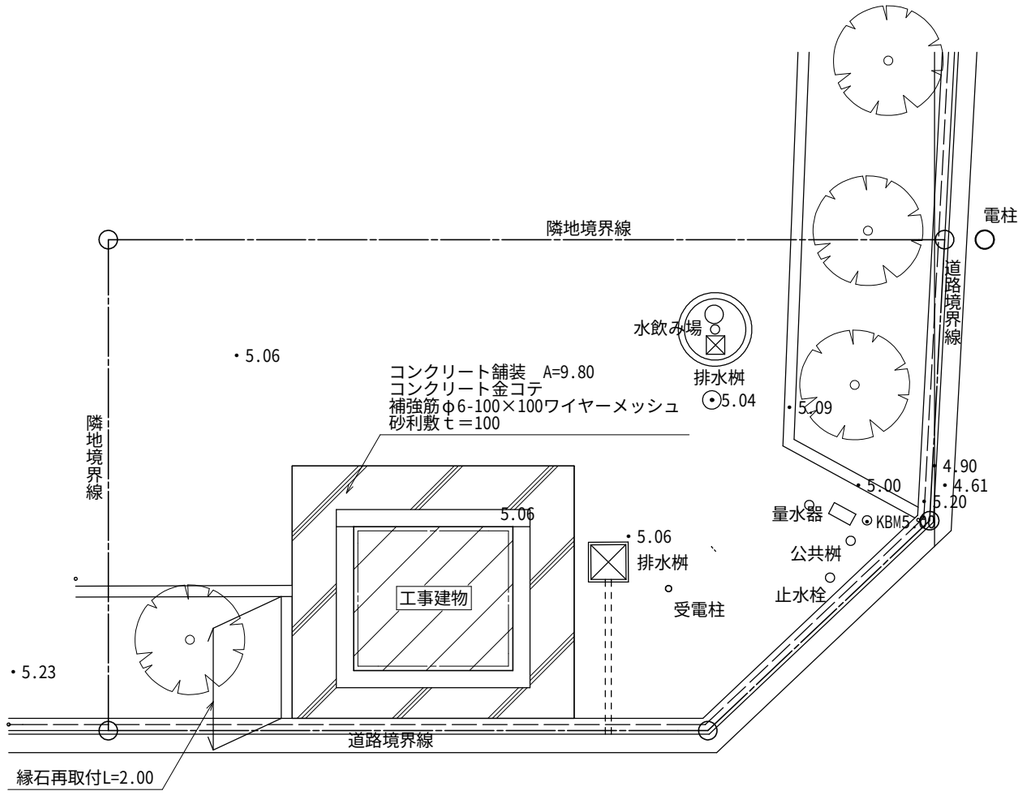

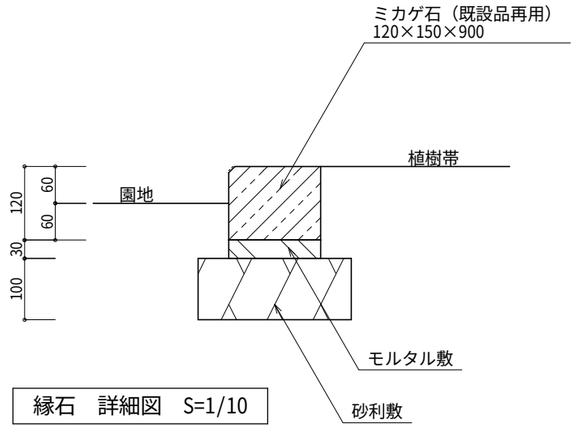

縁石　詳細図　S=1/10

（更新後）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE
	2023.08.	1/100	明神第一公園トイレ更新工事
CH. / CH.	DR.	1/10	NAME（更新前・後）配置図、縁石　詳細図

NO. A / 15

図面縮小率
A-3：100%
A-4： 71%

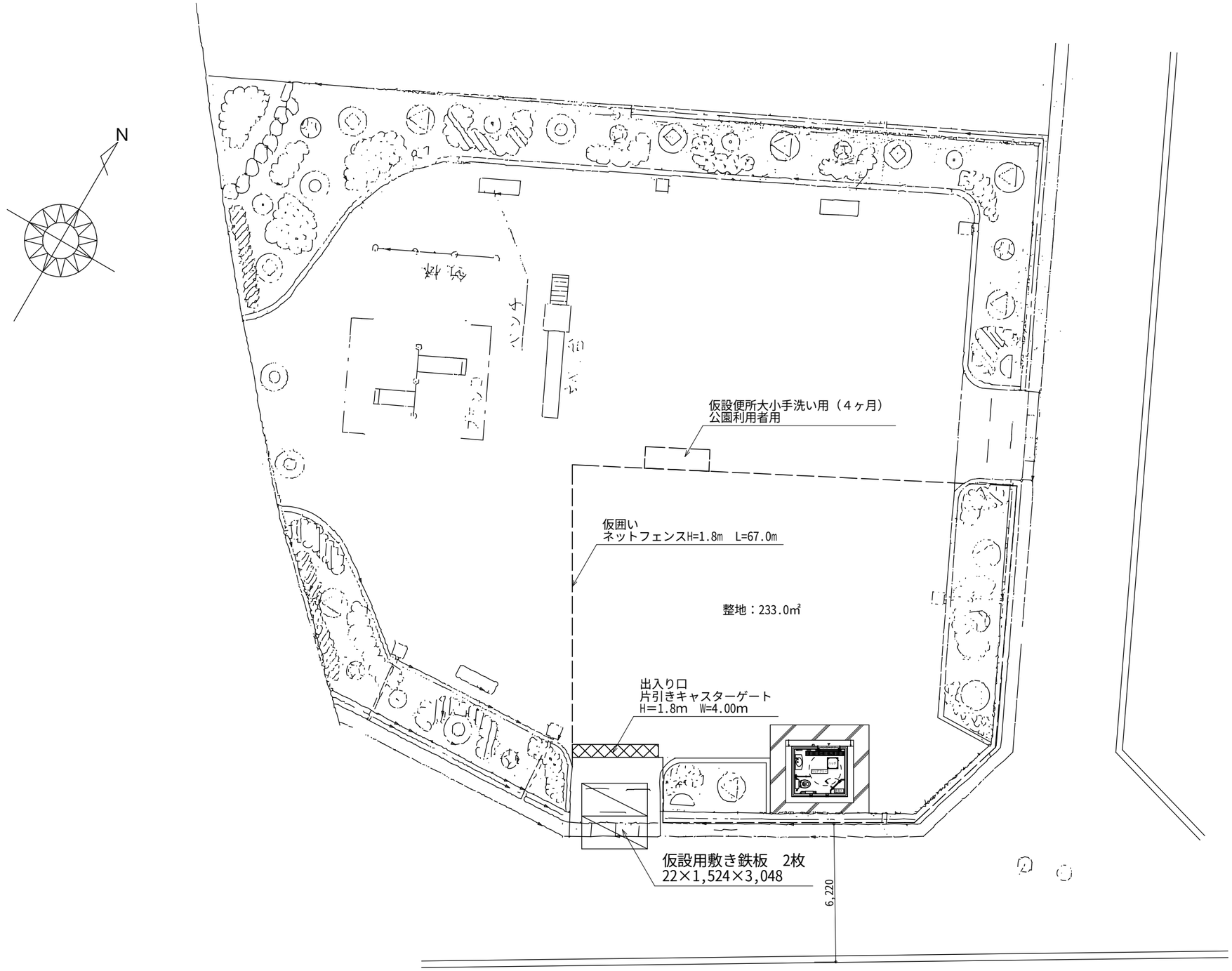

仮設計画図（参考図）　S=1/200

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/200	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. A / 16	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 仮設計画図（参考図）		A-3：100% A-4： 71%

Ⅰ．工 事 概 要

1. 工事名称　明神第一公園トイレ更新工事
2. 工事場所　三原市明神二丁目8-11の一部
3. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
公衆便所	RC造	1	5.41		

4. 工事種目　（ ⊙印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	公衆便所					
⊙ 電灯設備	新設一式					
・ 動力設備						
・ 電熱設備						
・ 雷保護設備						
・ 受変電設備						
・ 電力貯蔵設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
・ 拡声設備						
・ 誘導支援設備						
・ テレビ共同受信設備						
・ 監視カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理設備						
・ 火災報知設備						
・ 中央監視制御設備						
・ 医療関係設備						
・ 構内配電線路						
・ 構内通信線路						

5. 指定部分　※ 無し　・ あり（工期 令和 年 月 日）
対象部分：
（改修工事の場合の部分使用　※ 無し　・あり）

Ⅱ．工 事 仕 様

1. 共通仕様
(1)特記仕様及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」）（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「標準図」という）による。
(2)機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
(3)本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
ア 公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者実施への協力等）
イ 契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内

2. 特記仕様
(1) 項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし，○印のない場合は※印を適用する。
(3) 標準仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。

項目	特記事項
一般共通事項	
① 施工条件	現場説明書による。
2. 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。
3. 施工調査	施工に先立ち，改修工事関連（施工部位により既存性能を損なうおそれのある）部分の事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。（・ ・ ） 調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 撤去する機器類等について，製造年，品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し，監督職員に報告する。・微量PCB含有機器(・変圧器 ・) ・アスベスト含有設備資機材(・配線用遮断器 ・)
④ 発生材の処理	引渡しを要するもの　※無 ・有（・金属類 ・盤類 ・電線,ケーブル ・ ） 特別管理産業廃棄物　※無 ・有 ・本工事において調査を行う。 （・PCB使用機器 ・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器 ）） 特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。 工事中，特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合，その処理方法は監督職員と協議する。 放射性物質を含むイオン化式感知器　※ 無　・ 有 製造業者又は販売業者に回収を委託する。（ ・ 別途 ※ 本工事） 再生資源化を図るもの　※無 ・有（・蛍光管 ・HIDランプ ・小型二次電池 ） (1)本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。 (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，(1)に揚げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
5. 機材の品質等	(1)本工事に使用する機材等は，設計図書に定める品質及び性能の他，通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし，製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は，あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 また，国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 (2)別表－１に示す機材等を使用する場合は，次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし，次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備されていること ②生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり，その信頼性があること ⑥販売，保守等の営業体制が整えられていること。
⑥ 完成時の提出書類等	（1）工事完成図書引渡書A4版　2部 （2）完成図書　1部 （3）完成図面・施工図面二折リ製本A3版製本　1部 （4）縮小完成図面・施工図面二折り製本A4版製本　2部 （5）工事写真 （工事中写真A4版カラーサービス版）　1部 （完成写真A4版カラーサービス版）　2部 （6）電子成果品（電子納品）CDR　2部 （7）工事監理図書A4版　1部 （8）工事概要調書A4版　2部 （9）諸官庁届出書類一覧表A4版　1部 諸官庁届出書類(正)A4版　1部 (10) 運転操作説明書A4版製本・取扱説明書　1部 (11) 展開接続図A3版製本　部 (12) 保全管理台帳A4版・設備台帳A4版　部 (13) 型式台帳　式 ※型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。 ※建築工事に伴う工事の提出部数は，建築工事に合わせる。 ※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。 ※既存完成図（CADデータ含む）の修正を行う（間仕切・室名も現状に合わせて修正する）。
⑦ 施工図等	別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ，各現場代理人捺印の上提出する。なお，当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。
8. 足場	本工事で設置する。　・外部足場（ 種）　・内部足場（ 種）
⑨ 工事用電力，水，その他	本工事に必要な工事用電力，水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。
10. 監督職員事務所	本工事で設置する
11. 受注者事務所その他	構内につくることができる
⑫ 建設発生土の処理	※ 現場説明書の施工条件明示による ・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に堆積
13. 非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は，事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。探査方法は電磁誘導式を原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査実施する場合，範囲は監督職員の指示による。なお，検査費は別途とする。
14. 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し，既存躯体に穿孔する場合は，金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。
15. あと施工アンカー	施工後確認試験 試験方法　引張試験機による引張り試験 試験箇所数　1施工単位に対し１本以上 対象機器　（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・変圧器 ・ ） 確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上
16. 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても，第1種電気工事士により施工を行う。
⑰ 耐震措置	設備機器の固定は次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし，重量1kN以下の軽量な機器については，設備機器の製造業者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 （1）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は，機器重量［kN］に，地域係数（・1.0 ※0.9 ・0.8）と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度（下表）

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層とは2～6階建の場合は最上階，7～9階建の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階，1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
水槽類には燃料小出し槽を含む。
重要機器は次のものを示す。
（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知受信機 ・中央監視制御装置 ・通信総合盤 ・ ）
(2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし，水平地震力と同時に働くものとする。
（3）横引き配管等の耐震支持は，施設の分類に応じたものとする。

項目	特記事項
⑱ 電線類	（1）EM電線類で規格等の記載のないものは，ハロゲン及び鉛を含まないものとする。 （2）通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。 （3）盤内配線はEM電線を使用する。ただし，製造者標準品は除く。
19. ケーブルの種類	EM-高圧架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙは，JIS4935「6600V架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙ(3層押出型)」によるものとし，次による。（下表）

呼称(図示記号)	種類
6kV EM-CE(EE)	6600V 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))
6kV EM-CET(EE)	6600V ﾄﾘﾌﾟﾙｯｸｽ型架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))

項目	特記事項
⑳ 電線本数・管路等	分電盤，制御盤，端子盤などの2次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
㉑ 露出配管の塗装（付属品を含む）	塗装する部分　・居室（ ）・廊下 ・屋上，屋側 ・屋外 ・機械室
㉒ 屋外露出配管の仕上げ	屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は，溶融亜鉛めっき仕上げ［めっき付着量300ｇ/㎡以上］とする。
㉓ ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄの材質	・金属製（ステンレス，新金属も含む）　・樹脂製（使用場所 ）
㉔ ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの用途別表示	シール等を貼付し，用途を表示する。
㉕ ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装	ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装　※有（メーカ指定色又は指定色仕上）・無（素地仕上）
㉖ 屋上・屋側の支持金物等	ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛めっきを施したものとする。
27. 接地極	接地極の材料は次による。（下表）

	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
•	共同接地	E_{AD}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	共同接地	E_{ACD}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	A種	E_A	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	B種	E_B	Ω以下	EB×2連－ 2組
•	C種	E_C	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	D種	E_D	100Ω以下	EB×1
•	高圧避雷器	E_{LH}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	交換機用	E_T	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	通信用	E_{Ai}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	通信用	E_{Dt}及びE_{Da}	100Ω以下	EB×1
•	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB×1
•	測定用	E_0	──	EB×1

（連結及び単独の場合，EBはD=14 L=1,500又はW=40 L=1,200とする）
（E_D，E_{Dt}，E_{Da}，E_{Lt}，E_0の場合，EBはD=10 L=1,000又はW=30 L=900とする）

項目	特記事項
28. 他工事との取合い	図面に記載されていない工事区分は，別紙工事区分表による。
29. 天井仕上げ区分	（ ）書きの室名は直天井を示し，その他は二重天井を示す。
30. 配線図記号その他	(1)EEF1.6-2C×2は，EEF1.6-4Cを使用してもよい。 (2)EMケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。
31. 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 （1）風圧力 風速（Vo= ・30 ・32 ・34 m/s）　地表面粗度区分（・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ） （2）積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（ ）
㉜ 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2㎜以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。
㉝ 露出配管の固定保護	2.5m以下のサドル及びダクターには保護を行う。
㉞ 屋上・屋側等への設置機材の周囲処理	建築物（構造体）に直接設置するプルボックス，各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。
㉟ 官公署への手続き	工事の着手，施工，完成にあたり，関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
㊱ 工事現場の表示	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※工事名等の表示板（900㎜×600㎜）　・工事概要等の説明看板（900㎜×600㎜）
37. 交通誘導員	＿＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿＿（人/日）配置すること。
㊳ 工事中情報共有ｼｽﾃﾑ	(1)本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2)本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html (3)監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 (4)受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
39. 電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」に基づき作成する。 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html ※ 工事管理ファイル ・ 施工計画書 ・ 工程表 ・ 打合せ簿 ・ 機材関係資料 ・ 施工関係資料 ・ 検査関係資料 ・ 発生材関係資料 ※ 完成図 ・ 保全に関する資料 ※ 施工図 ※ 完成写真 ・ その他
電灯設備	
① 配線器具	⊙接地極付きコンセント（2P15A）はプラグ無しとする。 ⊙防水形コンセントはプラグ無しとする。 ⊙ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルは，ハロゲン及び鉛を含まない材料とする。
② 照明器具	(1)LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。 LEDの光源色（・電球色 ※昼白色） (2)LED照明器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（100V～242V）に対応するものとする。
3. 照明制御の照度測定等	明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は，照度測定を行い，測定表を監督職員に提出する。なお，測定箇所は監督職員の指示による。 照度測定（100%点灯時（※夜間 ・ ））（調光制御点灯時（※夜間 ※昼間））
4. 照明制御装置設定器	設定器機能 ・アドレス設定 ・グループ設定 ・パターン設定 ・タイムスケジュール設定 納入数 ※1個 ・ 個
5. 多重伝送ﾘﾓｺﾝｱﾄﾞﾚｽ送信器	納入数 ※1個 ・ 個
6. 非常照明・誘導灯自己点検送信器	納入数 ※1個 ・ 個
動力設備	
1. ｲﾝﾊﾞｰﾀ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。（下表）

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5

電動機出力（kW）	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率(%)	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考
（1）規約効率はJIM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）0.4kWの効率はJIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V，IP4X，６極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
（3）0.75kWの効率はJIS C 4213「低圧三相かご型誘導電動機トップランナーモーター」の定格電圧200V，IP4X，６極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

項目	特記事項
構内交換設備	
1. 型式	※ボタン電話装置　・交換装置
2. 保安器用接地	※本工事　・別途工事
3. 壁掛電話機	送受話器の落下防止を施す。
構内配電線路	
1. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300㎜以上とする。 建物側配管引込み部の地盤変位対応(沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下)
2. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（・電力 ※電気 ・ ） ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。
3. 高圧負荷開閉器	※閉鎖形（中耐塩形）　・閉鎖形（重耐塩形） ・避雷器内蔵　・地絡継電器付（※方向性 ・無方向性） ※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。
4. 高圧ケーブルの端末部	高圧ケーブルの両端部にシースの縮み対策（熱収縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。
5. 高圧ケーブルの屋外端末処理	・一般形　・耐塩形
6. 照明用ポール	照明用ポールは配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設ける。ただし，ガーデンライトは除く。
構内通信線路	
1. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300㎜以上とする。 建物側配管引き込み部の地盤変位対応 （沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下）
2. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（※通信 ・ ） ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。
雷保護設備	
1. 大地抵抗の測定	工事着手前に大地抵抗率を測定し，測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。
2. 接地システム	・構造体利用接地極　・A型接地極　・B型接地極　・JIS A 4201-1999
受変電設備	
1. 受変電設備容量	＿＿＿kVA
2. 変圧器	次のものを付属させる。 ・移動車輪（75kVA以上のもの）　・防震ゴム　・ダイヤル温度計（置針付） モールド変圧器の表面は充電部とみなし，注意標識を取付ける。
3. 予備品等	標準仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数
発電設備	
〈燃料系発電装置〉1. 電気方式	・高圧　・低圧
2. 発電機容量	＿＿＿kVA以上
3. 燃料小出槽	返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは，通過形接点とする。
4. 燃料種別	・軽油　・Ａ重油
〈太陽光発電装置〉1. 太陽電池アレイ	公称出力 ＿＿kW以上　交流出力の電気方式 ＿相 ＿線 ＿V
2. パワーコンディショナ	定格容量 ＿＿kW以上　自立運転機能（・有 ・無）
3. 表示装置	・液晶　・LED表示装置
4. 連系する電力系統	・高圧受電みなし低圧連系　・高圧連系　・低圧連系
拡声設備	
増幅器	・時報及び自動放送（体操放送等）はアッテネータを経由した回路とする。 ・増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。 （一斉回路は使用しない）

その他

① 機器取付高
機器取付高は下記を標準とする。ただし，天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名称	測点	取付高（㎜）		名称	測点	取付高（㎜）
電力共通	取引用計器	地 上～窓中心	1,800～2,000	拡声	壁掛形スピーカ	床 上～中 心	天井高×0.9
	引込開閉器	床 上～中 心	1,800～2,200		壁付アッテネータ	〃	1,300
				表示	情報・出退表示盤	〃	天井高×0.9
電灯	分電盤,OA盤,実験盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)		壁付発信器	〃	1,300
	ホーム分電盤	天井下～上 端	200		ベル,ブザー,チャイム	〃	2,300
	スイッチ	床 上～中 心	1,300		受付押ボタン（一般）	床 上～中 心	1,300
	〃（多機能ﾄｲﾚ・車椅子用居室）	〃	1,100		電源箱	床 上～下 端	300
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900	誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	〃（自動・手動切替）	〃	1,800		車椅子用ｲﾝﾀｰﾎﾝ（居室子機）	床 上～中 心	1,100
	コンセント（一般）	〃	300		壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	〃	1,300
	〃（和室）	〃	150		壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	900
	〃（台上）	台 上～中 心	150		壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ) 床転倒時用	〃	400
	〃（土間）	床 上～中 心	800～1,300				
	〃（車椅子用居室）	〃	400		身障者用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900	テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上 端	200
	〃（トイレ）	〃	300～400		テレビ端子	床 上～中 心	300
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300		〃（和室）	〃	150
	〃（踊場）	〃	2,000～2,500				
	〃（鏡上）	鏡上端～中 心	150				
動力	壁掛形制御盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)	火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	手元開閉器	〃	1,500		機器収容箱	〃	800～1,500
	操作スイッチ	〃	1,300		発信機	床上～中心	800～1,500
構内交換	端子盤	床 上～下 端	300		ベル	天井下～上 端	200
	保安器箱	天井下～上 端	200		表示灯	〃	200
	壁付アウトレット	床 上～中 心	300	ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中 心	300
	〃（和室）	〃	150		検知器（都市ガス）	天井下～中 心	300
	壁付電話機	〃	1,300		〃（LPガス）	床 上～上 端	300
電気時計	壁掛形親時計	〃	1,500(上端1,900以下)				
	子時計	床 上～中 心	天井高×0.9				

②. コリンズ登録について
受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。
なお，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

③. 防振ゴム等の製造検査
本工事の施工に当たり，東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には，使用するまでに第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。

別表-1「外部機関等による評価済み機材表」

品目	機材名		
LED照明器具（一般屋内用に限る）			
照明制御装置			
可変速運転用インバータ装置			
盤類	分電盤（実験盤を含む）	キュービクル式配電盤	制御盤
	高圧スイッチギア（CW形）	高圧スイッチギア（PW形）	
高圧機器	高圧交流遮断器	高圧避雷器	高圧進相コンデンサ
	高圧限流ヒューズ	高圧負荷開閉器	高圧変圧器（特定機器）
絶縁監視装置	高圧回路	低圧回路	
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
	制御弁式据置鉛蓄電池	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
交流無停電電源装置（UPS）			
太陽光発電装置	パワーコンデショナ及び系統連系保護装置		
監視カメラ装置			
中央監視制御装置	監視制御装置		

④. 快適トイレモデル工事
本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

⑤. 施工（業務）計画書への記載
(1)　次の内容について，「その他」項目に記載を求める。
ア　発注者から明示又は受注者が自ら行う「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
イ　上記アの内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
ウ　上記ア，イの内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
(2)　「施工方法」等の関連する項目に，許可承諾条件等を適切に反映するよう求める。
(3)　「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は，施工（業務）計画書の重要な変更が生じたものとして取り扱うこととし，変更施工（業務）計画書の提出を求める。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. E/01	図面縮小率
CH. / CH. / DR.			NAME 電気設備工事特記仕様書		A-3：100% A-4： 71%

特記事項
埋設管はGLから300mm以上の深さとし，埋設表示テープ敷設のこと
トイレ側P.Boxまでの保護管の立上げはHIVE28とする
D種接地線はEM-IE1.6以上とし，埋設標取付のこと
引込線はDV2.6-2Rとする
——·—— EM-CE5.5-2C+IE2.0(埋設FEP30)(HIVE28)

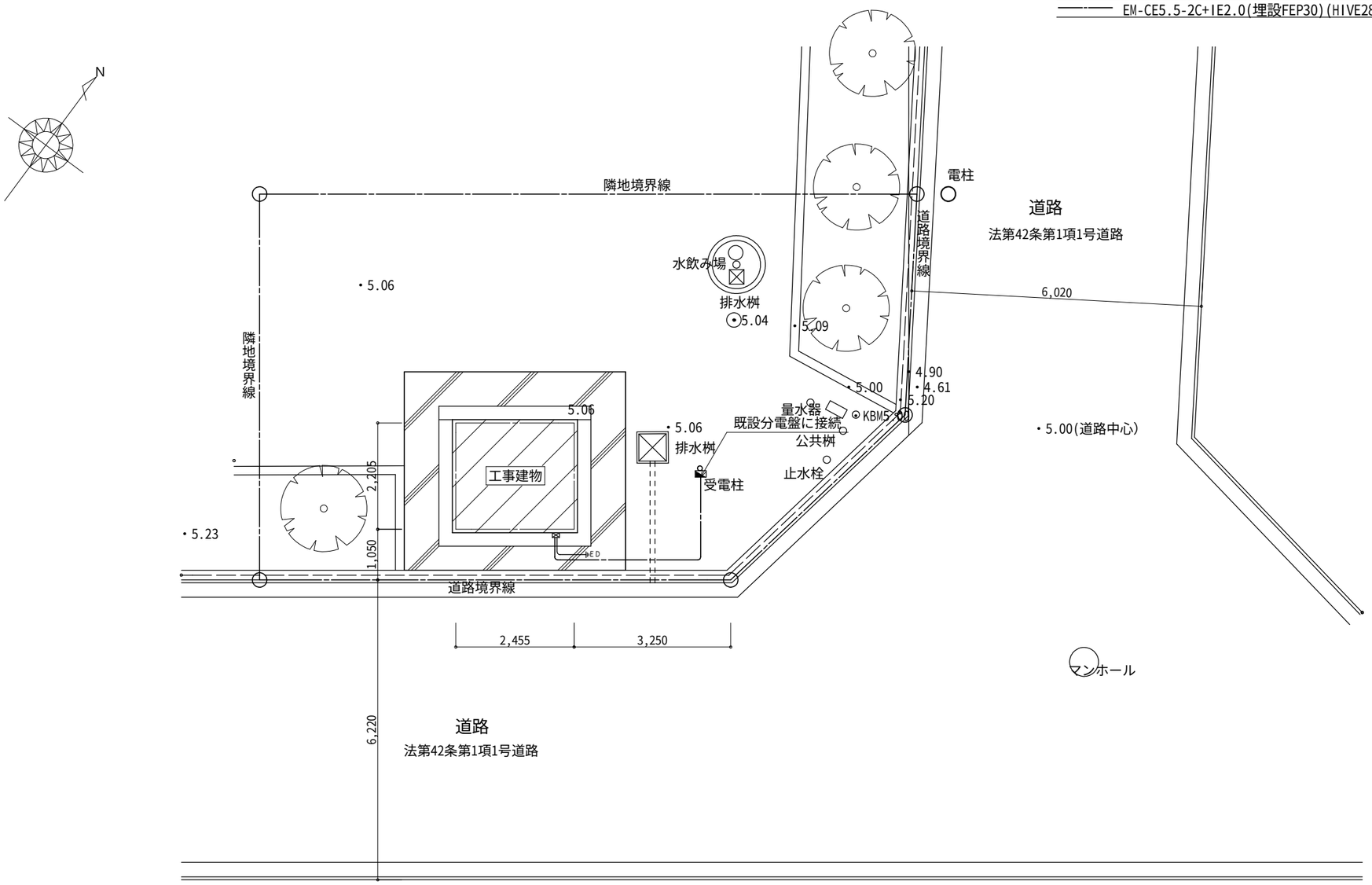

（電気設備）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. E / 02	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME （電気設備）配置図		A-3：100%
								A-4： 71%

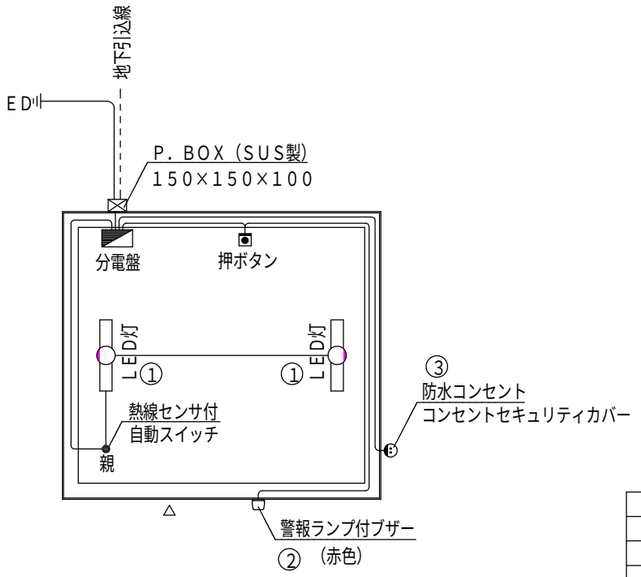

電　気　設　備　図

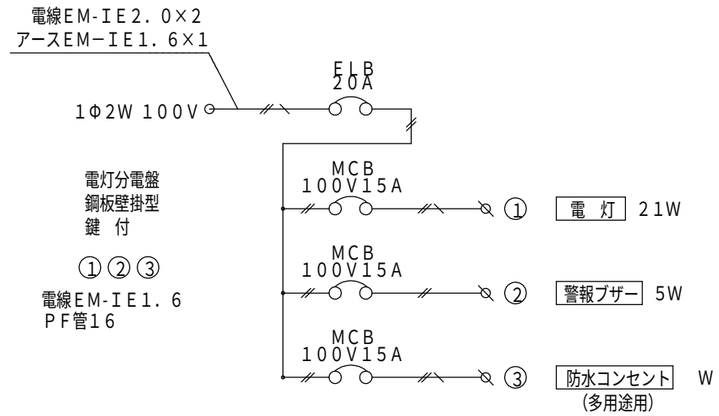

電気設備表

名　称	品　番	社　名	数 量	消 費 電 力	消費電力×台数
分電盤ボックス	BX3525−14	河村電気産業	1		
漏電ブレーカ	ZS 2P1E20−15	河村電気産業	1		
ノーヒューズブレーカ	SE 2P1E15S	河村電気産業	2		
SUS 防水カプセルボックス	150×150×100	八洲電工	1		
熱線センサ付自動スイッチ（親器）	WTK3431K	パナソニック	1	1W	1W
LEDウォールライト	NNFW21800K	パナソニック	2	10W	20W
警報ランプ付ブザー	EA5501	パナソニック	1	5W	5W
埋込プルスイッチ付押ボタン	WS6677	パナソニック	1		
アースターミナル付防水コンセント	WK2111K（多用途用）	パナソニック	1	W	W
コンセントセキュリティカバー	RDC60000SL	寺田電機製作所	1		
				電気器具消費電力合計	26W
				全消費電力合計	26W

照明器作動形式

入室 → センサー作動時照明器点灯（動作保持時間１０秒〜３０分）→
退室時、動作保持時間後消灯

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. E / 03	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （電気設備）電気設備図、電気設備表		A-3：100%
					A-4： 71%

明神第一公園トイレ更新工事　機械設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

1．工　事　場　所　　三原市明神二丁目8-11の一部

2．建　物　概　要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
公衆便所	鉄筋コンクリート造	地上1階	5.41		新築

3．工　事　種　目　　（ ⊙ 印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別					
工事種目	公衆便所				
・空気調和設備					
・換気設備					
・排煙設備					
・自動制御設備					
⊙ 衛生器具設備	新設一式				
⊙ 給水設備	新設一式				
⊙ 排水設備	新設一式				
・給湯設備					
・消火設備					
・ガス設備					
・厨房設備					
・浄化槽設備					
・雨水利用設備					
・特殊ガス設備					
⊙ 電気設備工事	電気設備工事の部による				
⊙ 建築工事	建築工事の部による				

4．指　定　部　分　　※ 無し　・ 有り（工期　令和　　年　　月　　日）

対象部分：

5．設　備　概　要　（改修の場合は既存の概要を示す。）

空調設備	空気調和方式等	・ 空気調和（ ・ パッケージ方式　・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式　・ 各階ユニット方式 ）
	主要熱源機器	・ 空気熱源ヒートポンプユニット　・ マルチパッケージ形空気調和機 ・ パッケージ形空気調和機　・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・ チリングユニット　・ 吸収冷温水機　・ 吸収冷温水機ユニット ・ 鋼製ボイラー　・ 鋳鉄製ボイラー ・ 温水発生機（ ・ 真空式　・ 無圧式 ）
換気設備		・ １種換気　・ ２種換気　・ ３種換気
排煙設備		・ 機械排煙（ ・ 有　・ 無 ）　適用法規（ ・ 建基法　・ 消防法 ）
自動制御設備		・ 自動制御方式（ ・ 電気式　・ 電子式　・ デジタル式 ）
衛生設備	給水方式	・ 水道直結　・ 高置タンク　・ ポンプ直送　・ 水道直結増圧
	排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ・ 合流　・ 分流 ） ポンプ排水　・ 有（ ・ 汚水　・ 雑排水　・ 湧水 ）　・ 無
	放流先 汚水	・ 直放流下水管　・ 浄化槽
	放流先 雑排水	・ 直放流下水管　・ 浄化槽　・ 側溝　・ 別途桝
	放流先 排水槽	・ 有（計画容量：　　m3 ）　・ 無
	給湯設備	・ 有（ ・ 局所式　・ 中央式 ）　・ 無 熱源（ ・ 電気　・ 都市ガス　・ 液化石油ガス　・ 灯油　・ A重油 ）
	消火設備	・ 屋内消火栓　・ 連結送水管　・ 屋外消火栓　・ スプリンクラー ・ 消防用水　・ 泡消火　・ 連結散水装置　・ 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火（ ・ 窒素　・　　 ）　・ ハロゲン化物消火 ・ フード等用簡易自動消火装置　・ 無
	ガス設備	・ 都市ガス　種別（　　ＭＪ／m3N ）　・ 液化石油ガス
	浄化槽設備	・ 有（ ・ 合併処理　・ 小規模合併処理　・　　 ）　・ 無

Ⅱ．工　事　仕　様

1．共　通　仕　様

1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。ただし、⊙ 印の付いたものを適用する。

⊙ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版（以下「標準仕様書」という。）

・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版（以下「改修標準仕様書」という。）

⊙ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）最新版　（以下「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

2．特　記　仕　様

1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する事項は　⊙ 印の付いたものを適用する。
ただし、　⊙ 印のない場合は　※　印を適用する。
⊙ 印　※ 印の場合は共に適用する。

区分	項目	特記事項
一般共通事項	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	2．電気保安技術者の適用	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を（ ・ 適用　・ 準用 ）する。
	③. 施工条件	現場説明書による。
	④ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。
	⑤ 発生材の処理等 ※54. 建設廃棄物の処理も確認すること	引渡しを要するもの　※ 有（ ・ 機器類　・ 金属類　・　　 ） ・ 無 特別管理産業廃棄物　※ 無 ・ 有（ ・ 配管用保温材　・　　 ） 再生資源化を図るもの　※ 無 ・ 有（ ・　　 ） アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 撤去機材等（アスベスト類を含む）の搬出・処分費 ※ 本工事　・ 別途工事 フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費 ※ 本工事　・ 別途工事

区分	項目	特記事項
一般共通事項	6．環境への配慮	1）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びびスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	7．機材の品質等	1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2）別表－１に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
	8．機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和元年版）によるほか、監督員の指示による。
	9．図形表示	機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
	10．容量等の表示	1）機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。 2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。
	11．技能士の適用	・ 建築板金（ダクト製作及び取付）　・ 熱絶縁施工（保温工事） ・ 配管（配管工事）　・ 冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器据付）
	12．化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定　※ 不要　・ 要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は（ ※ 現場説明書　・　　 ）による。
	13．完成時の提出図書	完成図（図面の種類は監督職員の指示による。） ⊙ 原図（ 普通紙 ） ⊙ 二つ折り製本（ ・ Ａ１版　　部　⊙ Ａ３版　３　部） ・ 既存完成図（ＣＡＤデータ含む）の修正（間仕切、室名等含）を行う。 保全に関する資料（ ※ ２部　・　　部　・ 提出不要） （ ※ 標準仕様書　・ 図示 ）による。
	14．インバーター用制御及び操作盤	「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成１６年１月制定　原子力安全・保安院）」及び「高調波抑制対策技術指針（ＪＥＡＧ９７０２－２０１３）」に基づき、高調波対策を行う。
	15．総合試運転調整	下記項目の総合調整を行ない測定表を監督職員に提出する。（　部） ・ 風量調整　・ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質の測定　・ 雑用水の水質の測定　・ 測定箇所等は監督職員との協議による。
	16．弁類	ステンレス管に使用するバルブは５０Ａ以下は青銅製、６５Ａ以上はステンレス製を使用する。
	17．伸縮管継手	※ ベローズ形　・ スリーブ形
	18．防振継手	※ 合成ゴム製（球形）　・ ポリテトラフルオロエチレン製 ・ ベローズ形（ステンレス製）
	19．絶縁継手	※ 標準図（施工３）による。
	20．スリーブ	つば付き鋼管製に替えて、非加硫ブチルゴム系止水材でもよい。
	21．油面制御装置	液面制御装置の機能は、標準仕様書によるほか図示による。
	22．遠隔油量指示計	副指示計は図示による。
	23．瞬間流量計	1）形式はピトー管式（コック付）とする。　※ 固定式 2）下記の箇所、若しくは図示により取付ける。 ・ ボイラー又は熱交換器の温水出口　・ 冷凍機類の冷水出口 ・ 冷温水ヘッダーの各送り管　・ 冷凍機類の冷却水出口 ・ ユニット形空気調和機の冷温水入口
	24．配管の建物導入部	（ ・ 給水　・ ガス　・ 油 ）配管の変位吸収は （ ※ 標準図（施工４，５）　・ 図示 ）による。
	25．ステンレス鋼管の接合方法	呼径６０Ｓｕ以下の継手は、ＳＡＳ３２２を満足するものとする。
	26．ビニル管の接合方法	※ 接着接合　・ ゴム輪接合
	27．ポリエチレン管の接合方法	５０Ａ以下　※ メカニカル接合　・ 電気融着接合 ７５Ａ以上　※ 電気融着接合
	28．溶接配管の検査	・ ガス配管　・ 冷温水配管　・ 冷却水配管 非破壊検査　※ 無　・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 ・ 放射線透過検査 抜取率は　・ 標準仕様書による　・　　％ 鋼管とステンレス鋼管、鋼管と鋼管は（ ※ 標準図　・ 図示 ）による。
	29．異種管の接続	ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス（ＳＵＳ３０４）製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス（ＳＵＳ３０４）製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。
	30．支持金物・固定金具	溶融亜鉛めっきは　※ ２種３５　・ ２種５０

区分	項目	特記事項
一般共通事項	31．埋設表示	標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。
	32．保温	1）屋内露出（一般居室、廊下）の外装は　※ Ａ１　・ Ａ２ 2）冷媒管の保温外装は 屋内露出　・ 合成樹脂カバー（ａ１･(イ・ロ)・Ｉ） ・ 保温化粧ケース（耐候性樹脂製） 屋外露出　・ ステンレス鋼板（ｅ２･(イ・ロ)・Ｉ） ・ 保温化粧ケース 屋外保温化粧ケースの材質　・ 耐候性樹脂　・ ステンレス鋼板 ・ 高耐食鋼板（溶融亜鉛めっき） 3）標準仕様書以外で多湿箇所の適用 （ ※ 無　・　　 ）とする。 4）全熱交換器の機器外気側ダクト （ ※ 給気側　・ 排気側外壁より　１ｍ ）は、保温（２５mm厚）する。 5）厨房用排気ダクトの断熱（隠ぺい部） ・ Ｉ･(イ)･IX 又は ｈ･(イ)･IX　・ 行わない。 6）共同溝の保温種別は　（ 配管　：・ ダクト：・　　 ）とする。
	33．塗装	下記の部分を除き、原則として塗装（標準仕様書第２編３．２による）を行う。 亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクトと及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。 （ただし、防食塗装部分を除く） 塗装を施さない部分・箇所　※ 倉庫　・ 車庫　・ 駐車場 ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント２回塗りを行う。
	34．足場	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場（ ※ Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ種　・ Ｅ種　・ Ｆ種　・ Ｇ種 ） ・ 外部足場（ ※ Ｄ、Ｅ種　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｆ種 ）
	㉟．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。
	36．監督職員事務所	本工事で設置する。（規模及び仕上げの程度は現場説明書による）
	37．工事用仮設物	構内につくることが　※ できる　・ できない
	㊳．土工事	1）埋戻し土は　※ 根切り土の中の良質土 （コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類 2）建設発生土は　※ 構内敷きならし　・ 構内の指示ある場所に堆積 ⊙ 構外に搬出し適切に処理（現場説明書）
	39．コンクリート工事	コンクリートの設計基準強度は　※ １８Ｎ／mm２以上 ・ 図示による。
	40．耐震措置	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量１kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、 地域係数（ ・ １．０　※ ０．９　・ ０．８ ）と、 次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設置場所 ＼ 機器種別		・ 特定の施設 重要機器	・ 特定の施設 一般機器	・ 一般の施設 重要機器	・ 一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振設置機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振設置機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地階・１階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振設置機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３、１３階建以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
重要機器は次のものを示す。
・ 給水機器（　　）
・ 排水機器（　　）
・ 換気機器　・ 空調機器　・ 熱源機器　・ 防災機器
・ 監視制御設備　・ 危険物貯蔵装置　・ 火を使用する設備
・ 避難経路上に設置する機器
2）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。

区分	項目	特記事項
一般共通事項	41．電線類	1）ＥＭ電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。 2）電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。
	42．施工調査	・ 施工に先立ち、改修工事関連部分（施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分）の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 ・ 既存設備システムの事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 改修工事の対象となる既存設備システム ・ 排水放流先　・ 中央監視盤　・
	43．撤去工事	撤去する配管、ダクト（付属品含む）の保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	44．非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法または電磁波レーダ法）とする。 放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別途とする。
	45．他工事との取合い	図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。 電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工種区分とする。
	46．天井仕上区分	（　）書きの室名は天井無しを示し、その他は天井ありを示す。
	47．その他	特記事項に「図示による」とあるものは、別図（機器・器具表、系統図、平面図等）を示す。
	㊽．完成時の提出書類等	（1）工事竣工図書引渡し書　Ａ４版　1　部 （2）完成図書（Ａ４版）　4　部 （3）諸官庁届出書類一覧表(諸官庁届出書類(正)許可証(正)共)　1　部 （4）完成図面・施工図面二折製本　Ａ３版　3　部 （5）縮小完成図面・施工図面二折製本　Ａ４版　3　部 （6）工事記録写真　Ａ４版（工事記録写真カラーサービス版）　1　部 （完成写真カラーサービス版）　部 （7）運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの　Ａ４版製本　部 （8）工事監理図書　Ａ４版　部 （9）電子成果品（電子納品）　部 （10）建物基本情報及び型式台帳(監督員が指定する様式で作成)　部 （11）その他監督員が必要と指示したもの　1式
	49．電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」（以下，要領という）に基づき作成する。 （1）工事管理ﾌｧｲﾙ　（2）完成図・施工図　（3）完成写真 （4）保全に関する資料(協議)　（5）発生材関係資料(協議) ※電子納品対象データは同要領に基づくが，変更がある場合は監督職員との協議で決定する。
	㊿．工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
	51．工事実績情報の登録	標準仕様書第１編1.1.4に基づいて適切に行うこと。
	52．施工計画書	工事の着手に先立ち，現場の体制・組織，仮設計画，安全衛生管理，緊急時の連絡，災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。
	53．履行報告	また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。 約款第１１条に規定する工事履行報告書は，工程写真，状況写真を添付して月１回提出する。
	54．建設廃棄物の処理	（1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	55．優先順位	設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項（追加説明，質問回答書を含む） ②特記仕様書　③設計図面　④標準仕様書・標準図
	56．官公署その他への手続き等	官公署その他への手続きは，受注者が遅滞なく行い，これに要する費用は，すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において，その検査に必要な資機材及び労務を提供し，これに直接要する費用を受注者が負担する。
	57．別契約の関係工事との協調	建築，電気その他別契約の関係工事について，工程及び，取合部分の施工に関し，常に緊密に連絡し，工事の円滑な進捗を図るものとする。
	58．調査への対応	工事中及び竣工後，下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること。 ①公共事業労務費調査…工事中に実施 （調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等） ②契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条定める期間内
	59．工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。
	60．交通誘導員	＿＿給水管接続＿作業期間，交通誘導員を＿１＿（人／日）配置すること。
	61．説明板等	・ 説明書（監督職員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。） ※ 工事名等の表示板（900mm×600mm）　・ 工事概要等の説明看板（900mm×600mm） ・ 説明板（監督職員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の系統図，取扱要領を記載した説明板を作成する。）
	62．工事中の補償	地上物件，地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は，速やかに補修し，完全に復元するものとする。
	63．工事後の補償	工事完成引渡後，施工または機器，材料の不備による故障は，約款第４２条（契約不適合）により２年間受注者の負担で完全に補修するものとする。
	64．完成引渡しまでの管理	工事完了後も予め監督職員の指示した日時までは受注者で管理し，各種公課に対する料金及び各種の被害（火災，盗難，破損等）は一切受注者の負担とする。
	65．快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札契約制度> 入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023.08.		明神第一公園トイレ更新工事	M／01	A-3：100%
CH.	CH. DR.		NAME 機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）		A-4： 71%

特記事項

給水管は耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)とする

給水管の埋設深さは場内はGL-300㎜場外（車両通路）GL-600㎜とする

排水管，雨水管は水道用硬質ポリ塩化ビニル管(VU)とする

保温は，C2・(ロ)・Ⅶとする

給水管埋戻し時，土被り150㎜程度の深さに埋設表示用アルミテープを埋設すること

雨水管の勾配は1/100とする

発生土は場内敷きならすこと

排水管の勾配は2/100とする

――――――― 給水管

――――――― 排水管

点線は既設配管を表す

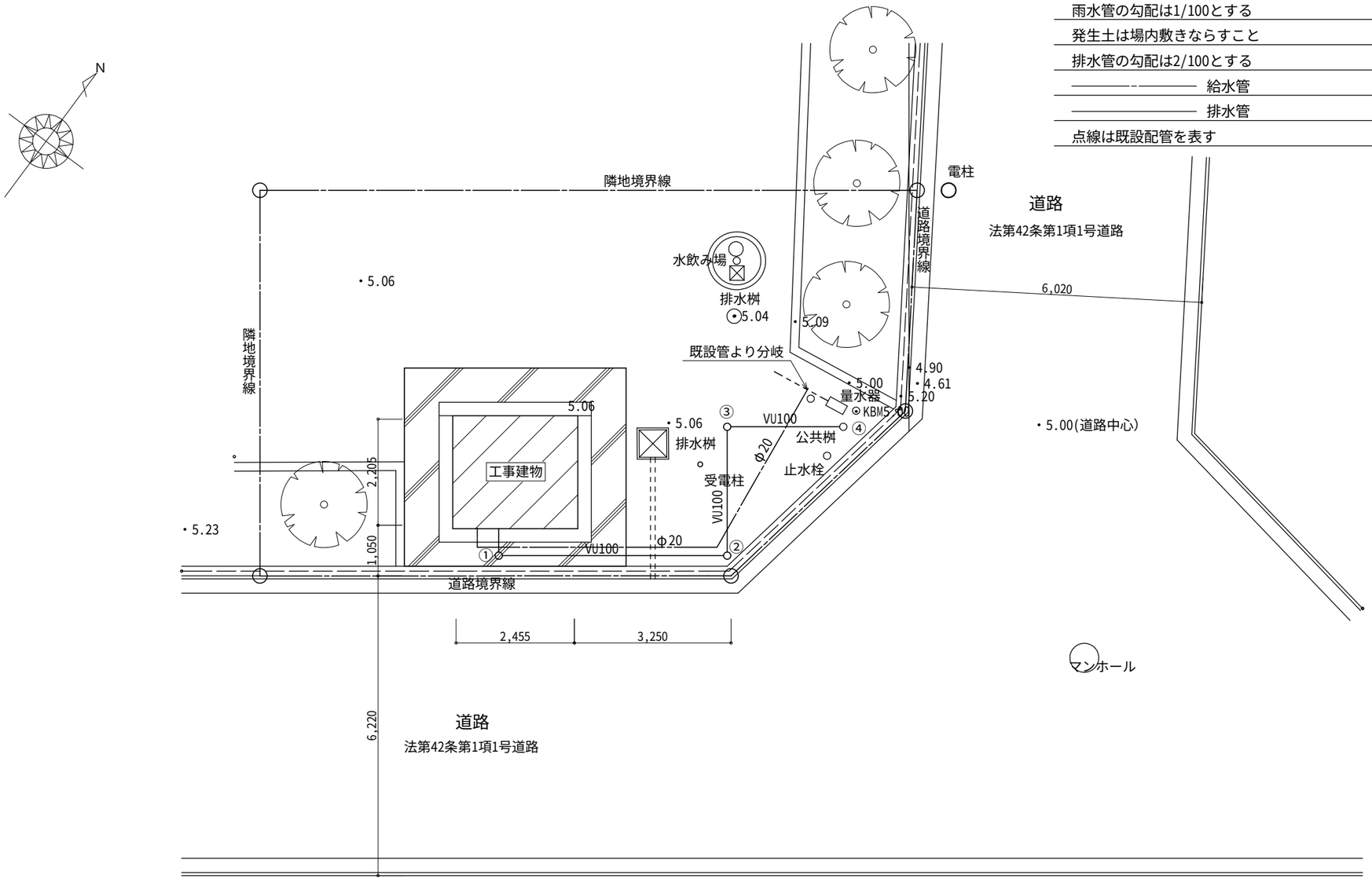

（機械設備）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. M／02	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME （機械設備）（更新後）配置図		A-3：100%
								A-4： 71%

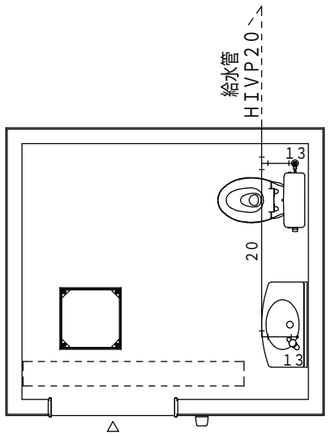

給　水　設　備　図

給水管管芯 GL－220

※床下給水管はポリエチレンフォーム保温筒巻きとする。
※床下配管の吊り金具はユニクロメッキ仕上とする。

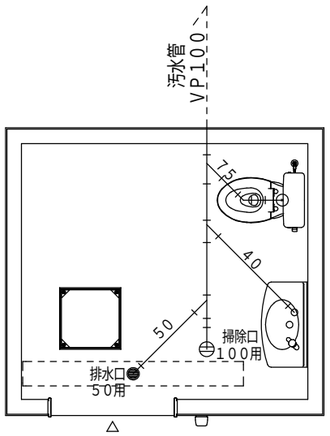

排　水　設　備　図

汚水管管底 GL－410

※床下配管の吊り金具はユニクロメッキ仕上とする。

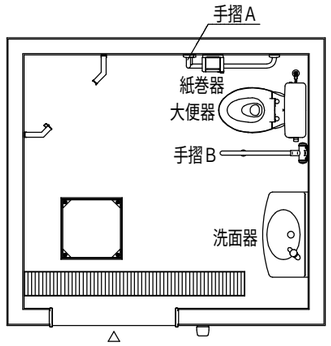

衛　生　設　備　図

衛生設備表

名　称	品　番		数量
大便器	CS597BCS	TOTO	1
ロータンク	SH596BAYR	TOTO	1
洗面器	L270D	TOTO	1
自閉式単水栓	TL19AR	TOTO	1
掃除用水栓	T28AKUH13	TOTO	1
紙巻器	YH121MK	TOTO	1
化粧鏡	YM4560FE	TOTO	1
手摺A	T113BL9	TOTO	1
手摺B	T113HK7R	TOTO	1

※衛生器具のカラーはTOTO（#NW1：ホワイト）とする。
※大便器は掃除口付とする。

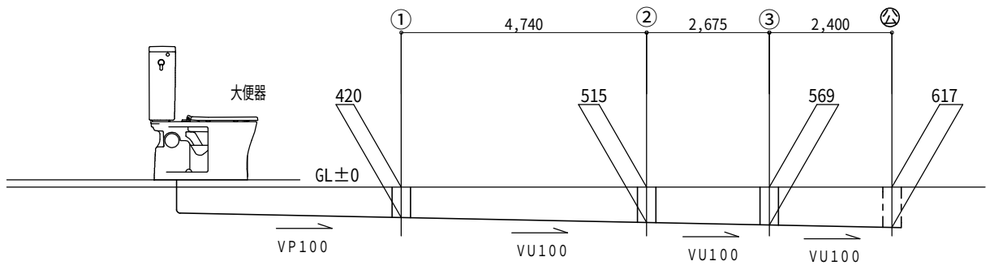

勾配図　S= no.scale

桝リスト

記号	名　称	桝種別	蓋	特記事項
1	小口径桝	SD100-150	ICO-H	インバート桝①100-150-420
2	小口径桝	SD100-150	ICO-H	インバート桝②100-150-515
3	小口径桝	SD100-150	ICO-H	インバート桝③100-150-569
公	公共桝			

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 明神第一公園トイレ更新工事	NO. M／03	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （機械設備）衛生設備図、給水設備図、排水設備図、勾配図		A-3：100% A-4： 71%

中之町バイパス北公園トイレ更新工事

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-00	タイトル、図面リスト	
A-01	建築工事特記仕様書（１）	
A-02	建築工事特記仕様書（２）	
A-03	解体工事特記仕様書	
A-04	付近見取図	
A-05	（更新前）配置図	1/100
A-06	配置図、断面図	1/100
A-07	丈量図、求積図	1/100
A-08	平面図、屋根伏図、基礎伏図、仕上表	1/50
A-09	立面図	1/50
A-10	断面図	1/50
A-11	躯体断面図	1/50
A-12	基礎配筋図	1/60
A-13	軸組図	1/50
A-14	（解体）既設便所、平面図、立面図	1/50
A-15	（更新前・後）配置図、縁石詳細図	1/100 1/10
A-16	仮設計画図（参考図）	1/200

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
E-01	電気設備工事特記仕様書	
E-02	（電気設備）配置図	1/100
E-03	（電気設備）電気設備図、電気設備表	1/50
M-01	機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）	
M-02	（機械設備）配置図、勾配図	1/100
M-03	（機械設備）衛生設備図、給水設備図、排水設備図	1/50

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 00	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME タイトル、図面リスト		A-3：100% A-4： 71%

Ⅰ．工　事　概　要　　仕　様　書

１．工事名称　：中之町バイパス北公園トイレ更新工事

２．工事場所　：三原市中之町一丁目4110-1の一部

３．敷地面積　：127.30㎡

４．構造規模　：鉄筋コンクリート造　平屋建て　延面積　5.41㎡

５．工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事

６．別途工事　：

７．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（2）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内
（3）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票等の記入提出，
発注者の調査実施への協力等）

８．公衆災害防止措置
（1）工事に際し工事関係者以外の第三者の生命・身体及び財産の危害並びに迷惑を防止するために必要な措置を執ること。
（2）上記について，建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示496号）」に基づき実施すること。

９．現状復旧
工事に際し隣接建築物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

１０．主要資材
（1）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請負わせようとする場合は，原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
（2）主要資材を購入しようとする場合は，極力三原市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
（3）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと。

Ⅱ．建築工事仕様

１．共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「標準仕様書」という。）による。
図面、本特記仕様書及び標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
（2）建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）が必要な工事の場合，受注者は完了検査（中間検査含む）時には，官公署（建築主事等）が求める検査に必要な書類（報告書）等を用意する。

２．特記仕様
（1）項目は番号に○印のついたものを適用する
（2）特記事項は○印のついたものを適用する
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
○印と ◎ 印のついた場合は共に適用する
（3）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（5）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
0 法規制	1	敷地の位置	⊙都市計画区域内　⊙市街化区域　・市街化調整区域）　・都市計画区域外 用途地域　（　　） 防火地域　・防火　・準防火　⊙指定無し その他の区域，地域，地区，街区　（　　）
1 一般共通事項	1 適用基準等		※建築工事標準詳細図（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準詳細図」という） ※建築構造設計基準及び同解説　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建設工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次による ・建築物解体工事共通仕様書　令和４年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2 工事実績情報の登録 (1.1.4)		受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	3 電気保安技術者 (1.3.3)		※配置する
	4 発生材の処理等 (1.3.11)		・引き渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・上記以外　１．３．８（b）（3）及び監督職員との協議による。 1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること。（原則，県内処分） 2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる。

1 一般共通事項

5 環境への配慮 (1.4.1)

化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする
1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
2）接着剤及び塗料は，トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する
4）1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において，「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し，同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。
ホルムアルデヒド放散量　規制対象外
①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする

6 材料の品質等 (1.4.2)

材料・機材等の品質及び性能
1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする
2）備考欄に商品名が記載された材料は，当該商品又は同等品を使用するものとし，同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については，材料の製造所の指定する工法とする。
4）本工事に使用する材料のうち、5）に指定する材料の製造業者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない
（1）品質及び性能に関する試験データが整備していること
（2）生産施設及び品質の管理が適切に行っていること
（3）安定的な供給が可能であること
（4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
（5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
（6）販売、保守等の営業体制が整えていること
5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
クローザ類	煙突用成形ライニング材
自動扉機構	天井点検口
自閉式上吊り引戸機構	床点検口
重量シャッター	グレーチング
軽量シャッター	屋上緑化システム
	トップライト
	エポキシ樹脂
	ポリマーセメントモルタル
	既成調合目地材
	鋳鉄製ふた

7 技能士 (1.5.2)

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
コンクリートブロック	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
ＡＬＣパネル工事	エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事作業
防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法 防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	石張り作業
タイル工事	タイル張り	タイル張り作業
木工事	建築大工	大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	内外装板金作業
金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業
	建築板金	内外装板金作業
左官工事	左官	左官作業
建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
塗装工事	塗装	建築塗装作業
内装工事	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ作業 ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
排水工事	配管	建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	造園工事作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

8 化学物質の濃度測定 (1.5.9)

測定対象室及び測定箇所数は図示による。
1）ホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員 に報告する
パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う
①３０分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する
②５時間閉鎖
①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする
③測定
イ　②の状態のままで測定する
ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する
ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする
④分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する
⑤その他
監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること
2）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する
3）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
4）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
5）屋内に面して用いる材料は，上記２）～４）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，1）の規定を満たすこと

9 工事写真等

下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。
（1）工程写真
工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする
（2）工事中写真
水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする
【提出部数】：1部
（3）完成写真
【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所
【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　１　部　・Ａ４版写真台帳　　部
【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者
（4）その他の写真
隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする
（5）保管
工事写真のデータは，受注者において工事完成後２年間保管すること

10 完成時の提出図書 (1.7.1~3)

※提出を要する　　完成図書：１部
竣工図の種類（※全て　・　　）
竣工図作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要））
原図　・普通紙　※ 不要
竣工図　二つ折製本（・Ａ1版　　部　・Ａ2版　　部　・Ａ3版　　部）
竣工図は原則としてCADにて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による
なお，11　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること
工事完了時の建物仕様に関する資料（保全マネジメントシステム）
※建物基本情報
※型式台帳
工事完了時の建物使用に関する資料は，監督職員が指定する様式で作成する。

11 電子納品

※電子納品対象工事とする
電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す
成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する
また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること

12 工事中情報共有システム

（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること
（2）本工事で使用する情報共有システムは次とする
広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html）
（3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする
（4）受注者は，監督職員 又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない

13 施工図及び施工計画書 (1.7.2)

提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする

14 設備工事との取り合い

（施工範囲）
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔
※図示した壁，天井の仕上げ材，下地材切り込み及び下地補強
※自動閉鎖装置設置箇所の切り込み及び補強

15 施工中の安全確保

・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する
・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること

16 工程報告

別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること

17 保証書

次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材料名	保証年限	備考
⊙防水工事	・アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・改質アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等
	⊙陸屋防水	10年	漏水の場合等
・屋根工事	・長尺金属板葺き	年	漏水の場合等
	・折板葺き	年	漏水の場合等
⊙外壁工事	⊙防水形複層塗材	10年	漏水の場合等
・防錆工事		年	
・特殊床工事	・フローリング及び塗装	年	
・プール工事	・プール本体	年	・ｱﾙﾐ・ｽﾃﾝﾚｽ・FRP
	・塗装（通常塗装の場合）	年	
・植栽工事	・活着	年	枯死の場合

18 中間技術検査

※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない

1 一般共通事項

19 設計ＧＬ

※図示による　・（　　）

20 耐荷重及び耐外力

外壁ＡＬＣパネル工事，外壁押出成形セメント板工事，合成高分子系ルーフィングシート防水工事（機械的固定工法），外壁石取付け（乾式工法）工事，屋根葺き（長尺金属板，折板，粘土瓦）工事，アルミニウム製笠木工事，ガラスブロック積み工事において，施工計画書により工法を定める際の，建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
風圧力
風速　　Ｖｏ＝　　ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
積雪荷重　平成12年５月31日　建設省告示第１４５５号における区域　別表（　　）

21 検査記録

杭地業工事，鉄筋工事，コンクリート工事，鉄骨工事については，次の内容を記載した検査記録を整備すること
*工事完了通知書第４面及び照合方法が確実に行われていることを証明する書類（ＩＣＢＡ（建築行政センター）の「構造審査・検査の運用解説」第５章資料に示す「施工状況報告書等」に記載する内容）

22 コンクリートの試験 (6.9.1~6)

※コンクリートの強度試験
公的機関又はこれに準ずる機関で行う。ただし，調合管理強度の管理試験用及び型枠取外し時期の決定用については，生コン工場試験室でもよい

2 仮設工事

1 足場その他

（2．2．4）
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

2 監督職員事務所等

※ 設ける　　・ 設けない　　（2．3．1）
現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による

3 工事用水

構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）

4 工事用電力

構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）

5 仮囲い等の安全施設

別紙設計図による

6 工事現場の表示

現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する
※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）

7 交通誘導員

※配置する　・配置しない
※大型車両進入時　（ 1 ）人／日　・常時配置　（　）人／日
・（　　）作業期間　（　）人／日

8 快適トイレモデル工事

本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A／01	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 建築工事特記仕様書（１）		A-3：100% A-4： 71%

3 土工事

1 埋戻し及び盛土

材料及び工法　（3．2．3）（表3．2．1）

※ 標準仕様書表3.2.1による種別

・A種　適用場所（　　）

・B種　適用場所（　　）

・C種　適用場所（　　）土質（　　）　受渡場所（　　）

・D種　適用場所（　　）

（品質：細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。）

・（材料：　　工法：　　）

2 建設発生土の処理

※ 現場説明書の施工条件明示による　（3．2．5）

・構内指示場所に敷き均し

・構内指示場所に堆積

4 地業工事 5 鉄筋工事 6 コンクリート工事 7 鉄骨工事

特記仕様書（構造関係）による

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造

ブロックの種類等　（8．2．2、3、5）

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モデュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
・空洞ブロックC（16）		・400 ・200		・無 ・有		
				・無 ・有		

モルタルの調合（容積比）

※ 標準仕様書表8.2.1による　・セメント（　）：砂（　）

各部の配筋　※ 図示

まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する範囲　※ 図示

目地仕上げ　・押し目地仕上げ　・化粧目地仕上げ

2 コンクリートブロック帳壁及び塀

ブロックの種類　（8．3．2、3）

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モデュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
・空洞ブロックC（16）				・無 ・有		
・型枠状ブロック20				・無 ・有		
				・無 ・有		

モルタルの調合（容積比）

※ 標準仕様書表8.2.1による　・セメント（　）：砂（　）

塀に用いるブロックの正味厚さ（mm）

塀の高さが2m以下　・　※120

塀の高さが2m超え　・　※150

壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　※ 図示　・

各部の配筋　※ 図示

3 ALCパネル　（8．4．2～5）

パネルの区分			単位荷重（N/m2）	厚さ（mm）	長さ（mm）	幅（mm）	耐火性能	構法の種別
・外壁パネル	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠		・100			有（1）時間	・A種 ・B種
・間仕切壁パネル	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠		・100			・有（1）時間 ・無	・C種 ・D種 ・E種
・屋根パネル		平		・100			有（0.5）時間	F種
・床パネル				・100			・有（ ）時間 ・無	

パネルの相互の接合部に充填する耐火目地材

※ パネル製造所の仕様

外壁、屋根パネルの構法

1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した構法

パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合　※ 図示

外壁、間仕切パネルの出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の目地幅（mm）※ 10～20　・

外壁、間仕切パネルの伸縮調整目地への耐火目地材の充填　・ 適用する　・ 適用しない

耐震性能

建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

4 押出成形セメント板（ECP）　（8．5．2～5）

パネルの種類	形状	厚さ（mm）	幅（mm）	工法の種別	備考
・外壁パネル	・F（フラットパネル）	・50 ・60		・A種	
	・D（デザインパネル）	・50 ・60	600	・B種	
	・T（タイルベースパネル）	60			
・間仕切壁パネル	・F（フラットパネル）	・50 ・60		・B種	
	・D（デザインパネル）	・50 ・60	600	・C種	
	・T（タイルベースパネル）	60			

外壁パネルの構法

1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した構法

耐震性能

建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合　※ 図示

パネル相互の目地幅（mm）　※ 長辺8、短辺15

出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅（mm）　※ 15　・

耐火構造以外の目地及び隙間の処理　※ パネル製造所の仕様　・

やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮した強度を確認した資料を提出する。

		孔あけ及び欠き込みの大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅
パネルに孔あけを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	150mm以上
	長辺	500mm以下	300mm以上
パネルに欠き込みを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	300mm以上
	長辺	500mm以下	300mm以上

9 防水工事

1 アスファルト防水

屋根保護防水　（9．2．2～5）（表9．2．3～6）

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材 □	絶縁用シート	立上り部の保護方法
・A－1 ・A－2 ・A－3 ・B－1 ・B－2			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上またはフラットヤーンクロス70g/m2程度	※乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ※JIS R 1250
・AI－1 ・AI－2 ・AI－3 ・BI－1 ・BI－2		（材質）JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き） （厚さ）（mm） ※25 ・50	※フラットヤーンクロス70/m2程度	

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※ 標準仕様書表9.2.3から表9.2.6による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料構成による区分　※ R種

厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※ 標準仕様書表9.2.5から表9.2.6による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料構成による区分　※ R種

厚さ　（　　mm以上）

立上り部への断熱材及び絶縁用シート

※設置しない　・設置する

平場の保護コンクリートの厚さ

こて仕上げ　※ 水下　80mm以上

床タイル張り　※ 水下　60mm以上

（品質・性能）

分類・規格		・ 窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・ 窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・ 金属複合板
寸法（mm）	厚さ（mm）			
	幅（mm）			
寸法の許容差		厚さ：＋10%、－5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		－
曲げ強さ・曲げモーメント（N・cm）（スパン40cmにおける単位幅1cmあたりの曲げモーメント）	標準時	550以上	450以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上（300）	320以上（200））	250以上（300）
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	２００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに吸水しないと認められるものは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量500（窯業系パネルⅠ類は1,000）のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。		質量500のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下。
剛性（EA1）（スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性）		－	－	80,000N・cm2以上

（試験方法）

（1）寸法の測定方法

（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。

（幅）供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央1箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの1級コンベックスルール又は、JIS B 7516「金属性直尺」に規定する目量が1mmの1級直尺を用いて測定する。

（2）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。

（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。

（3）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。

（4）難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。

（5）吸水による長さ変化率試験は、試験体（幅40mm×長さ160mm×素材厚さ）を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（L1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。

24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（L2）を測る。

吸水による長さ変化率（ΔL）は、次式によって求める。

（ΔL）＝（L2 － L1）／L1×１００　　ΔL ：吸水による長さ変化率（%）

L1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　　L2 ：吸水時の標線間の長さ（mm）

（6）耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）

凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃の清水中20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする。

（7）耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号S２対辺単純支持方法による。

試験体の大きさは、4号（長さ400mm、幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもりとし、記号（W１－1000）、質量1,000gとする。試験体を支持装置で支持して、堅固な床に水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

2 改質アスファルトシート防水

屋根露出防水　（表9．2．7～8）

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・D－1			※アスファルトルーフィング製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング製造所の仕様による	・適用する
・D－2					・適用する
・DI－1		JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材(種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm） ※25 ・50			・適用する
・DI－2					・適用する

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※標準仕様書表9.2.7から表9.2.8による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料構成による区分　※ R種

厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

※標準仕様書表9.2.7から表9.2.8による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料構成による区分　※ R種

厚さ　（　　mm以上）

絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

※　図示

脱気装置の種類　※ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様　・

脱気装置の設置数量　※ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様　・　（個）

屋内防水　（表9．2．9）

防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・E－1		・E－2	

E－1の場合で工程３を行う部位（※ 貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　）

保護層　・ 設ける（※図示　・　）

防水層の下地の立上り

※ コンクリート打放し仕上げ　標準仕様書表6.2.4の種別B種

立上り部の押え金物の材質、形状及びび寸法

※ アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度

防水層の下地のモルタル塗り

※適用しない　・ 適用する（施工範囲　※ 図示　・　）

屋上排水溝　※ 図示

屋根露出防水　（9．3．2～3）（表9．3．1～3）

防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	防湿用シート	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・AS－T1 ・AS－T2 ・AS－T3 ・AS－T4 ・AS－J1				※改質アスファルトシート製造所の仕様	※改質アスファルトシート製造所の仕様	・適用する ・適用する ・適用する ・適用する ・適用する
・ASI－T1		JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材(種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ （厚さ）（mm） ※25 ・50	・設ける（改質アスファルトシートの製造所の仕様による） ・設けない			・適用する
・ASI－J1						・適用する

改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※ 標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料構成による区分　※ R種

厚さ　（　　mm以上）

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料構成による区分　※ R種

厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による

・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料構成による区分　※ R種

厚さ　（　　mm以上）

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法

※ アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度

脱気装置の種類　※ 改質アルファルトシートの製造所の仕様　・

脱気装置の設置数量　※ 改質アルファルトシートの製造所の仕様　・　（個）

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

屋根防水

防水層の種類　（9．4．2～4）（表9．4．1～3）

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・S－F1				※製造所の仕様による	・適用
・S－F2					・適用
・S－M1				※製造所の仕様による	・適用
・S－M2					・適用
・SI－F1		標準仕様書9.4.2(3)(I)(b)による（種類）※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm）　※25		※製造所の仕様による	・適用
・SI－F2					・適用
・SI－M1		標準仕様書9.4.2(3)(I)(a)による（種類）※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm）※25		※製造所の仕様による	・適用
・SI－M2					・適用

SI－M1及びSI－M2における防湿用フィルムの設置

※ 設置しない　・ 設置する

SI－M2のシートの可塑剤移行防止用シートの材種

・ 発泡ポリエチレンシート

S－F1、S－M1、S－F2、S－M2の仕様

※非歩行仕様　・軽歩行仕様

屋内防水

防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗厚（mm）	工法	立上り部の保護モルタルの塗厚
・S－C1			・床塗り ・下地モルタル塗り	※ 7mm以下

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割および種類

目地割

※目地割２m²程度、最大目地間隔３m程度

目地の種類　※押し目地

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ

合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ

※ 標準仕様書表9.4.1から表9.4.3による

・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ

種 類

厚さ　（　　mm以上）

固定金具の材質及び寸法形状

※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面又しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ0.4mm以上のもの

接着工法の場合の脱気装置の種類　※ ルーフィングシートの製造所の仕様　・

接着工法の場合の脱気装置の設置数量　※ ルーフィングシートの製造所の仕様　・　（個）

プレキャストコンクリート部材下地の目地処理（接着工法の場合）

・ 行う（※図示　・　）　・ 行わない

プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）

・ 行う（※図示　・　）　・ 行わない

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け

1章 15 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

4 塗膜防水

防水層の種類　（9．5．3）（表9．5．1、2）

種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	保護層	高日射反射率防水
・X－1		※２成分形アクリルウレタン樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系	※製造所の仕様による		・適用する
・X－2			※製造所の仕様による		・適用する
・Y－1	※地下外壁防水				
・Y－2	※屋内防水			・適用する ・適用しない	

X－1（絶縁工法）の脱気装置の種類　※ 主材料の製造所の仕様　・

X－1（絶縁工法）の脱気装置の設置数量　※ 主材料の製造所の仕様　・　（個）

5 ケイ酸質系塗布防水

防水層の種類　（9．6．1、3）（表9．6．1、2）

種別	施工箇所
※ C－UE	
・C－UP	

壁及び天井部の防水層の下地

※ コンクリート打放し仕上げ（標準仕様書表6.2.4の種別B種）

コンクリートの打継ぎ箇所の下地処理

※ 打継ぎ部分には、幅30mm及び深さ30mm程度の目地棟を削いる。目地棟の除去後、水洗い清掃し、ケイ酸質系塗布防水材の製造所の仕様により、ポリマーセメントモルタルを充填する。

標準仕様書 9.7.3(2)の(イ)、(ウ)以外の下地処理

※ 図示

6 シーリング

下表以外は、標準仕様書表 9.7.1による　（9．7．2、3）（表9．7．1）

ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは１１章に、カーテンウォールの場合のシーリングは１７章による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材表面に仕上塗材、塗装等　※行う　・行わない

シーリング材の目地寸法　※ 標準仕様書9.7.3(1)(ア)～(ウ)による　・

接着性試験　※ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE
CH.	CH.	DR.

TITLE　中之町バイパス北公園トイレ更新工事

NAME　建築工事特記仕様書（２）

NO. A／02

図面縮小率
A-3：100%
A-4： 71%

Ⅰ　工事概要
1　工事名称　：中之町バイパス北公園トイレ更新工事
2　工事場所　：三原市中之町一丁目4110-1の一部
3　構造・規模：鉄筋コンクリート造　平屋建て　延面積　5.41㎡
4　工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事
(1)建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による）

5　別途工事

6　公衆災害防止措置
ア　工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危害，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
イ　上記について，建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示 496号）」に基づき実施すること。

7　現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

8　その他
(1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
(2)解体仕様書で「特記がなければ」，以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが，関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。
(3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
・ 公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

Ⅱ　解体工事仕様
1　共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書　最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は⊙印のついたものを適用する。
（2）特記事項は⊙印のついたものを適用する。
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙印と㊟印のついた場合は共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（4）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（5）特記事項に記載の ＜　＞ 内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

		項目	特記事項
1 一般共通事項	1	適用基準等	㊟建設工事公衆災害防止対策要綱 ㊟建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ㊟建築工事安全施工技術指針 ㊟再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2	設計図書の優先順位	(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書　(3)特記仕様書 (4)図面　(5) 共通仕様書 ［1.1.3］
	3	官公署その他への届出手続等	工事の着手，施工，完成に当たり，関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。 また，これらの手続等を行うに当っては，届出内容についてあらかじめ監督職員に**報告事項**記載の工事に施工上密接に関連するため，監督職員の調整に協力すると共に，なお，手続き等に要する費用は受注者の負担とする。
	4	別契約の関連工事	工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と　［1.1.7］ 十分調整し，工事の円滑な施工に努めること。
	5	表示板の設置	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。　※工事概要等の表示板（900㎜×600㎜） ［1.1.4］
	6	工事実績情報の登録	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について， 工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	7	発生材の処理等	［1.3.10］［4. 1. 3～4. 5. 1］ ・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類，PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材，　　） ⊙次の建設廃棄物は上記によるもを除き再資源化する （1）建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 （・建設発生土　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材） （2）金属類 （3）小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化 ※無し　・有り（・蛍光ランプ,HIDランプ　・硬質塩化ビニル管,継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　※無し　・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ※無し　・有り（　　） ・産業廃棄物広域認定制度の適用　※無し　・有り（　　） ・処理に注意を要する建設廃棄物 ※無し　・有り（・CCA処理木材　・ひ素，ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ） (1)本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし,建設廃棄物が,破砕等（選別を含む）により,有用物となった場合,その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則，県内処分) (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島　県産業廃棄物理立税が課税されるので，適正に処理すること。 なお，本工事では，広島県産業廃棄物理立税相当額を見込んでいる。
	8	工事工程表	検査期間としての１３日間を含んだ工程とし，　［1.2.1］ 工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける。 ［1.2.2］
	9	施工計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ，事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し，あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 （仮設計画，安全・環境対策，工程計画，解体計画，発生材の処分計画） ［1.3.5］
	10	施工条件	(1)作業時間は，原則午前８時半から午後５時までとし，通学時間帯を考慮すること。 なお，時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし，あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りではない。 **(3)その他図示による**
	11	安全確保	［1.3.6～1.3.8］ (1)受注者は，現場代理人を工事現場に常駐させ，工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い，　周囲の建物，通行者等に損傷を与えないように注意して，工事施工をすること。なお，万一損傷が生　じた場合は，受注者の責任において処理すること。 (2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。 特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5)作業現場には，労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き，作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く），張出し足場又は高さ５m以上の構造の足場の組立て，解体　を行う場合，コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５m以上のもの）の解体作業を行う場　合は，労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は，平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進に　ついて」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安　全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。 ［1.2.3］
	12	工事の記録	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況，建設副産物処理及び事前措置，解体手順の各段階における施工が完了した写真，水中又は地下に埋設される部分,分別解体を行っていることが確認できる状況写真，その他工事終了後では確認できない事項，その他監督職員が指示する箇所は，A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお，基礎や地下構造物等の撤去については，撤去物の全般に亘り，その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数：１部 (3)完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所）　監督職員が指示する箇所 （写真規格）　・カラーサービス版　・カラーキャビネ版　・ （規格・提出部数）　・A4版クリアファイル　部　・A4版写真台紙　部　・アルバム　部
	13	電気保安技術者等	［1.3.3～1.3.4］ 工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め， 監督職員に報告する ・電気保安技術者　※適用しない　・適用する ［1.3.6］
	14	近隣との折衝	工事施工に当っての近隣との折衝は次による。また，経過について記録し，遅滞なく 監督職員に報告する。 （1）地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし，あらかじめその概要を報告する。 （2）工事に関して，第三者から説明の要求又は苦情があった場合は，直ちに誠意をもって対応する。
	15	施工の検査	監督職員による随時の立入り検査を行う。　［1.5.4］ 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。
	16	中間技術検査	※行わない　［1.6.2］ ⊙行う（回数及び時期については監督職員の指示による。）
	17	工程報告	別紙様式による期間別工事履行報告書を毎月１回１部提出すること。
	18	埋設物等の報告	工事の施工に当たり，図面にない地下構造物，埋設配管等を発見した場合は，直ちにその状況を監督職員に報告すること。
	19	地下埋設物調査	・行わない ・行う　図示する範囲内において，整地前に敷地境界から２mの距離を置き，幅１m，深さ1.5mで，３m間隔で掘削調査を行う。
	20	契約不適合調査	竣工後，発注者から契約不適合調査（建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内）の連絡があった場合には，調査に協力すること。
	21	家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は，同法に基づき処理を行うこと。また，工事完了後に管理票の写しを提出すること。
	22	完成時の提出図書	・竣工図：　部（A２版：　部，　版：　部，CD－R：　部）　<1.8.1～3> ⊙完成図書　部 竣工図は残置及び設置工作物等，工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類，位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し，提出すること。
	23	試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため，次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時　・（　　） 試掘方法 ※機械掘削　・人力掘削 なお，試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上，外構（排水施設，舗装等）で１箇所以上行い，試掘する箇所については，検査員の指示による。
	24	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す。 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する。 また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
	25	工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム （http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない。
2 仮設工事	1	騒音・粉じん等の対策	［2. 2. 1］ 騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　※防音シート　・養生シート等 防音パネル、防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲 ※　工事に必要な範囲
	2	足場等 ［2. 2. 2］	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、 同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 におけるの(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・騒音・振動計を設置すること（設置個所は図示による）
	3	監督職員事務所等	※　設けない　［2. 3. 1］ ・　既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・　設ける 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	4	山留めの撤去	鋼矢板等の抜き跡の処理　［2. 4. 3］ ※　直ちに砂で充填する
	5	工事用水	構内既存の施設　・利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない
	6	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない
	7	交通誘導員	※配置する　・配置しない 配置計画 ※大型車両進入時　（ 1 ）人／日 ・常時配置　（　）人／日 ・（　　）作業期間　（　）人／日
3 解体施工	1	事前措置	９章 機械設備による。それ以外は下記による　［3. 2. 1］ （1）給水管，ガス管，電気ケーブル，下水道等の供給管等の切断及び树，配管等の撤去は本工事に含む。 ①　配管等の切断及び汚水管，排水管等の末端処理については，供給者と事前に協議すること。 ②　水道，ガス，下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また，記録を残し監督職員に提出する。 ③　配管等の切断位置や，切り回し必要箇所等は図示による。 （2）落下するおそれのある付属物は撤去すること。 （3）解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 （4）電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い，必要に応じて放電する。 （5）衛生器具等は，十分に洗浄を行い，汚水，汚物等による異臭の発生を防止する。 （6）浄化槽，排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は，施設管理者が回収，洗浄等を行うため，時期等について協議すること ［3. 9. 1］
	2	基礎等	基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し，砂利地業・割りまで行なうこと。
	3	杭の解体	※解体する（・引き抜き工法　・破砕工法　・　　）　［3. 9. 2］ ・残置する ①　杭を残置する場合は，杭の種別・杭径，杭の位置，杭頂部高さ，深さ等の記録を整備し，写真と共に監督職員に提出する。 ②　残置杭の中，杭の破砕跡は，現場発生の良質土で埋め戻すこと。 ③　残置する杭頭は，キャップ等で被いコンクリートを打設すること。
	4	さく、照明設備等の附属物	附属物の解体　⊙行う　・行わない　［3. 10. 1］
	5	構内舗装、樹木等	舗装の路盤の解体　⊙行う　・行わない　［3. 11. 1］ 樹木の伐採伐根及び移植　⊙行う　・行わない
	6	地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の撤去　・行う　・行わない　［3. 12. 1］ 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は，監督職員に報告し，対応策を協議すること。
	7	埋戻し、盛土及び地均し	解体後の埋戻し及び盛土　［3. 13. 1］ ・ 行う 整地高さ　・ 現状ＧＬ　⊙ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類　・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂　・ 現場発生の良質土 ・ 行わない 土砂流出の恐れがある部分は，土のう等で処置すること。
	8	解体後の囲障	・設置する　・設置しない　・工事中の仮囲いを存置 囲障を設置する場合の仕様等 種別　・木杭+ロープ　・木杭+番線張り　・（　　） 高さ　Ｈ＝（　　） 設置範囲　※図示　・敷地境界全域
4 建設廃棄物の処理			１章 一般共通事項 7 発生材の処理等　による。 それ以外は下記による。
5 特別管理産業廃棄物の処理	1	特別管理産業廃棄物の処理等	８章 電気設備、９章 機械設備による。それ以外は下記による　［5. 4. 1］ ・ＰＣＢを含む機器類の処理 分析調査　・行う　採取場所（　　） 除去範囲　※ 図示 ・ＰＣＢ含有シーリング材の処理 分析調査　・行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示 ・廃油の処理 処分方法　・焼却処分　・中間処理施設で再生処理 除去範囲　※ 図示 ・廃酸・廃アルカリの処理 除去範囲　・臭化リチウム（低炊吸収冷温水機） ・鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 処分方法　・中和処理　・焼却処分　・中間処理施設で再生処理 ・ダイオキシン類の処理 サンプリング調査　・行う （分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示 解体方法 処分方法
6 石綿含有建材の除去等	1	調査	調査　［6. 1. 3］ ・ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（・　　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示　・

2 石綿粉じん濃度測定	・ 測定時期、場所及び測定点　［6. 1. 4］			
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計　点
	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計　点
	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・ 計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	の位置　・ 計　点
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺　・敷地境界	・ 計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計　点
	測定８	処理作業後	処理作業室内	・ 計　点
	測定９	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 計　点

測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4　・ 測定5 ・ 測定（　　）	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（ｌ/ｍｉｎ）	試料の吸引時間（ｍｉｎ）
・ 測定4　・ 測定5　・ 測定（　　）	25	5	30
・ 測定（　　）	47	10	120
・ 測定（　　）	47	10	240
・ 測定（　　）			

3 石綿含有建材の除去	・ 石綿含有吹付け材の除去　［6. 3. 2、6. 3. 3］ 除去範囲　※ 図示　・ 除去工法　※ 解体共通仕様書6.3.2(1)(ｱ)～(ｴ)による ・ 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設）		
	・ 石綿含有保温材等の除去　［6. 4. 1、6. 4. 4］ 除去範囲　※ 図示　・ 除去方法　※ 原形のまま、手ばらし ・ 破壊して除去 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）		
	・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去　［6. 5. 4］ 除去範囲　※ 図示　・ 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せっこうボード ※ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）		
	・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去 除去範囲　※ 図示　・ 養生方法 除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）		
	・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による 除 去 工 法 ※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度） ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用） ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度） ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 除去対象範囲　※ 図示 作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う 試験施工　※ 行わない　・ 行う 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 ※ 解体共通仕様書6.3.3による 確認及び後片付け　※ 解体共通仕様書6.3.4の(ｱ)、(ｲ)及び(ｵ)による		

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A／03	図面縮小率
CH.	CH. DR.		NAME 解体工事特記仕様書		A-3：100% A-4： 71%

建設地
三原市中之町一丁目4110-1の一部

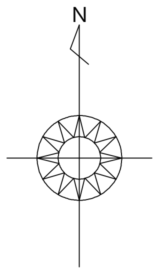

出典
※国土地理院図を一部編集

付近見取図

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 04	図面縮小率 A-3：100% A-4： 71%
			CH. / CH.	DR.		NAME 付近見取図		

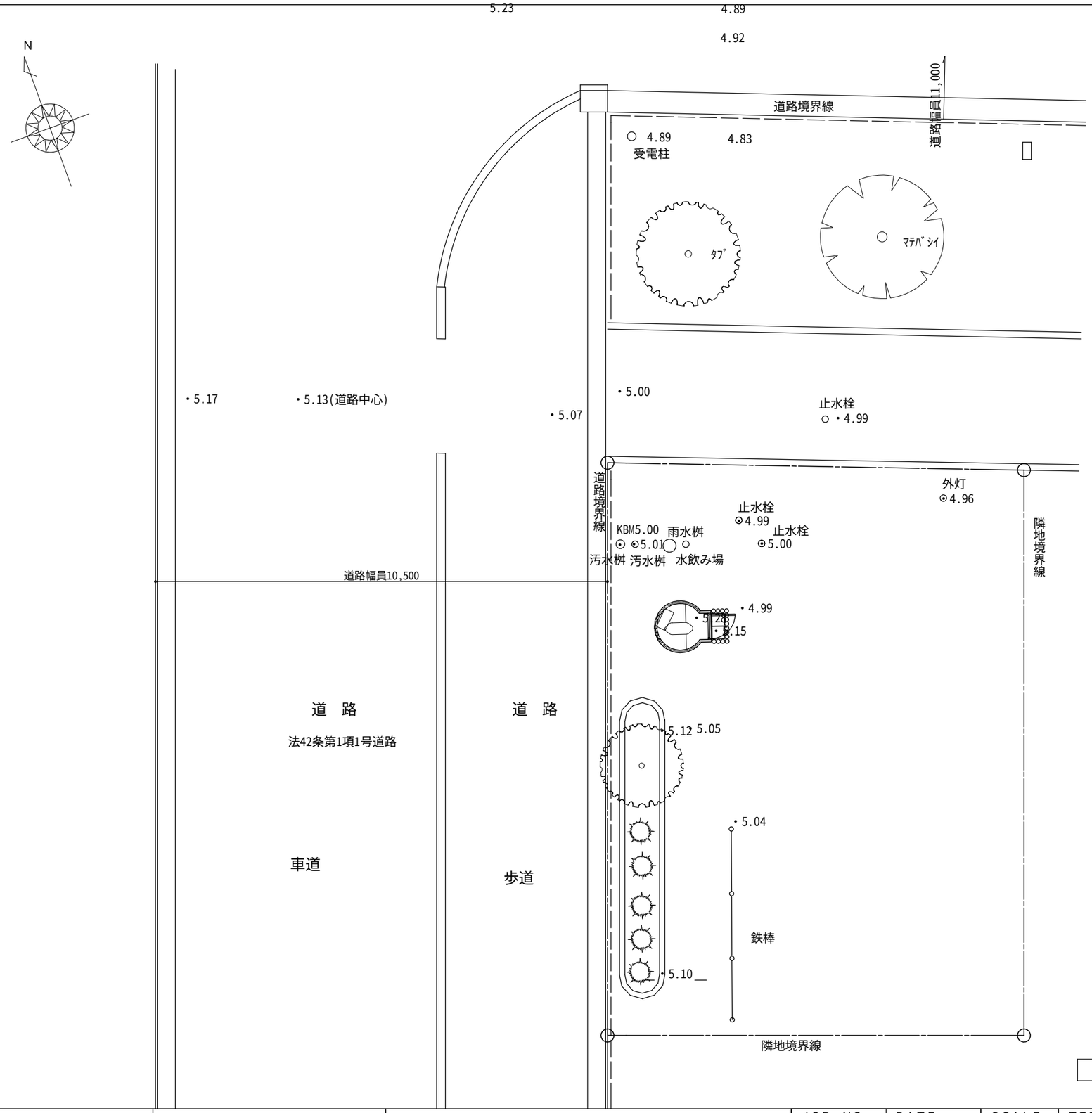

（更新前）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 05	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME （更新前）配置図		A-3：100% A-4： 71%

※[隣地斜線制限]は最高の高さH=2,920mm≦20,000mm（∴OK）

チェック点/建物の高さ	算定式：許容高さ	
① / 2,319mm	［道路斜線］1.25ｘ（870+10,500+870）	= 15,300mm>2,319mm（∴OK）
④ / 2,319mm	［道路斜線］1.25ｘ（870+10,500+870）	= 15,300mm>2,319mm（∴OK）
⑤ / 2,820mm	［道路斜線］1.25ｘ（870+10,500+2,132.5）	= 16,878mm>2,820mm（∴OK）

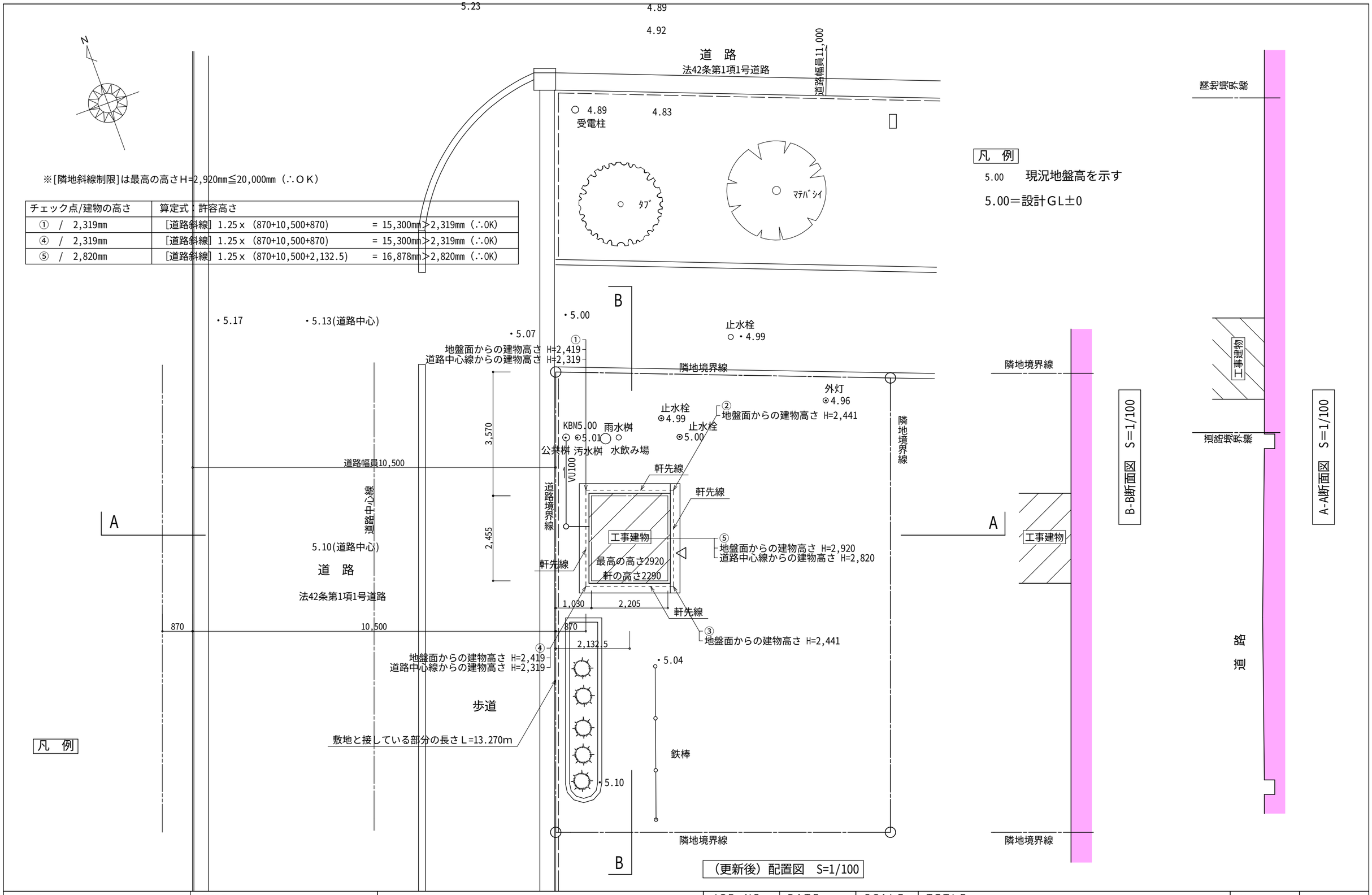

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 06	図面縮小率
CH.	CH. DR.		NAME 配置図、断面図		A-3：100%
					A-4： 71%

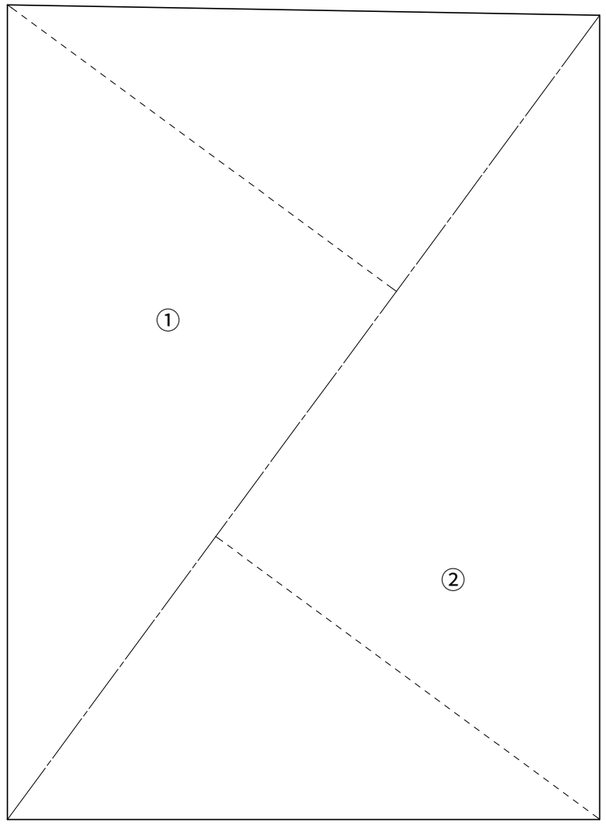

丈量図　S=1/100

敷地面積求積表

番号	底辺	高さ	倍積
1	16.28	7.87	128.1236
2	16.28	7.77	126.4956
計			254.6192
二除面積			127.3096
面積（㎡）			127.30

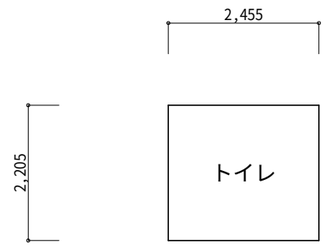

求積図　S=1/100

建物面積求積表

階	室名	計算式	面積
1	トイレ	2.455×2.205	5.413275
面積表			
	1階床面積		5.41㎡
	延床面積		5.41㎡
	建築面積		5.41㎡

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 07	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 丈量図、求積図		A-3：100% A-4： 71%

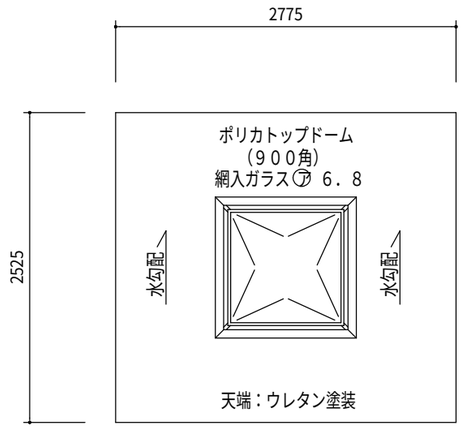

屋　根　伏　図

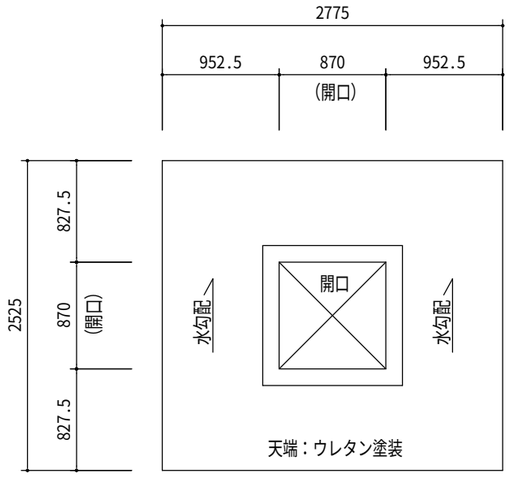

屋　根　伏　図

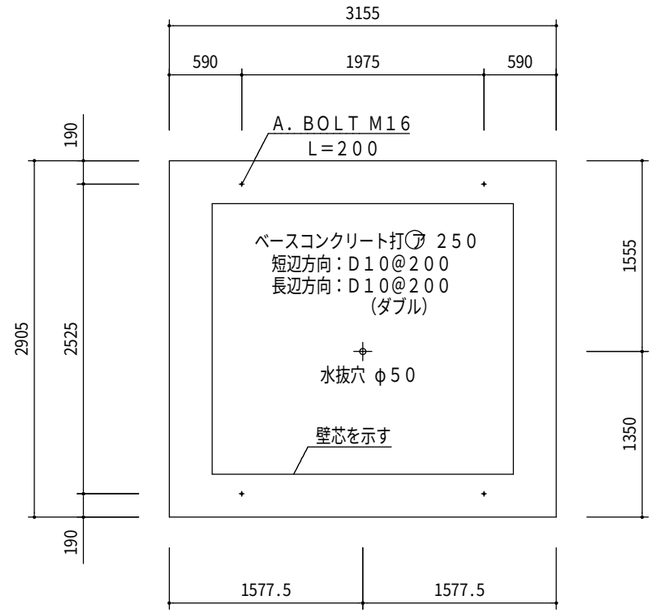

基　礎　伏　図

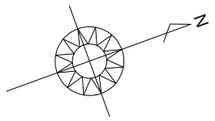

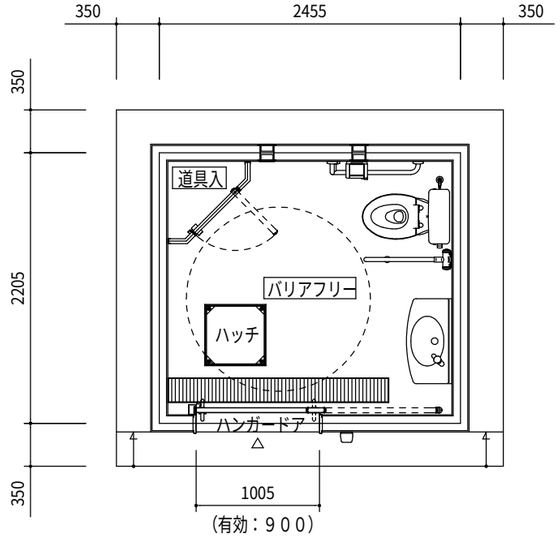

平　面　図

仕上表

	名　称	使　用　材　料	色　彩　計　画（色・品番）
外装	屋　根	RC造　天端：ウレタン塗装	日本塗料工業会色番から選択可能
		天井：防水形複層塗材E 吹放し仕上	日本塗料工業会色番から選択可能
	採　光	ポリカトップドーム（900角）	乳半色
		網入ガラス㋐ 6．8	――
	換　気	SUS製ガラリ φ100（防虫網付）	シルバーメタリック
	外　壁	上部：防水形複層塗材E 吹放し仕上	日本塗料工業会色番から選択可能
		下部：50二丁タイル張り	
内装	内　壁	上部：防水形複層塗材E 吹放し仕上（FL＋1220以上）	日本塗料工業会色番から選択可能
		下部：磁器質ボーダータイル張り 横張り（FL＋1220迄）	IM－1520P1／LUG－11（LIXIL）
	床	床用磁器質300角タイル張り	IPF－300／GVN－3（LIXIL）
建具	バリアフリー	入口三方枠：SUS製（HL）	――
		ハンガードア：溶融亜鉛メッキ鋼板（焼付塗装）	25－85C
		アルミ換気ガラリ（防虫網付）・管理錠付	――
		金物：SUS製引手・非常開装置付表示装置 大型サムターン付	――
		道具入：メラミン化粧合板 扉W＝450 管理錠付	木目調

※トーヨーマテラン（株）TB－86－21－0113同等品以上とする。
※一級建築士事務所登録メーカーの製品とする。
※建設業許可を有するメーカーの製品とする。
※JPFA（一社）日本公園施設業協会　公園施設団体賠償責任保険加入製品とする。
※国際規格 ISO9001：2015／ISO14001：2015認証登録メーカーの製品とする。
※図中の設備表の品番につきましては、諸般の事情により予告なく改良、仕様の変更など行う場合がありますのであらかじめご了承ください。

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事 NAME 平面図、屋根伏図、基礎伏図、仕上表	NO. A／08	図面縮小率 A-3：100% A-4： 71%
			CH.	CH. DR.				

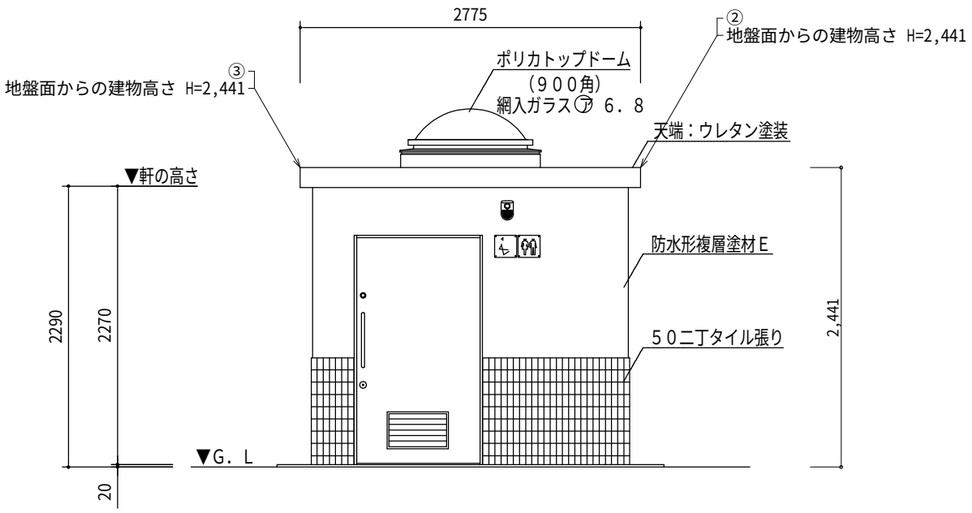

東側立面図　S=1/50

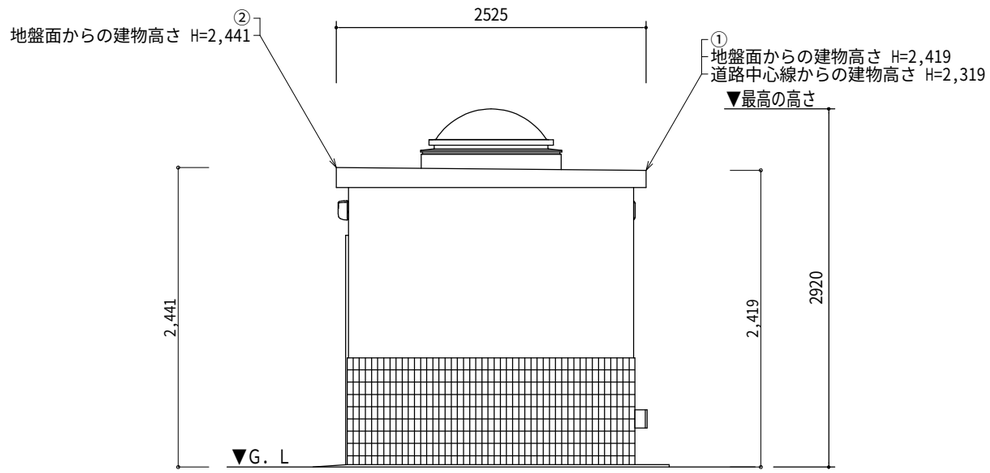

北側立面図　S=1/50

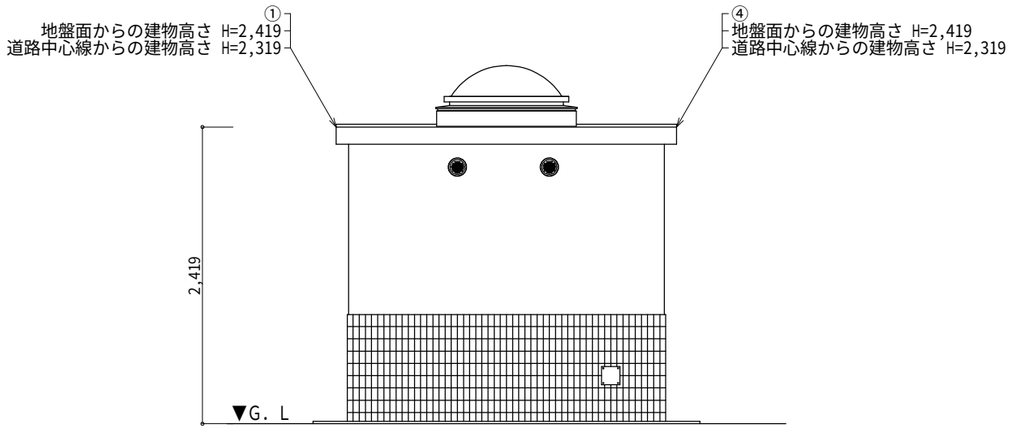

西側立面図　S=1/50

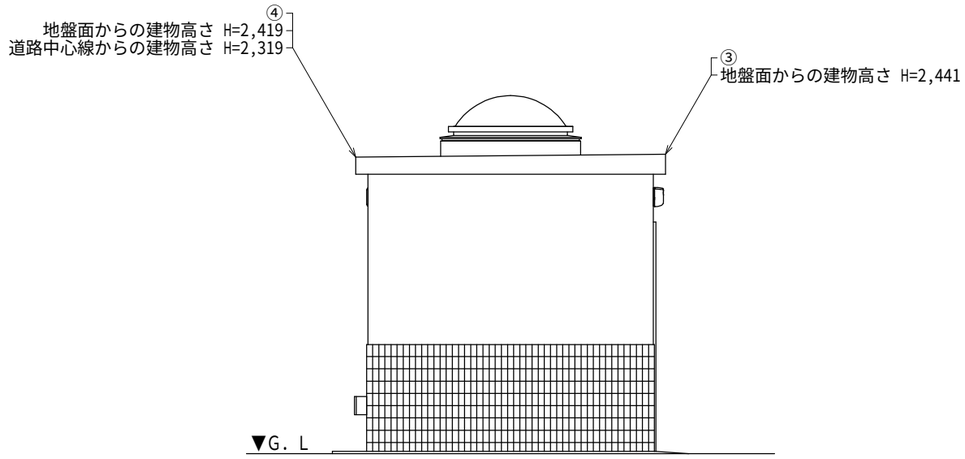

南側立面図　S=1/50

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 09	図面縮小率
			CH. CH.	DR.		NAME 立面図		A-3：100%
								A-4： 71%

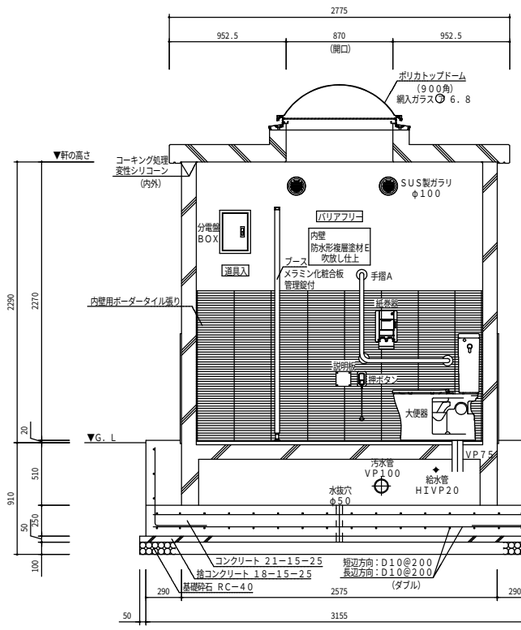

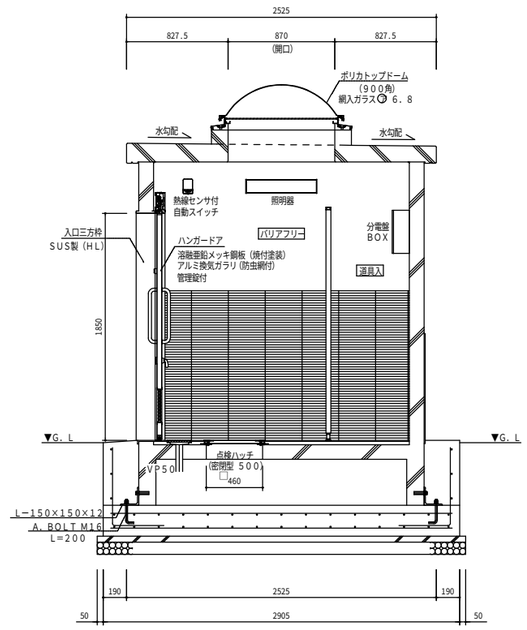

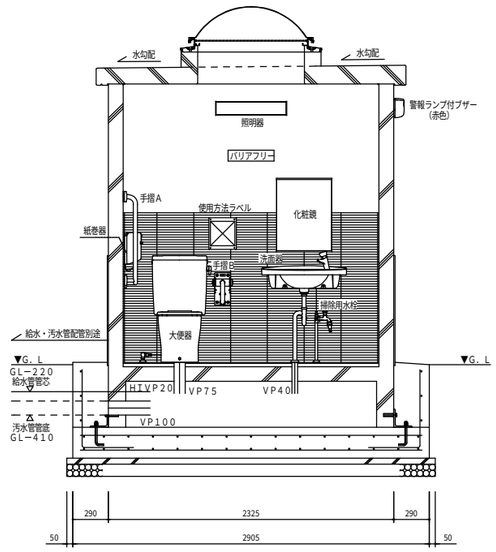

断　面　図

屋根
短辺:D13@150
長辺:D13@150
コンクリート打 150/130
天端:ウレタン塗装
天井:防水形複層塗材E 吹放し仕上

外壁
タテ筋:D10@200
ヨコ筋:D10@200
コーナー筋:D13
開部・開口部補強筋:D13
上部:防水形複層塗材E 吹放し仕上
下部:50二丁タイル張り

床
短辺:D13@200
長辺:D13@200
コンクリート打 t=120
モルタル敷き
床用磁器質300タイル張り

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 10	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 断面図		A-3：100%
					A-4： 71%

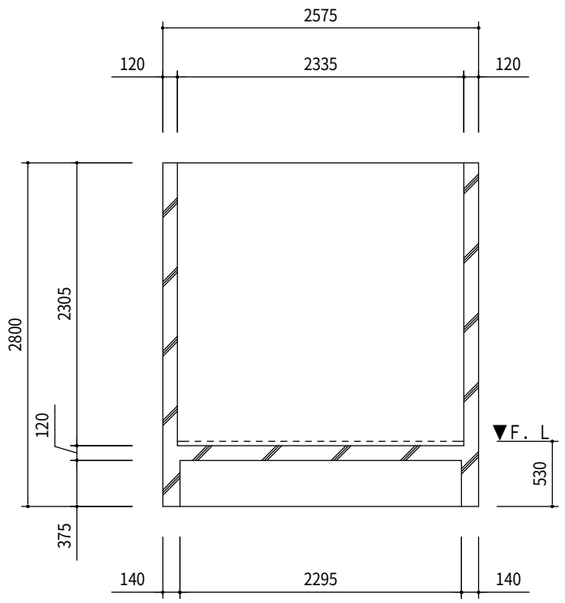

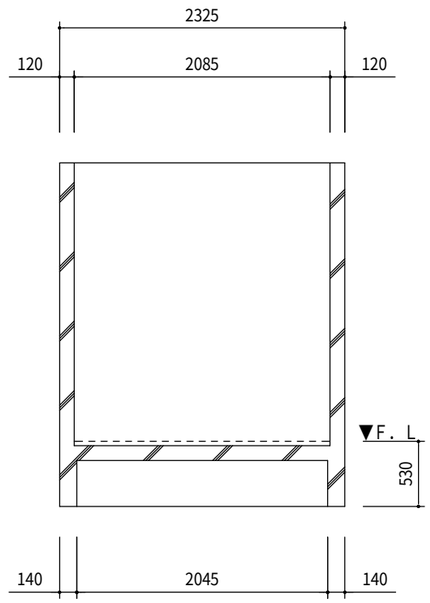

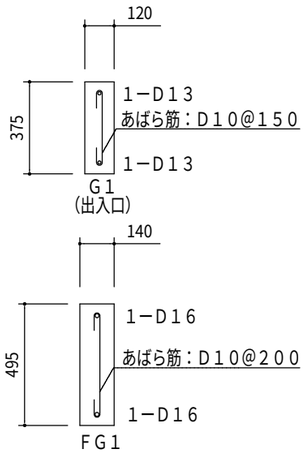

躯　体　断　面　図

壁配筋：タテ・ヨコ D10@200
コーナー筋：D13
端部筋：D13
開口部補強筋：D13
床短辺方向：D13@200
床長辺方向：D13@200

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 11	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 躯体断面図		A-3：100%
								A-4： 71%

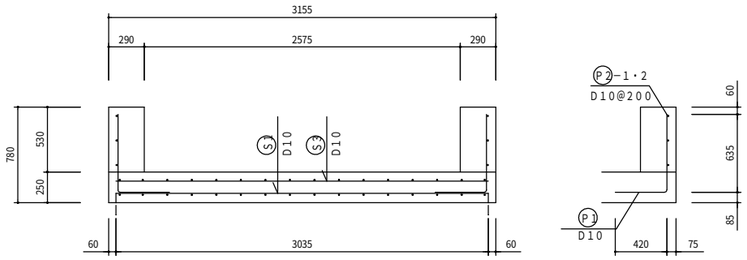

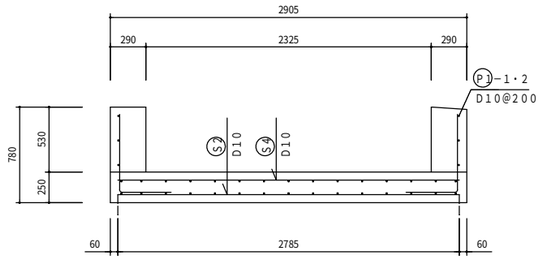

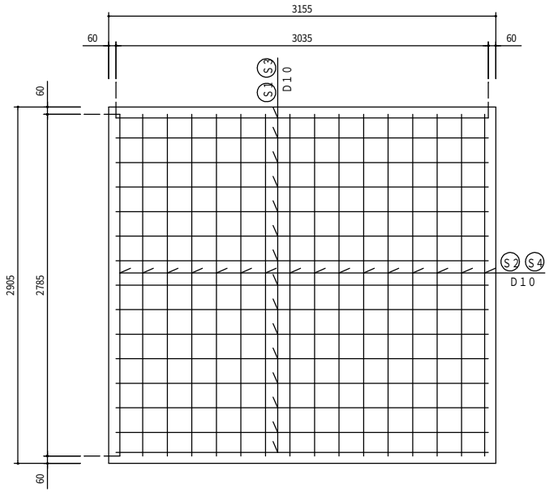

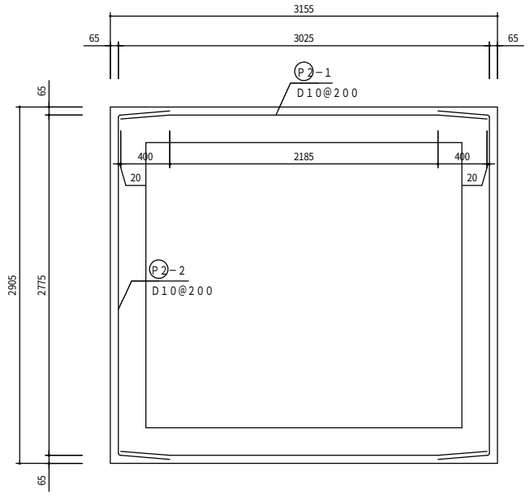

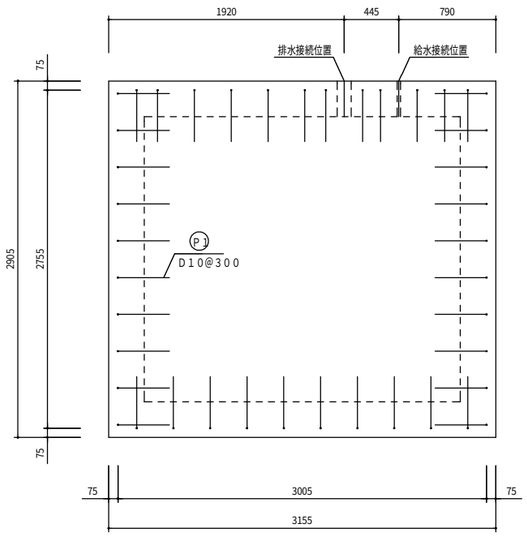

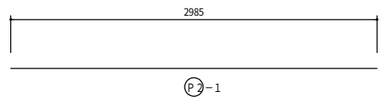

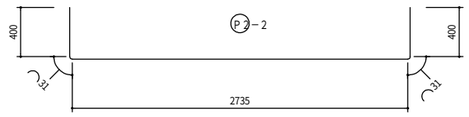

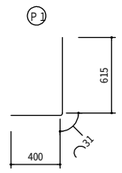

基　礎　配　筋　図

配筋重量表

1基当り

符号	径	長さ	本数	単位重量	1本当り重量	重量	摘要
S1	D10	3035	15	0.560	1.700	25.50	
S2	D10	2785	16	0.560	1.560	24.96	
S3	D10	3035	15	0.560	1.700	25.50	
S4	D10	2785	16	0.560	1.560	24.96	
P1	D10	1046	42	0.560	0.586	24.61	
P2−1	D10	2985	6	0.560	1.672	10.03	
P2−2	D10	3597	6	0.560	2.014	12.08	
合計						147.64Kg	

折り曲げ内法直径
D10×3d=30

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/60	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 12	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 基礎配筋図		A-3：100%
					A-4： 71%

○・・・D10
×・・・D13
●・・・D16

地中梁

符 号	FG1
B×D	140×495
断 面	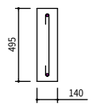
上端筋	1−D16
下端筋	1−D16
あばら筋	D10@200

梁

符 号	G1
B×D	120×375
断 面	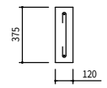
上端筋	1−D13
下端筋	1−D13
あばら筋	D10@150（開口部）

梁

符 号	G1a
B×D	120×375
断 面	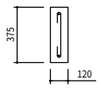
上端筋	1−D13
下端筋	1−D13
あばら筋	D10@200（壁部）

壁

符 号		W1
厚		120
断 面		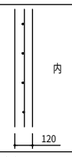
たて筋		D10@200
よこ筋		D10@200
開口部補強筋	たて筋	1−D13
	よこ筋	1−D13
	斜め筋	1−D13

床版

符 号		S1
厚		120
断 面		
短辺筋		D13@200
長辺筋		D13@200
開口部補強筋	たて筋	1−D13
	よこ筋	1−D13
	斜め筋	1−D13

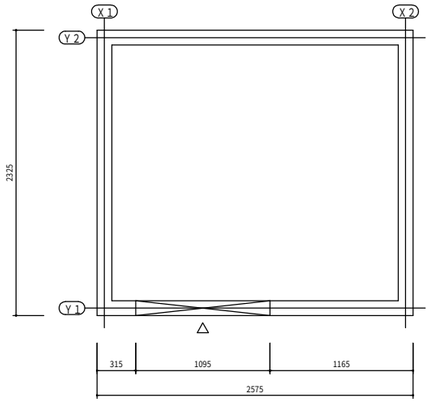

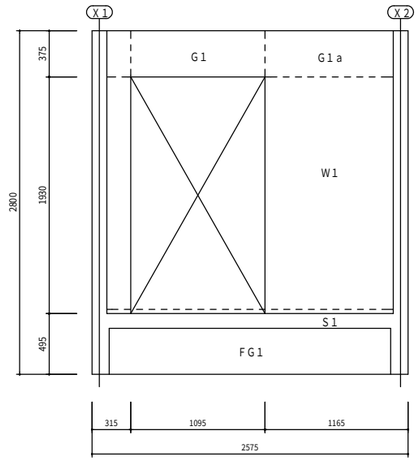

Y1 通り軸組図

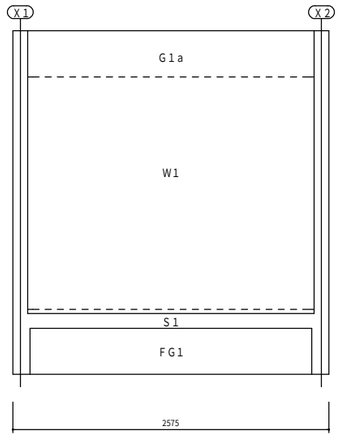

Y2 通り軸組図

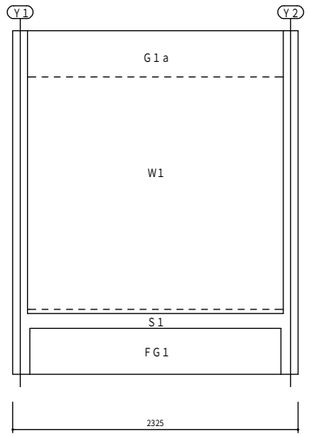

X1 X2 通り軸組図

軸 組 図

・普通コンクリート
FC24N／mm²
・鉄筋
SD295

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A／13	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 軸組図		A-3：100%
					A-4： 71%

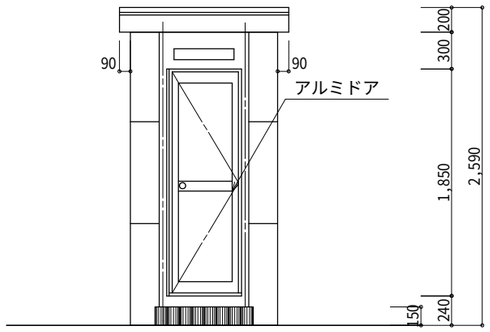

西側立面図　S=1/50

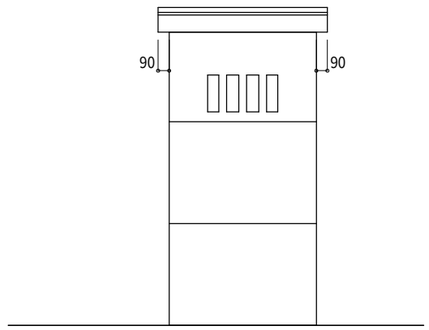

東側立面図　S=1/50

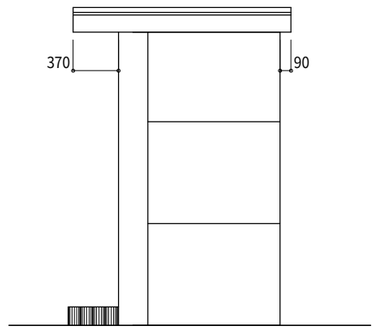

南側立面図　S=1/50

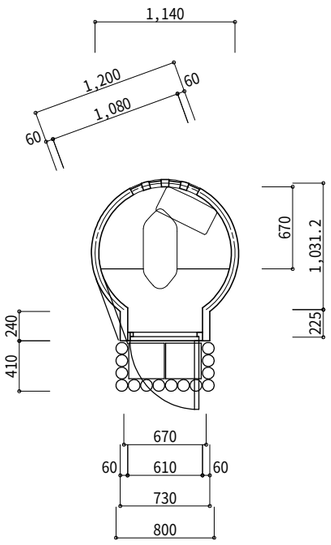

平面図　S=1/50

面積表

建築面積	1.12㎡
床面積	1.12㎡

既設便所概要

建　物　概　要	
構　造	PC造平屋建て
基　礎	べた基礎
屋　根	PC版
外　壁	PC版の上吹付
内部床	モザイクタイル張り
内　壁	腰：PC版の上タイル張り、壁：PC版の上吹付
天　井	PC版の上吹付
電気設備	照明器具FL20　2灯
衛生設備	和風大便器（ロータンク付）の上に洋風便座

※既設公衆トイレはすべて撤去処分のこと。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 14	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （解体）既設便所、平面図、立面図		A-3：100% A-4： 71%

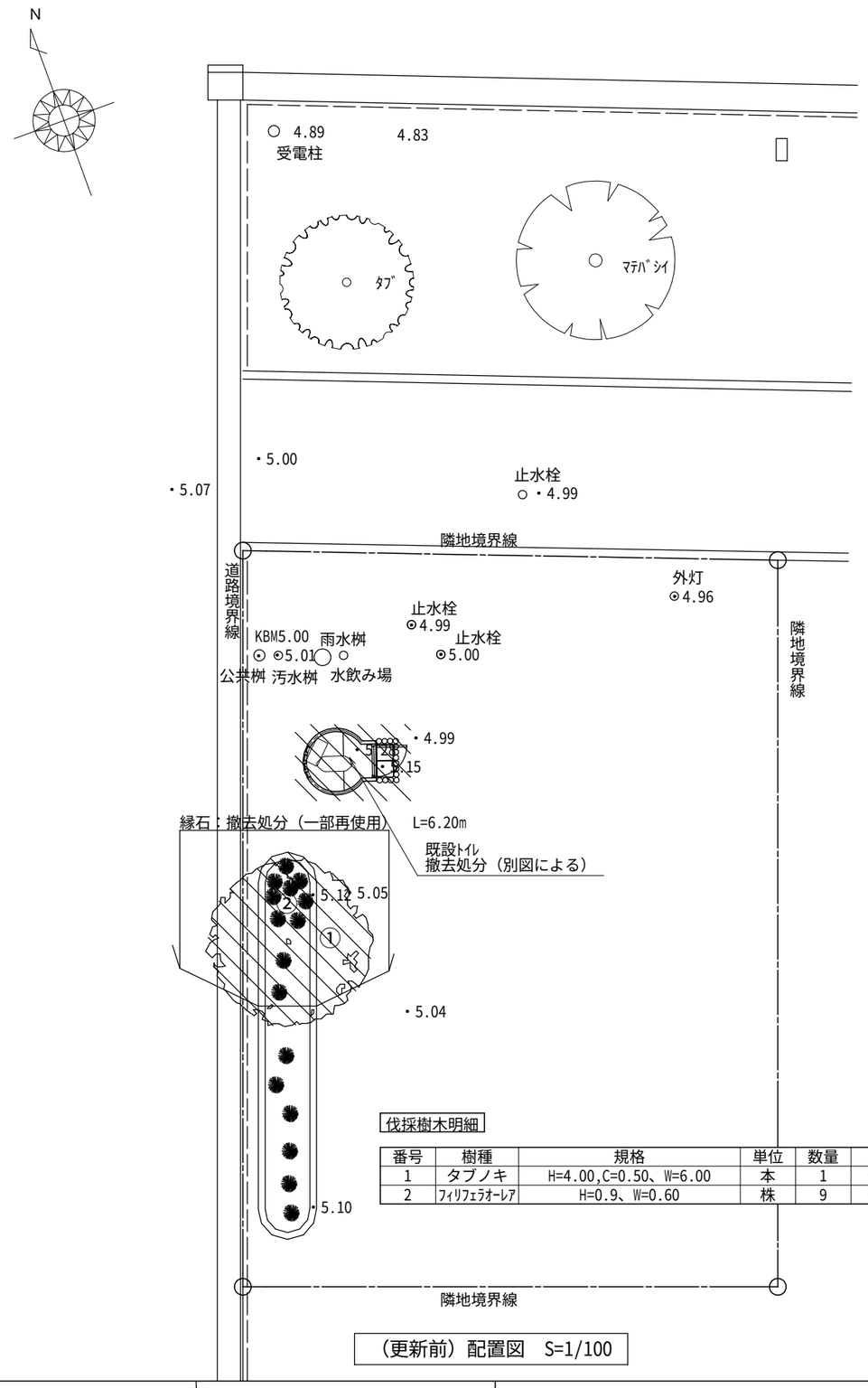

伐採樹木明細

番号	樹種	規格	単位	数量	備考
1	タブノキ	H=4.00,C=0.50、W=6.00	本	1	伐採、伐根
2	ﾌｨﾘﾌｪﾗｵｰﾚｱ	H=0.9、W=0.60	株	9	伐採、伐根

（更新前）配置図　S=1/100

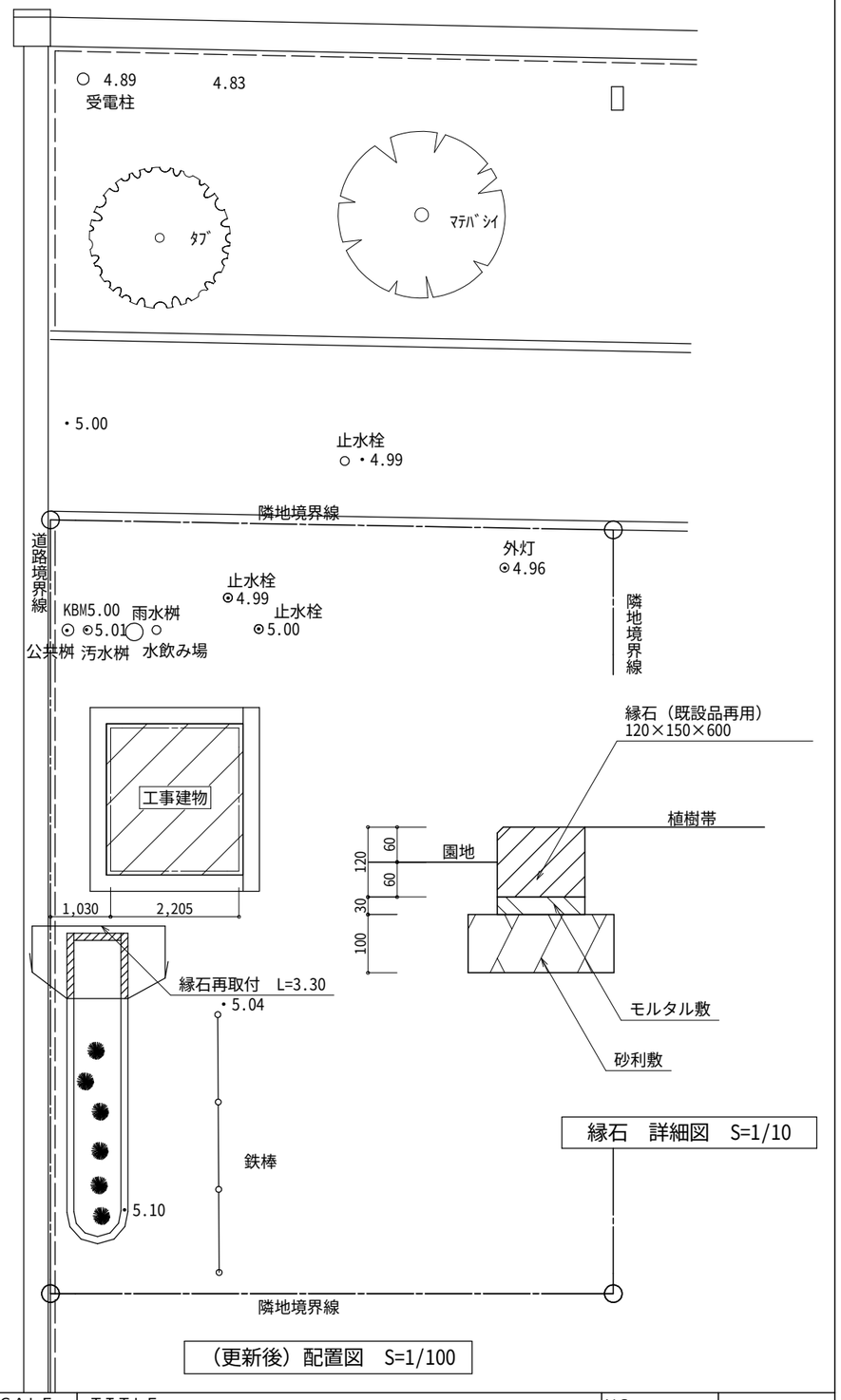

縁石　詳細図　S=1/10

（更新後）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100 1/10	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 15	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （更新前・後）配置図、縁石詳細図		A-3：100% A-4： 71%

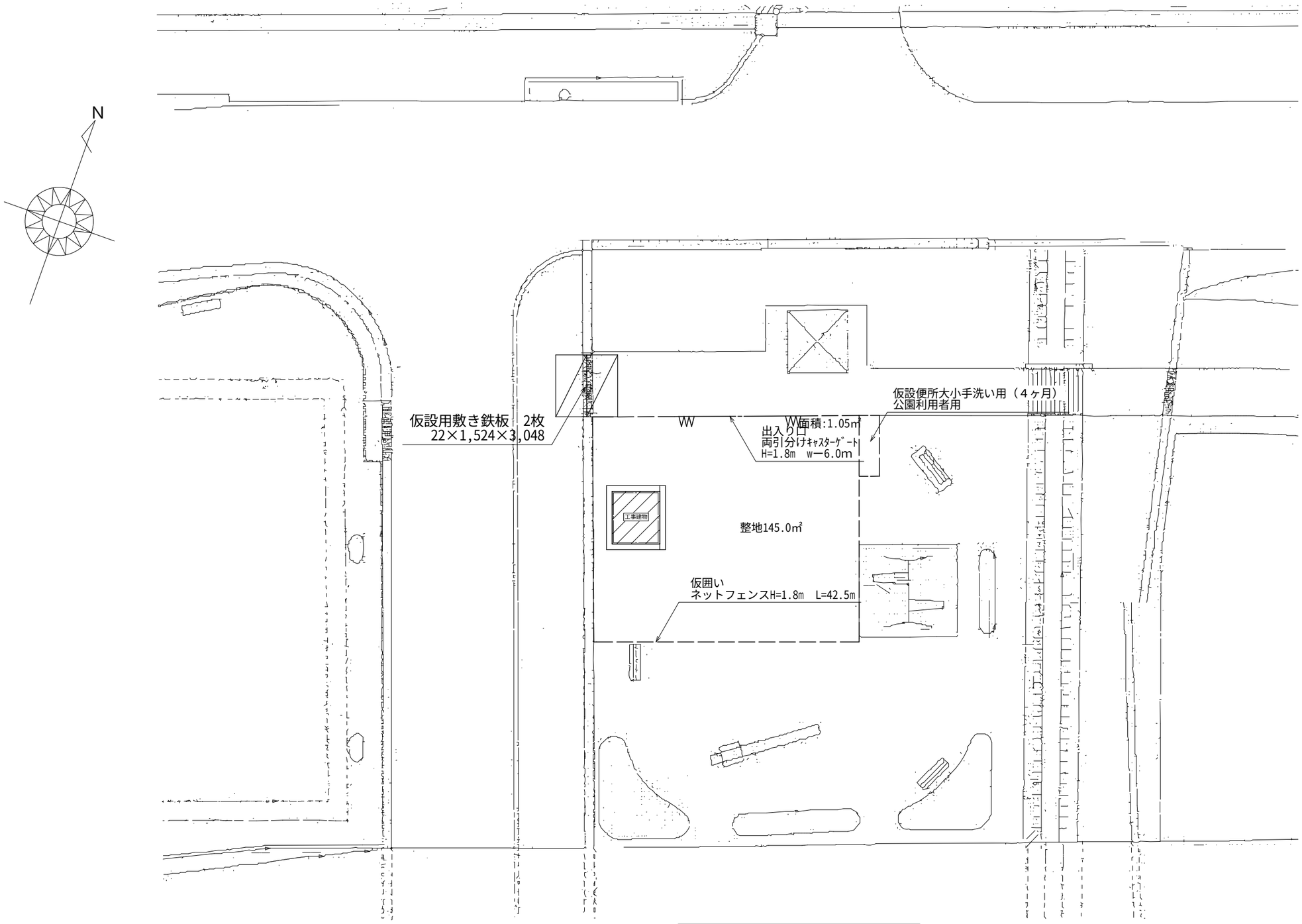

仮設計画図（参考図）　S=1/200

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/200	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. A / 16	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 仮設計画図（参考図）		A-3：100% A-4： 71%

Ⅰ．工 事 概 要

1. 工事名称　中之町バイパス北公園トイレ更新工事
2. 工事場所　三原市中之町一丁目4110-1の一部
3. 建物概要

建 物 名 称	構　造	階 数	建築基準法による延べ面積（m2）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
公衆便所	RC造	1	5.41		

4. 工事種目　　（ ⊙印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　別					
	公衆便所					
⊙ 電灯設備	新設一式					
・ 動力設備						
・ 電熱設備						
・ 雷保護設備						
・ 受変電設備						
・ 電力貯蔵設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
・ 拡声設備						
・ 誘導支援設備						
・ テレビ共同受信設備						
・ 監視カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理設備						
・ 火災報知設備						
・ 中央監視制御設備						
・ 医療関係設備						
・ 構内配電線路						
・ 構内通信線路						

5. 指定部分　　※ 無し　　・ あり（工期　令和　年　月　日）
　　対象部分：
　　（改修工事の場合の部分使用　　※ 無し　　・あり）

Ⅱ．工 事 仕 様

1. 共通仕様
（1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」）（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「標準図」という）による。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（3）本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
　ア 公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者実施への協力等）
　イ 契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
2. 特記仕様
（1）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし，○印のない場合は※印を適用する。
（3）標準仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。

	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	① 施工条件	現場説明書による。
	2. 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。
	3. 施工調査	施工に先立ち，改修工事関連（施工部位により既存性能を損なうおそれのある）部分の事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。（・　　・　　） 調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 撤去する機器類等について，製造年，品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し，監督職員に報告する。・微量PCB含有機器(・変圧器　・　　) ・アスベスト含有設備資機材(・配線用遮断器　・　　)
	④ 発生材の処理	引渡しを要するもの　※無 ・有（・金属類 ・盤類 ・電線,ケーブル ・　　） 特別管理産業廃棄物　※無 ・有 ・本工事において調査を行う。 （・PCB使用機器 ・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　　）） 特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。 工事中，特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合，その処理方法は監督職員と協議する。 放射性物質を含むイオン化式感知器　※ 無　・ 有 製造業者又は販売業者に回収を委託する。（・ 別途　※ 本工事） 再生資源化を図るもの　※無 ・有（・蛍光管 ・HIDランプ ・小型二次電池　） （1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。 （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，（1）に揚げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	5. 機材の品質等	（1）本工事に使用する機材等は，設計図書に定める品質及び性能の他，通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし，製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は，あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 また，国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 （2）別表－１に示す機材等を使用する場合は，次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし，次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備されていること ②生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり，その信頼性があること ⑥販売，保守等の営業体制が整えられていること。
	⑥ 完成時の提出書類等	（1）工事完成図書引渡書A4版　2部 （2）完成図書　1部 （3）完成図面・施工図面二折リ製本A3版製本　1部 （4）縮小完成図面・施工図面二折り製本A4版製本　2部 （5）工事写真 　（工事中写真A4版カラーサービス版）　1部 　（完成写真A4版カラーサービス版）　2部 （6）電子成果品（電子納品）CDR　2部 （7）工事監理図書A4版　1部 （8）工事概要調書A4版　2部 （9）諸官庁届出書類一覧表A4版　1部 　諸官庁届出書類(正)A4版　1部 （10）運転操作説明書A4版製本・取扱説明書　1部 （11）展開接続図A3版製本　部 （12）保全管理台帳A4版・設備台帳A4版　部 （13）型式台帳　式 ※型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。 ※建築工事に伴う工事の提出部数は，建築工事に合わせる。 ※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。 ※既存完成図（CADデータ含む）の修正を行う（間仕切・室名も現状に合わせて修正する）。
	⑦ 施工図等	別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ，各現場代理人捺印の上提出する。なお，当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。
	8. 足場	本工事で設置する。　・外部足場（ 種）　・内部足場（ 種）
	⑨ 工事用電力，水，その他	本工事に必要な工事用電力，水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。
	10. 監督職員事務所	本工事で設置する
	11. 受注者事務所その他	構内につくることができる
	⑫ 建設発生土の処理	※ 現場説明書の施工条件明示による ・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に堆積
	13. 非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は，事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。探査方法は電磁誘導式を原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査実施する場合，範囲は監督職員の指示による。なお，検査費は別途とする。
	14. 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し，既存躯体に穿孔する場合は，金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。
	15. あと施工アンカー	施工後確認試験 試験方法　引張試験機による引張り試験 試験箇所数　１施工単位に対し１本以上 対象機器　（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・変圧器 ・　　） 確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上
	16. 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても，第1種電気工事士により施工を行う。
	⑰ 耐震措置	設備機器の固定は次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし，重量1kN以下の軽量な機器については，設備機器の製造業者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 （1）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は，機器重量［kN］に，地域係数（・1.0 ※0.9 ・0.8）と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度（下表）

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層とは2～6階建の場合は最上階，7～9階建の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階，1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
水槽類には燃料小出し槽を含む。
重要機器は次のものを示す。
（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知受信機 ・中央監視制御装置 ・通信総合盤 ・　　）
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし，水平地震力と同時に働くものとする。
（3）横引き配管等の耐震支持は，施設の分類に応じたものとする。

項　目	特　記　事　項
⑱ 電線類	（1）EM電線類で規格等の記載のないものは，ハロゲン及び鉛を含まないものとする。 （2）通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。 （3）盤内配線はEM電線を使用する。ただし，製造者標準品は除く。
19. ケーブルの種類	EM-高圧架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙは，JIS4935「6600V架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙ(3層押出型)」によるものとし，次による。

呼称(図示記号)	種　類
6kV EM-CE(EE)	6600V 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))
6kV EM-CET(EE)	6600V ﾄﾘﾌﾟﾙｯｸｽ型架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))

項　目	特　記　事　項
⑳ 電線本数・管路等	分電盤，制御盤，端子盤などの2次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
㉑ 露出配管の塗装（付属品を含む）	塗装する部分　・居室（　　）・廊下 ・屋上，屋側 ・屋外 ・機械室
㉒ 屋外露出配管の仕上げ	屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は，溶融亜鉛めっき仕上げ［めっき付着量300ｇ/㎡以上］とする。
㉓ ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄの材質	・金属製（ステンレス，新金属も含む）・樹脂製（使用場所　　）
㉔ ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの用途別表示	シール等を貼付し，用途を表示する。
㉕ ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装	ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装　※有（メーカ指定色又は指定色仕上）・無（素地仕上）
㉖ 屋上・屋側の支持金物等	ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛めっきを施したものとする。
27. 接地極	接地極の材料は次による。

	接地の種類	記　号	接地抵抗値	接　地　極
・	共 同 接 地	$E_{A\ D}$	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	共 同 接 地	$E_{A\ C\ D}$	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	A　種	E_A	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	B　種	E_B	Ω以下	EB×2連－ 2組
・	C　種	E_C	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	D　種	E_D	100Ω以下	EB×1
・	高 圧 避 雷 器	E_{LH}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	交 換 機 用	E_T	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	通 信 用	E_{At}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	通 信 用	E_{Dt}及びE_{Da}	100Ω以下	EB×1
・	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB×1
・	測 定 用	E_0	―	EB×1

（連結及び単独の場合，EBはD=14 L=1,500又はW=40 L=1,200とする）
（E_D，E_{Dt}，E_{Da}，E_{Lt}，E_0の場合，EBはD=10 L=1,000又はW=30 L=900とする）

	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	28. 他工事との取合い	図面に記載されていない工事区分は，別紙工事区分表による。
	29. 天井仕上げ区分	（　）書きの室名は直天井を示し，その他は二重天井を示す。
	30. 配線図記号その他	(1)EEF1.6-2C×2は，EEF1.6-4Cを使用してもよい。 (2)EMケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。
	31. 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 （1）風圧力 風速（Vo= ・30 ・32 ・34 m/s）　地表面粗度区分（・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ） （2）積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
	㉜ 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。
	㉝ 露出配管の固定保護	2.5m以下のサドル及びダクターには保護を行う。
	㉞ 屋上・屋側等への設置機材の周囲処理	建築物（構造体）に直接設置するプルボックス，各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。
	㉟ 官公署への手続き	工事の着手，施工，完成にあたり，関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
	㊱ 工事現場の表示	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	37. 交通誘導員	＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿（人/日）配置すること。
	㊳ 工事中情報共有ｼｽﾃﾑ	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
	39. 電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」に基づき作成する。 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html ※ 工事管理ファイル ・ 施工計画書 ・ 工程表 ・ 打合せ簿 ・ 機材関係資料 ・ 施工関係資料 ・ 検査関係資料 ・ 発生材関係資料 ※ 完成図 ・ 保全に関する資料 ※ 施工図 ※ 完成写真 ・ その他
電灯設備	① 配線器具	⊙接地極付きコンセント（2P15A）はプラグ無しとする。 ⊙防水形コンセントはプラグ無しとする。 ⊙ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルは，ハロゲン及び鉛を含まない材料とする。
	② 照明器具	（1）LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。 LEDの光源色（・電球色 ※昼白色） （2）LED照明器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（100V～242V）に対応するものとする。
	3. 照明制御の照度測定等	明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は，照度測定を行い，測定表を監督職員に提出する。なお，測定箇所は監督職員の指示による。 照度測定（100%点灯時（※夜間 ・　））（調光制御点灯時（※夜間 ※昼間））
	4. 照明制御装置設定器	設定器機能 ・アドレス設定 ・グループ設定 ・パターン設定 ・タイムスケジュール設定 納入数　※1個　・　個
	5. 多重伝送ﾘﾓｺﾝｱﾄﾞﾚｽ送信器	納入数　※1個　・　個
	6. 非常照明・誘導灯自己点検送信器	納入数　※1個　・　個
動力設備	1. ｲﾝﾊﾞｰﾀ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5

電動機出力（kW）	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率(%)	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考
（1）規約効率はJIM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）0.4kWの効率はJIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V，IP4X，6極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
（3）0.75kWの効率はJIS C 4213「低圧三相かご型誘導電動機トップランナーモーター」の定格電圧200V，IP4X，6極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

	項　目	特　記　事　項
構内交換設備	1. 型式	※ボタン電話装置　・交換装置
	2. 保安器用接地	※本工事 ・別途工事
	3. 壁掛電話機	送受話器の落下防止を施す。
構内配電線路	1. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。 建物側配管引込み部の地盤変位対応(沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下)
	2. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（・電力 ※電気 ・　） ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。
	3. 高圧負荷開閉器	※閉鎖形（中耐塩形）・閉鎖形（重耐塩形） ・避雷器内蔵 ・地絡継電器付（※方向性 ・無方向性） ※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。
	4. 高圧ケーブルの端末部	高圧ケーブルの両端部にシースの縮み対策（熱収縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。
	5. 高圧ケーブルの屋外端末処理	・一般形 ・耐塩形
	6. 照明用ポール	照明用ポールは配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設ける。ただし，ガーデンライトは除く。
構内通信線路	1. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。 建物側配管引き込み部の地盤変位対応 （沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下）
	2. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（※通信 ・　） ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。
雷保護設備	1. 大地抵抗の測定	工事着手前に大地抵抗率を測定し，測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。
	2. 接地システム	・構造体利用接地極 ・A型接地極 ・B型接地極 ・JIS A 4201-1999
受変電設備	1. 受変電設備容量	＿＿kVA
	2. 変圧器	次のものを付属させる。 ・移動車輪（75kVA以上のもの） ・防震ゴム ・ダイヤル温度計（置針付） モールド変圧器の表面は充電部とみなし，注意標識を取付ける。
	3. 予備品等	標準仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数
発電設備	〈燃料系発電装置〉 1. 電気方式	・高圧 ・低圧
	2. 発電機容量	＿＿kVA以上
	3. 燃料小出槽	返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは，通過形接点とする。
	4. 燃料種別	・軽油 ・A重油
	〈太陽光発電装置〉 1. 太陽電池アレイ	公称出力＿＿kW以上　　交流出力の電気方式 ＿相 ＿線 ＿V
	2. パワーコンディショナ	定格容量＿＿kW以上　　自立運転機能（・有 ・無）
	3. 表示装置	・液晶 ・LED表示装置
	4. 連系する電力系統	・高圧受電みなし低圧連系 ・高圧連系 ・低圧連系
拡声設備	増幅器	・時報及び自動放送（体操放送等）はアッテネータを経由した回路とする。 ・増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。 （一斉回路は使用しない）

その他

① 機器取付高

機器取付高は下記を標準とする。ただし，天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名　称	測　点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地 上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床 上～中 心	1,800～2,200
電灯	分電盤,OA盤,実験盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)
	ホーム分電盤	天井下～上 端	200
	スイッチ	床 上～中 心	1,300
	〃（多機能ﾄｲﾚ・車椅子用居室）	〃	1,100
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900
	〃（自動・手動切替）	〃	1,800
	コンセント（一般）	〃	300
	〃（和室）	〃	150
	〃（台上）	台 上～中 心	150
	〃（土間）	床 上～中 心	800～1,300
	〃（車椅子用居室）	〃	400
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900
	〃（トイレ）	〃	300～400
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300
	〃（踊場）	〃	2,000～2,500
	〃（鏡上）	鏡上端～中 心	150
動力	壁掛形制御盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)
	手元開閉器	〃	1,500
	操作スイッチ	〃	1,300
構内交換	端子盤	床 上～下 端	300
	保安器箱	天井下～上 端	200
	壁付アウトレット	床 上～中 心	300
	〃（和室）	〃	150
	壁付電話機	〃	1,300
電気時計	壁掛形親時計	〃	1,500(上端1,900以下)
	子時計	床 上～中 心	天井高×0.9

	名　称	測　点	取付高（mm）
拡声	壁掛形スピーカ	床 上～中 心	天井高×0.9
	壁付アッテネータ	〃	1,300
表示	情報・出退表示盤	〃	天井高×0.9
	壁付発信器	〃	1,300
	ベル,ブザー,チャイム	〃	2,300
	受付押ボタン（一般）	床 上～中 心	1,300
	電源箱	床 上～下 端	300
誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	車椅子用ｲﾝﾀｰﾎﾝ（居室子機）	床 上～中 心	1,100
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	〃	1,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	900
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)床転倒時用	〃	400
	身障者用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上 端	200
	テレビ端子	床 上～中 心	300
	〃（和室）	〃	150
火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信機	床上～中心	800～1,500
	ベル	天井下～上 端	200
	表示灯	〃	200
ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中 心	300
	検知器（都市ガス）	天井下～中 心	300
	〃（LPガス）	床 上～上 端	300

② コリンズ登録について

受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。
なお，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

③ 防振ゴム等の製造検査

本工事の施工に当たり，東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には，使用するまでに第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。

別表-1「外部機関等による評価済み機材表」

	品　目	機　材　名		
	LED照明器具（一般屋内用に限る）			
	照明制御装置			
	可変速運転用インバータ装置			
	盤類	分電盤（実験盤を含む）	キュービクル式配電盤	制御盤
		高圧スイッチギア（CW形）	高圧スイッチギア（PW形）	
	高圧機器	高圧交流遮断器	高圧避雷器	高圧進相コンデンサ
		高圧限流ヒューズ	高圧負荷開閉器	高圧変圧器（特定機器）
	絶縁監視装置	高圧回路	低圧回路	
	蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
		制御弁式据置鉛蓄電池	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
	交流無停電電源装置（UPS）			
	太陽光発電装置	パワーコンデショナ及び系統連系保護装置		
	監視カメラ装置			
	中央監視制御装置	監視制御装置		

4. 快適トイレモデル工事

本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

⑤ 施工（業務）計画書への記載

(1)　次の内容について，「その他」項目に記載を求める。
　ア　発注者から明示又は受注者が自ら行う「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
　イ　上記アの内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
　ウ　上記ア，イの内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
(2)　「施工方法」等の関連する項目に，許可承諾条件等を適切に反映するよう求める。
(3)　「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は，施工（業務）計画書の重要な変更が生じたものとして取り扱うこととし，変更施工（業務）計画書の提出を求める。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡 田 建 築 設 計 事 務 所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023.08.		中之町バイパス北公園トイレ更新工事	E / 01	A-3：100%
CH. / CH. / DR.			NAME 電気設備工事特記仕様書		A-4： 71%

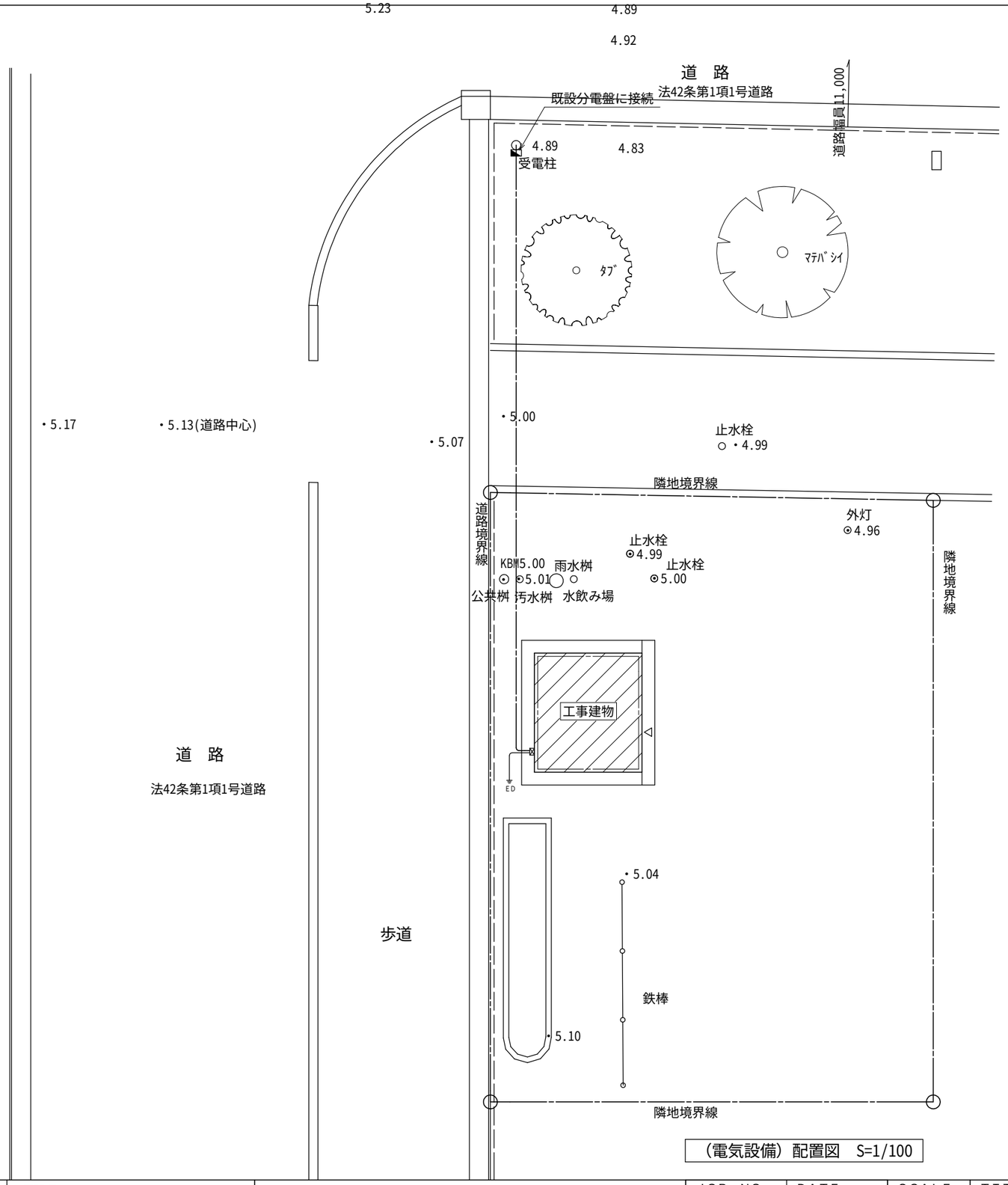

（電気設備）配置図　S=1/100

特記事項

埋設管はGLから300mm以上の深さとし，埋設表示テープ敷設のこと

トイレ側P.Boxまでの保護管の立上げはHIVE28とする

Ｄ種接地線はEM-IE1.6以上とし，埋設標取付のこと

引込線はDV2.6-2Rとする

——·—— EM-CE5.5-2C+IE2.0(埋設FEP30)(HIVE28)

特記事項	訂正事項							
		一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. E / 02	図面縮小率 A-3：100% A-4： 71%
			CH.	CH. DR.		NAME （電気設備）配置図		

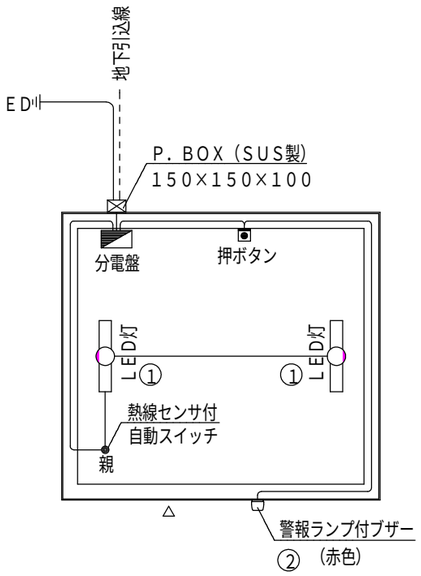

電　気　設　備　図

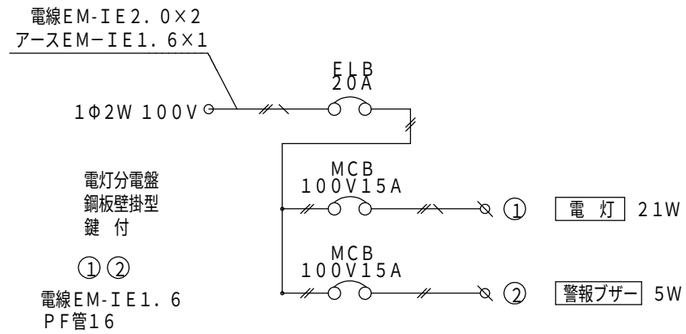

電気設備表

名　称	品　番	社　名	数 量	消 費 電 力	消費電力×台数
分電盤ボックス	BX3525−14	河村電気産業	1		
漏電ブレーカ	ZS 2P1E20−15	河村電気産業	1		
ノーヒューズブレーカ	SE 2P1E15S	河村電気産業	2		
SUS 防水カプセルボックス	150×150×100	八洲電工	1		
熱線センサ付自動スイッチ（親器）	WTK3431K	パナソニック	1	1W	1W
LEDウォールライト	NNFW21800K	パナソニック	2	10W	20W
警報ランプ付ブザー	EA5501	パナソニック	1	5W	5W
埋込プルスイッチ付押ボタン	WS6677	パナソニック	1		
				電気器具消費電力合計	26W
				全消費電力合計	26W

照明器作動形式

入室 → センサー作動時照明器点灯（動作保持時間10秒〜30分）→
退室時、動作保持時間後消灯

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. E / 03	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （電気設備）電気設備、電気設備表		A-3：100%
					A-4： 71%

中之町バイパス北公園トイレ更新工事　機械設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

1．工 事 場 所　　三原市中之町一丁目4110-1の一部

2．建 物 概 要

建物名称	構　造	階　数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
公衆便所	鉄筋コンクリート造	地上1階	5.41		新築

3．工　事　種　目　　（ ⊙ 印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別				
	公衆便所				
・空気調和設備					
・換気設備					
・排煙設備					
・自動制御設備					
⊙衛生器具設備	新設一式				
⊙給水設備	新設一式				
⊙排水設備	新設一式				
・給湯設備					
・消火設備					
・ガス設備					
・厨房設備					
・浄化槽設備					
・雨水利用設備					
・特殊ガス設備					
⊙電気設備工事	電気設備工事の部による				
⊙建築工事	建築工事の部による				

4．指　定　部　分　　※ 無し　・有り（工期　令和　　年　　月　　日）

対象部分：

5．設　備　概　要　（改修の場合は既存の概要を示す。）

区分	項目	内容
空調設備	空気調和方式等	・空気調和（・パッケージ方式　・ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・単一ダクト方式　・各階ユニット方式）
空調設備	主要熱源機器	・空気熱源ヒートポンプユニット　・マルチパッケージ形空気調和機 ・パッケージ形空気調和機　・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・チリングユニット　・吸収冷温水機　・吸収冷温水機ユニット ・鋼製ボイラー　・鋳鉄製ボイラー ・温水発生機（・真空式　・無圧式）
換気設備		・１種換気　・２種換気　・３種換気
排煙設備		・機械排煙（・有　・無）　適用法規（・建基法　・消防法）
自動制御設備		・自動制御方式（・電気式　・電子式　・デジタル式）
衛生設備	給水方式	・水道直結　・高置タンク　・ポンプ直送　・水道直結増圧
衛生設備	排水方式	建物内の汚水と雑排水（・合流　・分流） ポンプ排水　・有（・汚水　・雑排水　・湧水）　・無
衛生設備	放流先 汚水	・直放流下水管　・浄化槽
衛生設備	放流先 雑排水	・直放流下水管　・浄化槽　・側溝　・別途桝
衛生設備	放流先 排水槽	・有（計画容量：　　m3）　・無
衛生設備	給湯設備	・有（・局所式　・中央式）　・無 熱源（・電気　・都市ガス　・液化石油ガス　・灯油　・Ａ重油）
衛生設備	消火設備	・屋内消火栓　・連結送水管　・屋外消火栓　・スプリンクラー ・消防用水　・泡消火　・連結散水装置　・粉末消火装置 ・不活性ガス消火（・窒素　・　　）　・ハロゲン化物消火 ・フード等用簡易自動消火装置　・無
衛生設備	ガス設備	・都市ガス　種別　（　　ＭＪ／m3Ｎ）　・液化石油ガス
衛生設備	浄化槽設備	・有（・合併処理　・小規模合併処理　・　　）　・無

Ⅱ．工　事　仕　様

1．共　通　仕　様

1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。ただし、⊙ 印の付いたものを適用する。

⊙ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版（以下「標準仕様書」という。）

・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版（以下「改修標準仕様書」という。）

⊙ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和４年版　（以下「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

2．特　記　仕　様

1）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する事項は ⊙ 印の付いたものを適用する。
ただし、⊙ 印のない場合は ※ 印を適用する。
⊙ 印　㊟ 印の場合は共に適用する。

区分	項目	特記事項
一般共通事項	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	2．保安規定	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を（・適用　・準用）する。
	③ 施工条件	現場説明書による。
	④ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。
	⑤ 発生材の処理等 ※54．建設廃棄物の処理も確認すること	引渡しを要するもの　・有（・機器類　・金属類　・　　） ※ 無 特別管理産業廃棄物　※ 無 ・有（・配管用保温材　・　　） 再生資源化を図るもの　※ 無 ・有（・　　・　　） アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 撤去機材等（アスベスト類を含む）の搬出・処分費 ※ 本工事　・別途工事 フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費 ※ 本工事　・別途工事
	6．環境への配慮	1）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	7．機材の品質等	1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2）別表－１に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
	8．機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和４年版）によるほか、監督員の指示による。
	9．図形表示	機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
	10．容量等の表示	1）機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。 2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。
	11．技能士の適用	・建築板金（ダクト製作及び取付）　・熱絶縁施工（保温工事） ・配管（配管工事）　・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器据付）
	12．化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定　※ 不要　・要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は（※ 現場説明書　・　　）による。
	13．インバーター用制御及び操作盤	（※ 標準仕様書　・図示）による。 「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成１６年１月制定　原子力安全・保安院）」及び「高調波抑制対策技術指針（ＪＥＡＧ９７０２－２０１３）」に基づき、高調波対策を行う。
	14．総合試運転調整	下記項目の総合調整を行ない測定表を監督職員に提出する。（　部） ・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度の測定 ・室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定 ・飲料水の水質の測定　・雑用水の水質の測定　・ 測定箇所等は監督職員との協議による。
	15．弁類	ステンレス管に使用するバルブは５０Ａ以下は青銅製、６５Ａ以上はステンレス製を使用する。
	16．伸縮管継手	※ ベローズ形　・スリーブ形
	17．防振継手	※ 合成ゴム製（球形）　・ポリテトラフルオロエチレン製 ・ベローズ形（ステンレス製）
	18．絶縁継手	※ 標準図（施工３）による。
	19．スリーブ	つば付き鋼管製に替えて、非加硫ブチルゴム系止水材でもよい。
	20．瞬間流量計	1）形式はピトー管式（コック付）とする。　※ 固定式 2）下記の箇所、若しくは図示により取付ける。 ・ボイラー又は熱交換器の温水出口　・冷凍機類の冷水出口 ・冷温水ヘッダーの各送り管　・冷凍機類の冷却水出口 ・ユニット形空気調和機の冷温水入口
	21．配管の建物導入部	（・給水　・ガス　・油）配管の変位吸収は（※ 標準図（施工４，５）　・図示）による。
	22．ステンレス鋼管の接合方法	呼径６０Ｓｕ以下の継手は、ＳＡＳ３２２を満足するものとする。
	23．ビニル管の接合方法	※ 接着接合　・ゴム輪接合
	24．ポリエチレン管の接合方法	５０Ａ以下　※ メカニカル接合　・電気融着接合 ７５Ａ以上　※ 電気融着接合
	25．溶接配管の検査	・ガス配管　・冷温水配管　・冷却水配管 非破壊検査　※ 無　・浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 ・放射線透過検査 抜取率は　・標準仕様書による　・　　％
	26．異種管の接続	鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管は（※ 標準図　・図示）による。
	27．支持金物・固定金具	ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス（ＳＵＳ３０４）製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス（ＳＵＳ３０４）製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。 溶融亜鉛めっきは　※ ２種３５　・２種５０
	28．埋設表示	標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。
	29．保温	1）屋内露出（一般居室、廊下）の外装は　※ Ａ１　・Ａ２ 2）冷媒管の保温外装は 屋内露出　・合成樹脂カバー（Ａ１・(イ・ロ)・ＶＩ） ・保温化粧ケース（耐候性樹脂製） 屋外露出　・ステンレス鋼板（Ｅ２・(イ・ロ)・ＶＩ） ・保温化粧ケース 屋外保温化粧ケースの材質　・耐候性樹脂　・ステンレス鋼板 ・高耐食鋼板（溶融亜鉛めっき） 3）標準仕様書以外で多湿箇所の適用（※ 無　・　　）とする。 4）全熱交換器の機器外気側ダクト（※ 給気側　・排気側外壁より　1ｍ）は、保温（２５mm厚）する。 5）厨房用排気ダクトの断熱（隠ぺい部） ・Ⅰ・(イ)・Ⅸ 又は ｈ・(イ)・Ⅸ　・行わない。 6）共同溝の保温種別は（配管：・ ダクト：・　　）とする。
	30．塗装	下記の部分を除き、原則として塗装（標準仕様書第２編３．２による）を行う。 亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。 （ただし、防食塗装部分を除く） 塗装を施さない部分・箇所　※ 倉庫　・車庫　・駐車場 ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント２回塗りを行う。
	31．足場	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。 ・内部足場（※ Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ種　・Ｅ種　・Ｆ種　・Ｇ種） ・外部足場（※ Ｄ、Ｅ種　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｆ種）
	32．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。
	33．監督職員事務所	本工事で設置する。（規模及び仕上げの程度は現場説明書による）
	34．工事用仮設物	構内につくることが　※ できる　・できない
	35．土工事	1）埋戻し土は　※ 根切り土の中の良質土 （コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類 2）建設発生土は　※ 構内敷きならし　・構内の指示ある場所に堆積 ・構外に搬出し適切に処理（現場説明書）
	36．コンクリート工事	コンクリートの設計基準強度は　※ １８Ｎ／mm２以上 ・図示による。
	37．耐震措置	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、 地域係数（・１．０　※ ０．９　・０．８）と、 次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 （設計用標準水平震度表は下記） 上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３、１３階建以上の場合は上層４階とする。 中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。 重要機器は次のものを示す。 ・給水機器（　　） ・排水機器（　　） ・換気機器　・空調機器　・熱源機器　・防災機器 ・監視制御設備　・危険物貯蔵装置　・火を使用する設備 ・避難経路上に設置する機器 2）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。
	38．電線類	1）ＥＭ電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。 2）電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。
	39．施工調査	・施工に先立ち、改修工事関連部分（施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分）の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 ・既存設備システムの事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 改修工事の対象となる既存設備システム ・排水放流先　・中央監視盤　・
	㊵ 撤去工事	撤去する配管、ダクト（付属品含む）の保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	41．あと施工アンカー	施工後確認試験 試験方法　引張試験機による引張り試験 試験箇所数　１施工単位に対し１本以上 対象機器（・配電盤　・非常用発電機　・直流電源装置　・変圧器　・　　） 確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上
	42．非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法または電磁波レーダ法）とする。 放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別途とする。
	43．他工事との取合い	図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。 電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工種区分とする。
	44．天井仕上区分	（　）書きの室名は天井無しを示し，その他は天井ありを示す。
	㊺ 完成時の提出書類等	（1）工事竣工図書引渡し書　Ａ４版　部 （2）完成図書（Ａ４版）　部 （3）諸官庁届出書類一覧表(諸官庁届出書類(正)許可証(正)共)　部 （4）完成図面・施工図面二折製本　Ａ３版　部 （5）縮小完成図面・施工図面二折製本　Ａ４版　部 （6）工事記録写真　Ａ４版（工事記録写真カラーサービス版）　部 （完成写真カラーサービス版）　部 （7）運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの　Ａ４版製本　部 （8）工事監理図書　Ａ４版　部 （9）電子成果品（電子納品）　部 (10) 建物基本情報及び型式台帳(監督員が指定する様式で作成)　部 (11) その他監督員が必要と指示したもの(フロン台帳等)　1式
	46．電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」（以下，要領という）に基づき作成する。 ※電子納品対象データは同要領に基づくが，変更がある場合は監督職員との協議で決定する。
	㊼ 工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
	㊽ 工事実績情報の登録	標準仕様書第１編1.1.4に基づいて適切に行うこと。
	㊾ 施工計画書	工事の着手に先立ち，現場の体制・組織，仮設計画，安全衛生管理，緊急時の連絡，災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。 また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。
	㊿ 履行報告	約款第１１条に規定する工事履行報告書は，営繕課で示す様式「期間別工事工程報告書」で，工程写真，状況写真を添付して月１回提出する。
	(51) 建設廃棄物の処理	（1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記⑴に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	(52) 優先順位	設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項（追加説明，質問回答書を含む） ②特記仕様書　③設計図面　④標準仕様書・標準図
	(53) 官公署その他への手続き等	官公署その他への手続きは，受注者が遅滞なく行い，これに要する費用は，すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において，その検査に必要な資機材及び労務を提供し，これに直接要する費用を受注者が負担する。
	54．別契約の関係工事との協調	建築，電気その他別契約の関係工事について，工程及び，取合部分の施工に関し，常に緊密に連絡し，工事の円滑な進捗を図るものとする。
	(55) 調査への対応	工事中及び竣工後，下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること。 ①公共事業労務費調査…工事中に実施 （調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等） ②契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
	(56) 工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※　工事名等の表示板（900㎜×600㎜）　・工事概要等の説明看板（900㎜×600㎜）
	57．交通誘導員	＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿（人／日）配置すること。
	58．説明板等	・　説明書（監督職員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。） ・　説明板（監督職員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の系統図，取扱要領を記載した説明板を作成する。）
	(59) 工事中の補償	地上物件，地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は，速やかに補修し，完全に復元するものとする。
	(60) 工事後の補償	工事完成引渡後，施工または機器，材料の不備による故障は，約款第４１条（契約不適合）により１年間受注者の負担で完全に補修するものとする。
	(61) 完成引渡しまでの管理	工事完了後も予め監督職員の指示した日時までは受注者で管理し，各種公課に対する料金及び各種の被害（火災，盗難，破損等）は一切受注者の負担とする。
	62．快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（・発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振設置機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振設置機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地階・１階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振設置機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

別表－1

品目	機材名
ボイラー	鋼製簡易ボイラー　鋳鉄製ボイラー　鋼製小型ボイラー　鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）　無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）
冷凍機	チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット　吸収冷温水機
冷却塔	冷却塔　吸収冷温水機ユニット　遠心冷凍機
空気調和機	ユニット形空気調和機　ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機　パッケージ形空気調和機　マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形・折込み形）　自動巻取形エアフィルター　電気集じん器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）

品目	機材名
送風機	遠心送風機（多翼形送風機）　斜流送風機　軸流送風機　消音ボックス付送風機
ポンプ	横形遠心ポンプ　水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）
ダクト付属品	風量ユニット（定風量、変風量）　立形遠心ポンプ
自動制御	自動制御システム
衛生器具	衛生器具ユニット
タンク	ＦＲＰ製パネルタンク　密閉形隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用） ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形・ボルト組立形）
消火装置	スプリンクラー消火システム　不活性ガス消火システム　泡消火システム
厨房機器	厨房システム　ハロゲン化物消火システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた・弁桝ふた

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡 田 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023.08.		中之町バイパス北公園トイレ更新工事	M / 01	A-3：100%
CH. / CH. / DR.			NAME：機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）		A-4： 71%

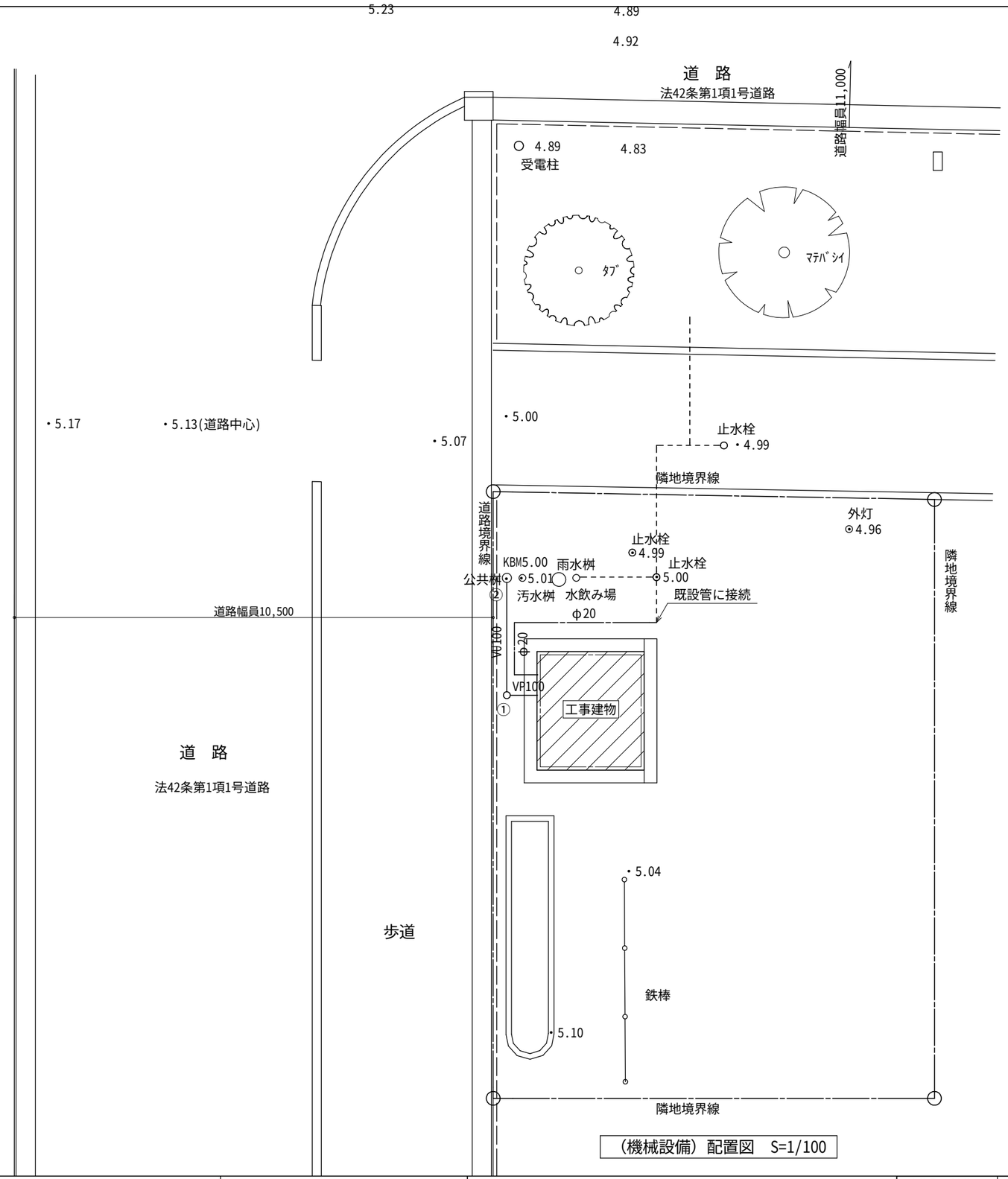

（機械設備）配置図　S=1/100

特記事項

給水管は耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)とする

給水管の埋設深さは場内はGL-300㎜場外（車両通路）GL-600㎜とする

排水管，雨水管は水道用硬質ポリ塩化ビニル管(VU)とする

保温は，C2・(ロ)・VIIとする

給水管埋戻し時，土被り150㎜程度の深さに埋設表示用アルミテープを埋設すること

雨水管の勾配は1/100とする

発生土は場内敷きならすこと

排水管の勾配は2/100とする

———·———·——— 給水管

——————— 排水管

点線は既設配管を表す

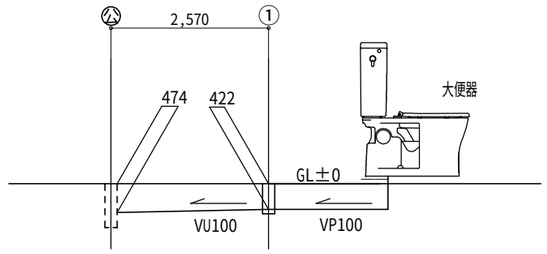

勾配図　S= no.scale

桝リスト

記　号	名　　称	桝　種　別	蓋	特　記　事　項
1	小口径桝	SD100-150	ICO-H	インバート桝①100-150-411
公	公共桝			

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. M／02	図面縮小率
CH. CH. DR.			NAME （機械設備）配置図、勾配図		A-3：100% A-4： 71%

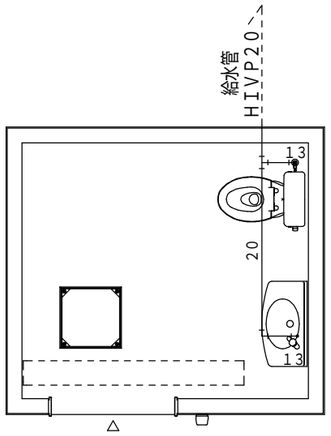

給　水　設　備　図

給水管管芯 GL－220

※床下給水管はポリエチレンフォーム保温筒巻きとする。
※床下配管の吊り金具はユニクロメッキ仕上とする。

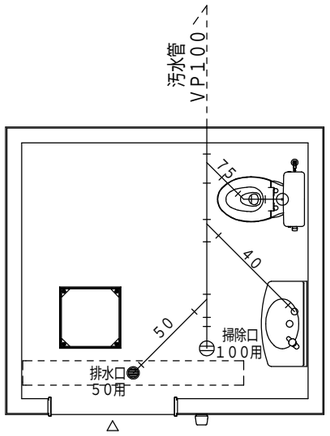

排　水　設　備　図

汚水管管底 GL－410

※床下配管の吊り金具はユニクロメッキ仕上とする。

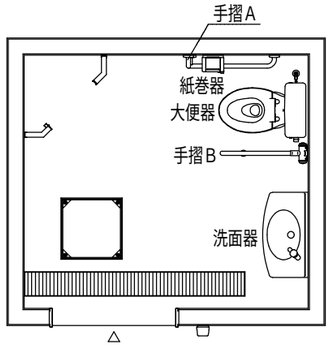

衛　生　設　備　図

衛生設備表

名　称	品　番		数 量
大 便 器	CS597BCS	TOTO	1
ロータンク	SH596BAYR	TOTO	1
洗 面 器	L270D	TOTO	1
自閉式単水栓	TL19AR	TOTO	1
掃除用水栓	T28AKUH13	TOTO	1
紙 巻 器	YH121MK	TOTO	1
化 粧 鏡	YM4560FE	TOTO	1
手 摺 A	T113BL9	TOTO	1
手 摺 B	T113HK7R	TOTO	1

※衛生器具のカラーはTOTO（#NW1：ホワイト）とする。
※大便器は掃除口付とする。

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 中之町バイパス北公園トイレ更新工事	NO. M／03	図面縮小率
			CH. CH.	DR.		NAME （機械設備）衛生設備図、給水設備図、排水設備図		A-3：100% A-4： 71%

田野浦第二公園トイレ更新工事

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-00	タイトル、図面リスト	
A-01	建築工事特記仕様書（１）	
A-02	建築工事特記仕様書（２）	
A-03	解体工事特記仕様書	
A-04	付近見取図	
A-05	（更新前）配置図	1/100
A-06	配置図、断面図	1/100
A-07	丈量図、求積図	1/100
A-08	平面図、屋根伏図、基礎伏図、仕上表	1/50
A-09	立面図	1/50
A-10	断面図	1/50
A-11	躯体断面図	1/50
A-12	基礎配筋図	1/60
A-13	軸組図	1/50
A-14	（解体）既設便所、平面図、立面図	1/50
A-15	（更新前・後）配置図、縁石詳細図	1/100 1/10
A-16	仮設計画図（参考図）	1/200

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
E-01	電気設備工事特記仕様書	
E-02	（電気設備）配置図	1/100
E-03	（電気設備）電気設備図、電気設備表	1/50
M-01	機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）	
M-02	（機械設備）（更新後）配置図	1/100
M-03	（機械設備）衛生設備図、給水設備図、排水設備図、勾配図	1/50

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A / 00	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME タイトル、図面リスト		A-3：100%
					A-4： 71%

Ⅰ．工　事　概　要　　仕　様　書

１．工事名称　：田野浦第二公園トイレ更新工事

２．工事場所　：三原市田野浦二丁目548-4の一部.3-1の一部

３．敷地面積　：202.81㎡

４．構造規模　：鉄筋コンクリート造　平屋建て　延面積　5.41㎡

５．工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事

６．別途工事　：

７．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（１）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内
（３）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票等の記入提出，
発注者の調査実施への協力等）

８．公衆災害防止措置
（１）工事に際し工事関係者以外の第三者の生命・身体及び財産の危害並びに迷惑を防止する
ために必要な措置を執ること。
（２）上記について，建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示
496号）」に基づき実施すること。

９．現状復旧
工事に際し隣接建築物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

１０．主要資材
（１）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請負わ
せようとする場合は，原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注す
るものとする。
（２）主要資材を購入しようとする場合は，極力三原市内に営業所・本店を有する業者に発注
するものとし，予め購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
（３）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと。

Ⅱ．建築工事仕様

１．共通仕様
（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「標準仕様書」という。）による。
図面、本特記仕様書及び標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
（２）建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）が必要な工事の場合，受注者は完了検査（中間検査含む）時には，官公署（建築主事等）が求める検査に必要な書類（報告書）等を用意する。

２．特記仕様
（１）項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は○印のついたものを適用する
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
○印と ◎ 印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（５）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
0 法規制	1	敷地の位置	⊙都市計画区域内　⊙市街化区域　・市街化調整区域）　・都市計画区域外 用途地域　（　　） 防火地域　・防火　・準防火　⊙指定無し その他の区域，地域，地区，街区　（　　）
1 一般共通事項	(1)	適用基準等	※建築工事標準詳細図（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準詳細図」という） ※建築構造設計基準及び同解説　国土交通大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建設工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次による ・建築物解体工事共通仕様書　令和４年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	(2) 1.1.4	工事実績情報の登録	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	3	電気保安技術者	※配置する
	(4) 1.3.11	発生材の処理等	・引き渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・上記以外　１．３．８（b）（３）及び監督職員との協議による。 １）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること。（原則，県内処分） ２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 ３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる。

1 一般共通事項	5	環境への配慮 (1.4.1)	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する ２）接着剤及び塗料は，トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する ３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する ４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において，「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し，同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。 ホルムアルデヒド放散量　規制対象外 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	(6)	材料の品質等 (1.4.2)	材料・機材等の品質及び性能 １）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする ２）備考欄に商品名が記載された材料は，当該商品又は同等品を使用するものとし，同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 ３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については，材料の製造所の指定する工法とする。 ４）本工事に使用する材料のうち，５）に指定する材料の製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない （１）品質及び性能に関する試験データが整備していること （２）生産施設及び品質の管理が適切に行っていること （３）安定的な供給が可能であること （４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること （５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （６）販売、保守等の営業体制が整えていること ５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
クローザ類	煙突用成形ライニング材
自動扉機構	天井点検口
自閉式上吊り引戸機構	床点検口
重量シャッター	グレーチング
軽量シャッター	屋上緑化システム
	トップライト
	エポキシ樹脂
	ポリマーセメントモルタル
	既成調合目地材
	鋳鉄製ふた

	7	技能士 (1.5.2)	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
コンクリートブロック	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
ＡＬＣパネル工事	エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事作業
防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法 防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	石張り作業
タイル工事	タイル張り	タイル張り工事作業
木工事	建築大工	大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	内外装板金作業
金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業
	建築板金	内外装板金作業
左官工事	左官	左官作業
建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
塗装工事	塗装	建築塗装作業
内装工事	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ作業 ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
排水工事	配管	建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	造園工事作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

1 一般共通事項	8 (1.5.9)	化学物質の濃度測定	測定対象室及び測定箇所数は図示による。 １）ホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員 に報告する パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のままで測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること ２）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する ３）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする ４）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする ５）屋内に面して用いる材料は，上記２）～４）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，１）の規定を満たすこと
	(9)	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 （１）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （２）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 【提出部数】：1部 （３）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　１　部　　・Ａ４版写真台帳　部 【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者 （４）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （５）保管 工事写真のデータは，受注者において工事完成後２年間保管すること
	(10) 1.1.1~3	完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：１部 竣工図の種類（※全て　・　） 竣工図作成方法（CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　・普通紙　※ 不要 竣工図　二折製本（・ A1版　部　・A2版　部　・ A3版　部） 竣工図は原則としてCADにて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による なお，11　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること 工事完了時の建物仕様に関する資料（保全マネジメントシステム） ※建物基本情報 ※型式台帳 工事完了時の建物使用に関する資料は，監督職員が指定する様式で作成する。
	11	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	(12)	工事中情報共有システム	（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （４）受注者は，監督職員 又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
	(13) 1.7.2	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする
	(14)	設備工事との取り合い	（施工範囲） ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔 ※図示した壁，天井の仕上げ材，下地材切り込み及び下地補強 ※自動閉鎖装置設置箇所の切り込み及び補強
	(15)	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
	(16)	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月１回１部提出すること
	(17)	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材料名	保証年限	備考
⊙防水工事	・アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・改質アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等
	⊙ウレタン塗装	10年	漏水の場合等
・屋根工事	・長尺金属板葺き	年	漏水の場合等
	・折板葺き	年	漏水の場合等
⊙外壁工事	⊙防水形複層塗材	10年	漏水の場合等
・防錆工事		年	
・特殊床工事	・フローリング及び塗装	年	
・プール工事	・プール本体	年	・ｱﾙﾐ・ｽﾃﾝﾚｽ・FRP
	・塗装（通常塗装の場合）	年	
・植栽工事	・活着	年	枯死の場合

	(18)	中間技術検査	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない

1 一般共通事項	(19)	設計ＧＬ	※図示による　・（　　）
	20	耐荷重及び耐外力	外壁ＡＬＣパネル工事，外壁押出成形セメント板工事，合成高分子系ルーフィングシート防水工事（機械的固定工法），外壁石取付け（乾式工法）工事，屋根葺き（長尺金属板，折板，粘土瓦）工事，アルミニウム製笠木工事，ガラスブロック積み工事において，施工計画書により工法を定める際の，建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 風圧力 風速　Ｖｏ＝　　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪荷重　平成12年５月31日　建設省告示第１４５５号における区域　別表（　　）
	(21)	検査記録	杭地業工事，鉄筋工事，コンクリート工事，鉄骨工事については，次の内容を記載した検査記録を整備すること *工事完了通知書第４面及び照合方法が確実に行われていることを証明する書類（ＩＣＢＡ（建築行政センター）の「構造審査・検査の運用解説」第５章資料に示す「施工状況報告書等」に記載する内容）
	(22) 6.9.1~6	コンクリートの試験	※コンクリートの強度試験 公的機関又はこれに準する機関で行う。ただし，調合管理強度の管理試験用及び型枠取外し時期の決定用については，生コン工場試験室でもよい

2 仮設工事	1	足場その他	（２．２．４） 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
	2	監督職員事務所等	※ 設ける　・ 設けない　（２．３．１） 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	(3)	工事用水	構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）
	(4)	工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）
	(5)	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
	(6)	工事現場の表示	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	(7)	交通誘導員	※配置する　・配置しない ※大型車両進入時　（ １ ）人／日　・常時配置　（　 ）人／日 ・（　　）作業期間　（　 ）人／日
	8	快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 田野浦二公園トイレ更新工事	NO. A／01	図面縮小率
CH.	CH. DR.		NAME 建築工事特記仕様書（１）		A-3：100% A-4： 71%

③ 土工事

1 埋戻し及び盛土

材料及び工法　（3．2．3）（表3．2．1）

※ 標準仕様書表3.2.1による種別

- A種　適用場所（　　）
- B種　適用場所（　　）
- C種　適用場所（　　）土質（　　）　受渡場所（　　）
- D種　適用場所（　　）
  （品質：細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。）
- （材料：　　工法：　　）

2 建設発生土の処理

※ 現場説明書の施工条件明示による　（3．2．5）

- 構内指示場所に敷き均し
- 構内指示場所に堆積

④ 地業工事

⑤ 鉄筋工事

⑥ コンクリート工事

7 鉄骨工事

特記仕様書（構造関係）による

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造

ブロックの種類等　（8．2．2、3、5）

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モデュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
・空洞ブロックC（16）		・400	・200	・無　・有		
				・無　・有		

モルタルの調合（容積比）
※ 標準仕様書表8.2.1による　・セメント（　）：砂（　）
各部の配筋　※ 図示
まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する範囲　※ 図示
目地仕上げ　・押し目地仕上げ　・化粧目地仕上げ

2 コンクリートブロック帳壁及び塀

ブロックの種類　（8．3．2、3）

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モデュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
・空洞ブロックC（16）				・無　・有		
・型枠状ブロック20				・無　・有		
				・無　・有		

モルタルの調合（容積比）
※ 標準仕様書表8.2.1による　・セメント（　）：砂（　）
塀に用いるブロックの正味厚さ（mm）
塀の高さが2m以下　・　※120
塀の高さが2m超え　・　※150
壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　※ 図示　・
各部の配筋　※ 図示

3 ALCパネル

（8．4．2～5）

パネルの区分			単位荷重（N/m2）	厚さ（mm）	長さ（mm）	幅（mm）	耐火性能	構法の種別
・外壁パネル	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠		・100			有（1）時間	・A種 ・B種
・間仕切壁パネル	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠		・100			・有（1）時間 ・無	・C種 ・D種 ・E種
・屋根パネル		平		・100			有（0.5）時間	F種
・床パネル				・100			・有（ ）時間 ・無	

パネルの相互の接合部に充填する耐火目地材
※ パネル製造所の仕様
外壁、屋根パネルの構法
1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した構法
パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合　※ 図示
外壁、間仕切パネルの出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の目地幅（mm）※ 10～20　・
外壁、間仕切パネルの伸縮調整目地への耐火目地材の充填　・ 適用する　・ 適用しない
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

4 押出成形セメント板（ECP）

（8．5．2～5）

パネルの種類	形状	厚さ（mm）	幅（mm）	工法の種別	備考
・外壁パネル	・F（フラットパネル）	・50　・60		・A種	
	・D（デザインパネル）	・50　・60	600	・B種	
	・T（タイルベースパネル）	60			
・間仕切壁パネル	・F（フラットパネル）	・50　・60		・B種	
	・D（デザインパネル）	・50　・60	600	・C種	
	・T（タイルベースパネル）	60			

外壁パネルの構法
1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した構法
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合　※ 図示
パネル相互の目地幅（mm）　※ 長辺8、短辺15
出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅（mm）　※ 15　・
耐火構造以外の目地及び隙間の処理　※ パネル製造所の仕様　・
やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮した強度を確認した資料を提出する。

		孔あけ及び欠き込みの大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅
パネルに孔あけを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	150mm以上
	長辺	500mm以下	300mm以上
パネルに欠き込みを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	300mm以上
	長辺	500mm以下	300mm以上

9 防水工事

1 アスファルト防水

屋根保護防水　（9．2．2～5）（表9．2．3～6）
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材 □	絶縁用シート	立上り部の保護方法
・A－1			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上またはフラットヤーンクロス70 g /m2程度	※乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ※JIS R 1250
・A－2				
・A－3				
・B－1				
・B－2				
・AⅠ－1		（材質）JIS A 9521（建築用断熱材）に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種ｂＡ（スキン層付き） （厚さ）（mm） ※25　・50	※フラットヤーンクロス70／m2程度	
・AⅠ－2				
・AⅠ－3				
・BⅠ－1				
・BⅠ－2				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書9.2.3から表9.2.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.2.5から表9.2.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

立上り部への断熱材及び絶縁用シート
※設置しない　・設置する

平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※ 水下　80mm以上
床タイル張り　※ 水下　60mm以上

（品質・性能）

分類・規格		・窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・金属複合板
寸法（mm）	厚さ（mm）			
	幅（mm）			
寸法の許容差		厚さ：±10%、－5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		－
曲げ強さ・曲げモーメント（N・cm）（スパン40ｃｍにおける単位幅1ｃｍあたりの曲げモーメント）	標準時	550以上	450以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上（300）	320以上（200））	250以上（300）
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	２００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに吸水しないと認められるものは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量500（窯業系パネルⅠ類は1,000）のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。		質量500のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下。
剛性（EAI）（スパン40ｃｍ幅30ｃｍの中央曲げ時に荷重70N の時、たわみ4mm以下となる剛性）		－	－	80,000N・cm2以上

（試験方法）
（1）寸法の測定方法
（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
（幅）供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央１箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの1級コンベックスルール又は、JIS B 7516「金属性直尺」に規定する目量が1mmの1級直尺を用いて測定する。
（2）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。
（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。
（3）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。
（4）難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。
（5）吸水による長さ変化率試験は、試験体（幅40mm×長さ160mm×素材厚さ）を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（L1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。
24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（L2）を測る。
吸水による長さ変化率（ΔL）は、次式によって求める。
（ΔL）＝（L2－L1）/ L1×１００　ΔL ：吸水による長さ変化率（%）
L1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　L2 ：吸水時の標線間の長さ（mm）
（6）耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃の清水中20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする。
（7）耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号S２対辺単純支持方法による。
試験体の大きさは、4号（長さ400mm、幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもりとし、記号（W１－1000）、質量1,000gとする。試験体を支持装置で支持して、堅固な床に水水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

屋根露出防水　（表9．2．7～8）
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・D－1			※アスファルトルーフィング製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング製造所の仕様による	・適用する
・D－2					・適用する
・DⅠ－1		JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材(種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm） ※25　・50			・適用する
・DⅠ－2					・適用する

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.2.7から表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.2.7から表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※　図示
脱気装置の種類　※ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様　・
脱気装置の設置数量　※ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様　・　（個）

屋内防水　（表9．2．9）
防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・E－1		・E－2	

E－1の場合で工程３を行う部位（※ 貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　）
保護層　・ 設ける（※図示　・　）
防水層の下地の立上り
※ コンクリート打放し仕上げ　標準仕様書表6.2.4の種別Ｂ種

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
防水層の下地のモルタル塗り
※適用しない　・ 適用する（施工範囲　※ 図示　・　）
屋上排水溝　※ 図示

屋根露出防水
防水層の種別　（9．3．2～3）（表9．3．1～3）

種別	施工箇所	断熱材	防湿用シート	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・AS－T1		JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材(種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ （厚さ）（mm） ※25　・50	・設ける（改質アスファルトシートの製造所の仕様による） ・設けない	※改質アスファルトシート製造所の仕様	※改質アスファルトシート製造所の仕様	・適用する
・AS－T2						・適用する
・AS－T3						・適用する
・AS－T4						・適用する
・AS－J1						・適用する
・ASⅠ－T1						・適用する
・ASⅠ－J1						・適用する

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
脱気装置の種類　※ 改質アルフルトシートの製造所の仕様　・
脱気装置の設置数量　※ 改質アルフルトシートの製造所の仕様　・　（個）

2 改質アスファルトシート防水

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

屋根防水
防水層の種類　（9．4．2～4）（表9．4．1～3）

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水
・S－F1				※製造所の仕様による	・適用
・S－F2					・適用
・S－M1				※製造所の仕様による	・適用
・S－M2					・適用
・SⅠ－F1		標準仕様書9.4.2(3)(I)(b)による（種類）※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm）※25		※製造所の仕様による	・適用
・SⅠ－F2					・適用
・SⅠ－M1		標準仕様書9.4.2(3)(I)(a)による（種類）※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 （厚さ）（mm）※25		※製造所の仕様による	・適用
・SⅠ－M2					・適用

SⅠ－M１及びSⅠ－M２における防湿用フィルムの設置
※ 設置しない　・ 設置する
SⅠ－M２のシートの可塑剤移行防止用シートの材種
・ 発泡ポリエチレンシート
S－F１、S－M１、S－F２、S－M２の仕様
※非歩行仕様　・軽歩行仕様

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗厚（mm）	工法	立上り部の保護モルタルの塗厚
・S－C1			・床塗り ・下地モルタル塗り	※ 7mm以上

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割および種類
目地割
※目地割２m程度、最大目地間隔３m程度
目地の種類　※押し目地
屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 標準仕様書表9.4.1から表9.4.3による
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類
厚さ　（　　mm以上）
固定金具の材質及び寸法形状
※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ0.4mm以上のもの

接着工法の場合の脱気装置の種類　※ ルーフィングシートの製造所の仕様　・
接着工法の場合の脱気装置の設置数量　※ ルーフィングシートの製造所の仕様　・　（個）
プレキャストコンクリート部材下地の目地処理（接着工法の場合）
・ 行う（※図示　・　）　・ 行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）
・ 行う（※図示　・　）　・ 行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1章 15 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

4 塗膜防水

防水層の種類　（9．5．3）（表9．5．1、2）

種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	保護層	高日射反射率防水
・X－1		※２成分形アクリルウレタン樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系	※製造所の仕様による		・適用する
・X－2			※製造所の仕様による		・適用する
・Y－1	※地下外壁防水				
・Y－2	※屋内防水			・適用する ・適用しない	

X－1（絶縁工法）の脱気装置の種類　※ 主材料の製造所の仕様　・
X－1（絶縁工法）の脱気装置の設置数量　※ 主材料の製造所の仕様　・　（個）

5 ケイ酸質系塗布防水

防水層の種類　（9．6．1、3）（表9．6．1、2）

種別	施工箇所
※ C－U2	
・C－UP	

壁及び天井部の防水層の下地
※ コンクリート打放し仕上げ（標準仕様書表6.2.4の種別Ｂ種）
コンクリートの打継ぎ箇所の下地処理
※ 打継ぎ部分には、幅30mm及び深さ30mm程度の目地棒を用いる。目地棒の除去後、水洗い清掃し、ケイ酸質系塗布防水材の製造所の仕様により、ポリマーセメントモルタルを充填する。

標準仕様書 9.7.3(2)の(イ)、(ウ)以外の下地処理
※ 図示

6 シーリング

下表以外は、標準仕様書表 9.7.1による　（9．7．2、3）（表9．7．1）
ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは１１章に、カーテンウォールの場合のシーリングは１７章による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材表面に仕上塗材、塗装等　※行う　・行わない
シーリング材の目地寸法　※ 標準仕様書9.7.3(1)(ア)～(ウ)による　・
接着性試験　※ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE
CH.	CH.	DR.

TITLE　田野浦第二公園トイレ更新工事
NAME　建築工事特記仕様書（２）

NO. A／02

図面縮小率
A-3：100%
A-4： 71%

Ⅰ　工事概要
1　工事名称　：田野浦第二公園トイレ更新工事
2　工事場所　：三原市田野浦二丁目548-4の一部..3-1の一部
3　構造・規模：鉄筋コンクリート造　平屋建て　延面積　5.41㎡
4　工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事
(1)建物解体･撤去工事一式（内訳は別図による）

5　別途工事

6　公衆災害防止措置
ア　工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危害，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
イ　上記について，建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示 496号）」に基づき実施すること。

7　現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

8　その他
(1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
(2)解体仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが，関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。
(3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
・ 公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

Ⅱ　解体工事仕様
1　共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書　最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は ⊙ 印のついたものを適用する。
（2）特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙ 印と ※ 印のついた場合は共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（5）特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

		項目	特記事項
1 一般共通事項	1	適用基準等	※建設工事公衆災害防止対策要綱 ※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針 ※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2	設計図書の優先順位	(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書　(3)特記仕様書 (4)図面　(5) 共通仕様書 [1.1.3]
	3	官公署その他への届出手続等	工事の着手，施工，完成に当たり，関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。 また，これらの手続等を行うに当っては，届出内容についてあらかじめ監督職員に**報告事項**及び契約の工事に施工上密接に関連するため，監督職員の調整に協力すると共に、なお，手続き等に要する費用は受注者の負担とする。
	4	別契約の関連工事	工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と十分調整し，工事の円滑な施工に努めること。 [1.1.7]
	5	表示板の設置	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。　※工事概要等の表示板（900㎜×600㎜） [1.1.4]
	6	工事実績情報の登録	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。 [1.3.10]［4．1．3～4．5．1］
	7	発生材の処理等	・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類，PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材，　　） ⊙次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する （1）建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 （・建設発生土　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材） （2）金属類 （3）小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化 ※無し　・有り（・蛍光ランプ,HIDランプ　・硬質塩化ビニル管,継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　※無し　・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ※無し　・有り（　　） ・産業廃棄物広域認定制度の適用　※無し　・有り（　　） ・処理に注意を要する建設廃棄物 ※無し　・有り（・CCA処理木材　・ひ素，ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ） (1)本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし,建設廃棄物が,破砕等（選別を含む)により,有用物となった場合,その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則，県内処分) (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島　県産業廃棄物理立税が課税されるので，適正に処理すること。 なお，本工事では，広島県産業廃棄物理立税相当額を見込んでいる。
	8	工事工程表	検査期間としての１３日間を含んだ工程とし， [1.2.1] 工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける。 [1.2.2]
	9	施工計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ，事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し，あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 （仮設計画，安全･環境対策，工程計画，解体計画，発生材の処分計画） [1.3.5]
	10	施工条件	(1)作業時間は，原則午前８時半から午後５時までとし，通学時間帯を考慮すること。 なお，時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし，あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りではない。 **(3)その他図示による**
	11	安全確保	[1.3.6～1.3.8] (1)受注者は，現場代理人を工事現場に常駐させ，工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い，　周囲の建物，通行者等に損傷を与えないように注意して，工事施工をすること。なお，万一損傷が生　じた場合は，受注者の責任において処理すること。 (2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。 特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5)作業現場には，労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き，作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く），張出し足場又は高さ５m以上の構造の足場の組立て，解体　を行う場合，コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５m以上のもの）の解体作業を行う場　合は，労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は，平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進に　ついて」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安　全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。 [1.2.3]
	12	工事の記録	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況，建設副産物処理及び事前措置，解体手順の各段階における施工が完了した写真，水中又は地下に埋設される部分,分別解体を行っていることが確認できる状況写真，その他工事終了後では確認できない事項，その他監督職員が指示する箇所は，A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお，基礎や地下構造物等の撤去については，撤去物の全般に亘り，その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：１部 (3)完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所）　監督職員が指示する箇所 （写真規格）　・カラーサービス版　・カラーキャビネ版　・ （規格・提出部数）　・A4版クリアファイル　部　・A4版写真台紙　部　・アルバム　部 (4)その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は,施工前,施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。 (5)保管 工事写真のネガ・データは工事完成後，受注者において２年間保管すること。 [1.3.3～1.3.4]
	13	電気保安技術者等	工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め，監督職員に報告する ・電気保安技術者　※適用しない　・適用する [1.3.6]
	14	近隣との折衝	工事施工に当っての近隣との折衝は次による。また，経過について記録し，遅滞なく監督職員に報告する。 （1）地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし，あらかじめその概要を報告する。 （2）工事に関して，第三者から説明の要求又は苦情があった場合は，直ちに誠意をもって対応する。
	15	施工の検査	監督職員による随時の立入り検査を行う。 [1.5.4] 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。
	16	中間技術検査	※行わない [1.6.2] ⊙行う（回数及び時期については監督職員の指示による。）
	17	工程報告	別紙様式による期間別工事履行報告書を毎月１回１部提出すること。
	18	埋設物等の報告	工事の施工に当たり，図面にない地下構造物，埋設配管等を発見した場合は，直ちにその状況を監督職員に報告すること。
	19	地下埋設物調査	・行わない ・行う　図示する範囲内において，整地前に敷地境界から２mの距離を置き，幅１m，深さ1.5mで，３m間隔で掘削調査を行う。
	20	契約不適合調査	竣工後，発注者から契約不適合調査（建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内）の連絡があった場合には，調査に協力すること。
	21	家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は，同法に基づき処理を行うこと。また，工事完了後に管理票の写しを提出すること。
	22	完成時の提出図書	・竣工図：　部（Ａ２版：　部，　版：　部，ＣＤ－Ｒ：　部）<1.8.1～3> ⊙完成図書　部 竣工図は残置及び設置工作物等，工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類，位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し，提出すること。
	23	試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため，次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時　・（　　） 試掘方法 ※機械掘削　・人力掘削 なお，試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上，外構（排水施設，舗装等）で１箇所以上行い，試掘する箇所については，検査員の指示による。
	24	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す。 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する。 また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
	25	工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム （http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない。
2 仮設工事	1	騒音・粉じん等の対策	[2．2．1] 騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　※ 防音シート　・養生シート等 防音パネル、 防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲 ※　工事に必要な範囲
	2	足場等 ［2．2．2］	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・騒音・振動計を設置すること（設置個所は図示による）
	3	監督職員事務所等	※ 設けない [2．3．1] ・ 既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・ 設ける 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	4	山留めの撤去	鋼矢板等の抜き跡の処理 [2．4．3] ※ 直ちに砂で充填する
	5	工事用水	構内既存の施設　・利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
	6	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
	7	交通誘導員	※配置する　・配置しない 配置計画 ※大型車両進入時　（ １ ）人／日 ・常時配置　（　）人／日 ・（　　）作業期間　（　）人／日
3 解体施工	1	事前措置	９章 機械設備による。それ以外は下記による [3．2．1] （1）給水管，ガス管，電気ケーブル，下水道等の供給管等の切断及び撤，配管等の撤去は本工事に含む。 ①　配管等の切断及び汚水管，排水管等の未端処理については，供給者と事前に協議すること。 ②　水道，ガス，下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また，記録を残し監督職員に提出する。 ③　配管等の切断位置や，切り回し必要箇所等は図示による。 （2）落下するおそれのある付属物は撤去すること。 （3）解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 （4）電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い，必要に応じて放電する。 （5）衛生器具等は，十分に洗浄を行い，汚水，汚物等による異臭の発生を防止する。 （6）浄化槽，排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は，施設管理者が回収，洗浄等を行うため，時期等について協議すること [3．9．1]
	2	基礎等	基礎の解体撤去は，騒音・振動等に配慮して分別解体し，砂利地業・割り石まで行なうこと。
	3	杭の解体	※解体する（・引き抜き工法　・破砕工法　・　　） [3．9．2] ・残置する ①　杭を残置する場合は，杭の種別・杭径，杭の位置，杭頭部高さ，深さ等の記録を整備し，写真と共に監督職員に提出する。 ②　残置杭の中，杭の破砕跡は，現場発生の良質土で埋め戻すこと。 ③　残置する杭頭は，キャップ等で被いコンクリートを打設すること。
	4	さく、照明設備等の附属物	附属物の解体 ⊙ 行う　・ 行わない [3．10．1]
	5	構内舗装、樹木等	舗装の路盤の解体　⊙ 行う　・ 行わない [3．11．1] 樹木の伐採伐根及び移植　⊙ 行う　・ 行わない
	6	地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の撤去　・ 行う　・ 行わない [3．12．1] 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は，監督職員に報告し，対応策を協議すること。
	7	埋戻し、盛土及び地均し	解体後の埋戻し及び盛土 [3．13．1] ・ 行う 整地高さ　・ 現状ＧＬ　⊙ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類　・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂　・ 現場発生の良質土 ・ 行わない 土砂流出の恐れがある部分は，土のう等で処置すること。
	8	解体後の困障	・設置する　・設置しない　・工事中の仮囲いを存置 囲障を設置する場合の仕様等 種別　・木杭+ロープ　・木杭+番線張り　・（　　） 高さ　Ｈ＝（　　） 設置範囲　※図示　・敷地境界全域
4 建設廃棄物の処理			１章 一般共通事項 ７ 発生材の処理等　による。 それ以外は下記による。
5 特別管理産業廃棄物の処理	1	特別管理産業廃棄物の処理等	８章 電気設備、９章 機械設備による。それ以外は下記による [5．4．1] ・ ＰＣＢを含む機器類の処理 分析調査　・ 行う　採取場所（　　） 除去範囲　※ 図示 ・ ＰＣＢ含有シーリング材の処理 分析調査　・ 行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示 ・ 廃油の処理 処分方法　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理 除去範囲　※ 図示 ・ 廃酸・廃アルカリの処理 除去範囲　・ 臭化リチウム（直焚吸収冷温水機） ・ 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 処分方法　・ 中和処理　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理 ・ ダイオキシン類の処理 サンプリング調査　・ 行う （分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示 解体方法 処分方法
6 石綿含有建材の除去等	1	調査	調査 [6．1．3] ・ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ ・　　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示　・

2 石綿粉じん濃度測定	・ 測定時期、場所及び測定点 [6．1．4]			
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計　点
	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計　点
	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・ 計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）の位置　　・ 計　点	
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺　・敷地境界	・ 計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計　点
	測定８	処理作業後	処理作業室内	・ 計　点
	測定９	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 計　点

測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4　・ 測定5 ・ 測定（　　）	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（Ｌ/ｍｉｎ）	試料の吸引時間（ｍｉｎ）
・ 測定4　・ 測定5　・ 測定（　　）	25	5	30
・ 測定（　　）	47	10	120
・ 測定（　　）	47	10	240
・ 測定（　　）			

3 石綿含有建材の除去	・ 石綿含有吹付け材の除去 [6．3．2、6．3．3] 除去範囲　※ 図示　・ 除去工法　※ 解体共通仕様書6.3.2(1)(ｱ)～(ｴ)による ・ 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設）	
	・ 石綿含有保温材等の除去 [6．4．1、6．4．4] 除去範囲　※ 図示　・ 除去方法　※ 原形のまま、手ばらし ・ 破壊して除去 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）	
	・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去 [6．5．4] 除去範囲　※ 図示　・ 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せっこうボード ※ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）	
	・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去 除去範囲　※ 図示　・ 養生 方 法 除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）	
	・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による 除 去 工 法 ※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度） ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用） ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度） ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 除去対象範囲　※ 図示 作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う 試験施工　※ 行わない　・ 行う 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 ※ 解体共通仕様書6.3.3による 確認及び後片付け　※ 解体共通仕様書6.3.4の(ｱ)、(ｲ)及び(ｵ)による	

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A / 03	図面縮小率
CH.	CH. DR.		NAME 解体工事特記仕様書		A-3：100% A-4： 71%

建設地
三原市田野浦二丁目548-4の一部.3-1の一部

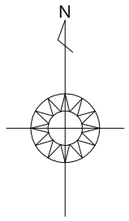

付近見取図

出典
※国土地理院図を一部編集

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A / 04	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 付近見取図		A-3：100%
					A-4： 71%

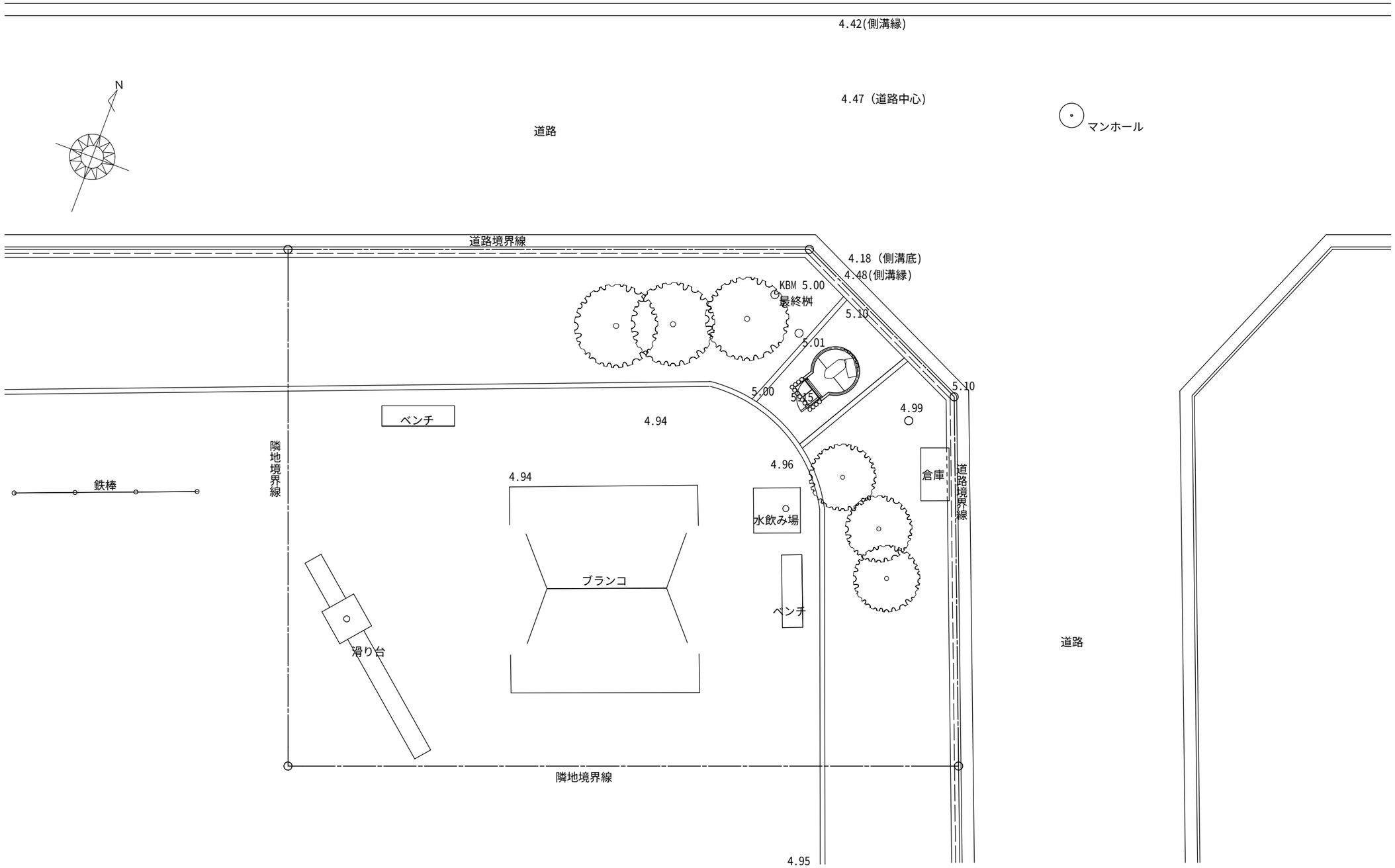

（更新前）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A / 05	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （更新前）配置図		A-3：100%
					A-4： 71%

※[隣地斜線制限]は最高の高さH=2,920mm≦20,000mm（∴ＯＫ）

チェック点/建物の高さ	算定式：許容高さ
① / 2,949mm	［道路斜線］1.25ｘ（890+6,060+890） = 9,800mm＞2,949mm（∴OK）
② / 2,949mm	［道路斜線］1.25ｘ（890+6,060+890） = 9,800mm＞2,949mm（∴OK）
⑤ / 3,450mm	［道路斜線］1.25ｘ（890+6,060+2,152.5） = 11,378mm＞3,450mm（∴OK）

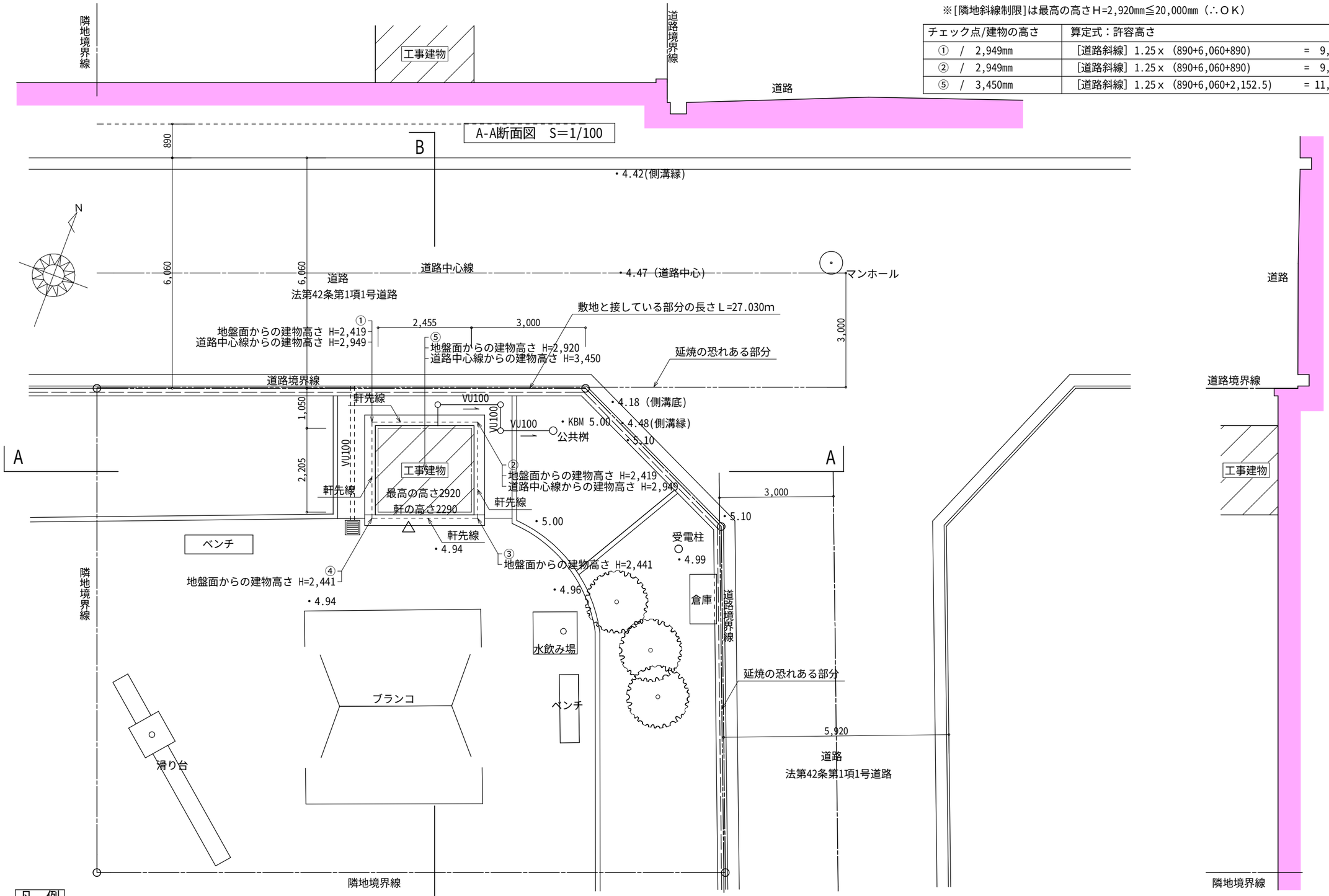

凡　例

地盤高　5.00＝設計GL±0

（更新後）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023.08.	1/100	田野浦第二公園トイレ更新工事	A / 06	A-3：100%
CH. CH.	DR.		NAME 配置図、断面図		A-4： 71%

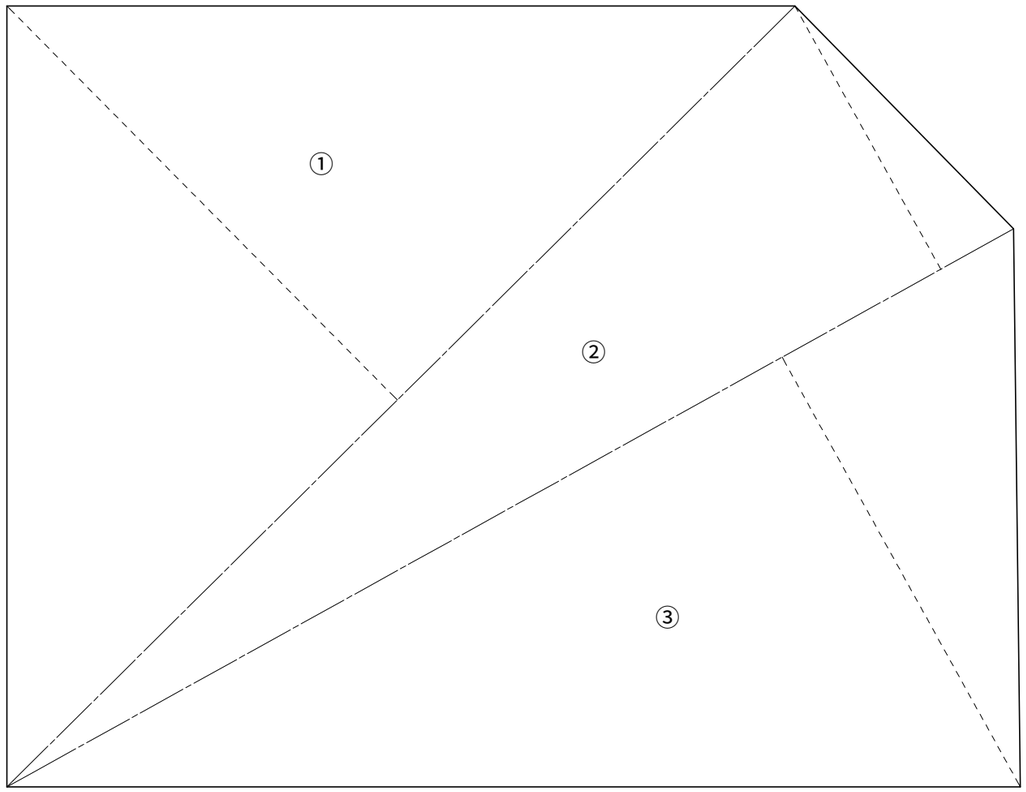

丈量図　S=1/100

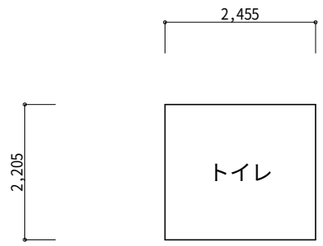

求積図　S=1/100

建物面積求積表

階	室名	計算式	面積
1	トイレ	2.455×2.205	5.413275
面積表			
	1階床面積		5.41㎡
	延床面積		5.41㎡
	建築面積		5.41㎡

敷地面積求積表

番号	底辺	高さ	倍積
1	18.08	9.04	163.4432
2	18.76	4.90	91.9240
3	18.76	8.01	150.2676
計			405.6348
二除面積			202.8174
面積（㎡）			202.81

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A / 07	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 丈量図、求積図		A-3：100%
					A-4： 71%

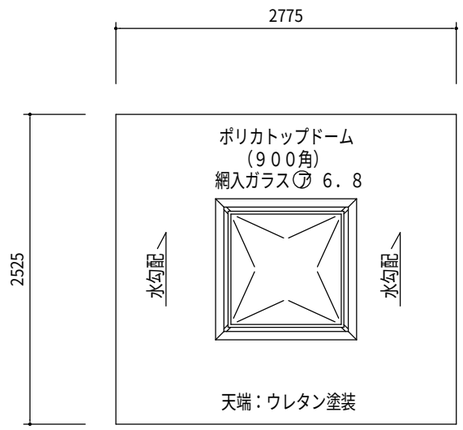

屋　根　伏　図

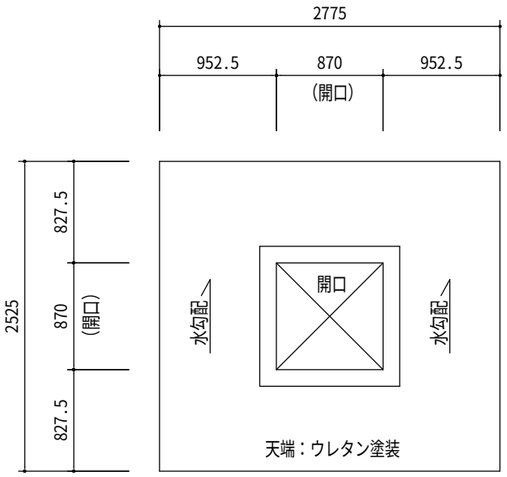

屋　根　伏　図

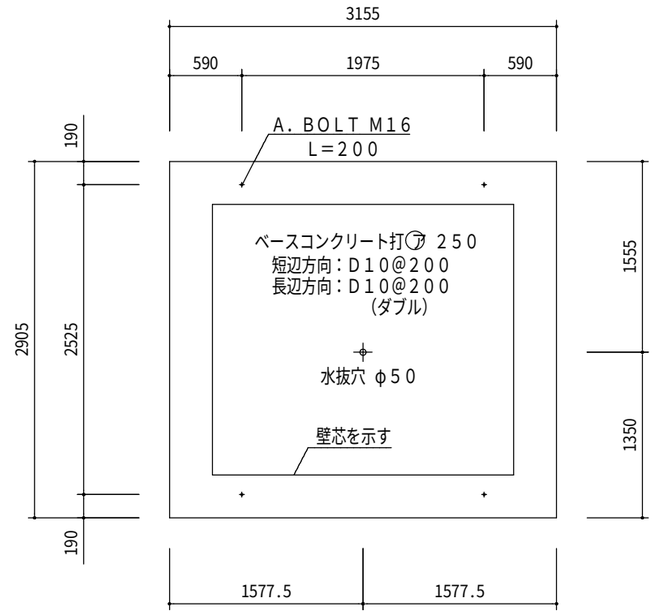

基　礎　伏　図

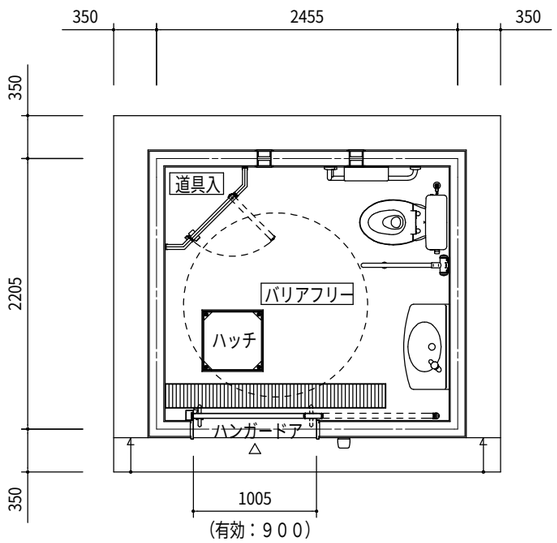

平　面　図

仕上表

	名　称	使　用　材　料	色　彩　計　画（色・品番）
外装	屋　根	RC造　天端：ウレタン塗装	日本塗料工業会色番から選択可能
		天井：防水形複層塗材E 吹放し仕上	日本塗料工業会色番から選択可能
	採　光	ポリカトップドーム（900角）	乳半色
		網入ガラス㋐ 6．8	――
	換　気	SUS製ガラリ φ100（防虫網付）	シルバーメタリック
	外　壁	上部：防水形複層塗材E 吹放し仕上	日本塗料工業会色番から選択可能
		下部：50二丁タイル張り	
内装	内　壁	上部：防水形複層塗材E 吹放し仕上（FL+1220以上）	日本塗料工業会色番から選択可能
		下部：磁器質ボーダータイル張り 横張り（FL+1220迄）	IM−1520P1／LUG−11（LIXIL）
	床	床用磁器質300角タイル張り	IPF−300／GVN−3（LIXIL）
建具	バリアフリー	入口三方枠：SUS製（HL）	――
		ハンガードア：溶融亜鉛メッキ鋼板（焼付塗装）	25−85C
		アルミ換気ガラリ（防虫網付）・管理錠付	――
		金物：SUS製引手・非常開装置付表示装置 大型サムターン付	――
		道具入：メラミン化粧合板 扉W=450 管理錠付	木目調

※トーヨーマテラン（株）TB−86−21−0057同等品以上とする。
※一級建築士事務所登録メーカーの製品とする。
※建設業許可を有するメーカーの製品とする。
※JPFA（一社）日本公園施設業協会　公園施設団体賠償責任保険加入製品とする。
※国際規格 ISO9001：2015／ISO14001：2015認証登録メーカーの製品とする。
※図中の設備表の品番につきましては、諸般の事情により予告なく改良、仕様の変更など行う場合がありますのであらかじめご了承ください。

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A／08	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 平面図、屋根伏図、基礎伏図、仕上表		A-3：100% A-4： 71%

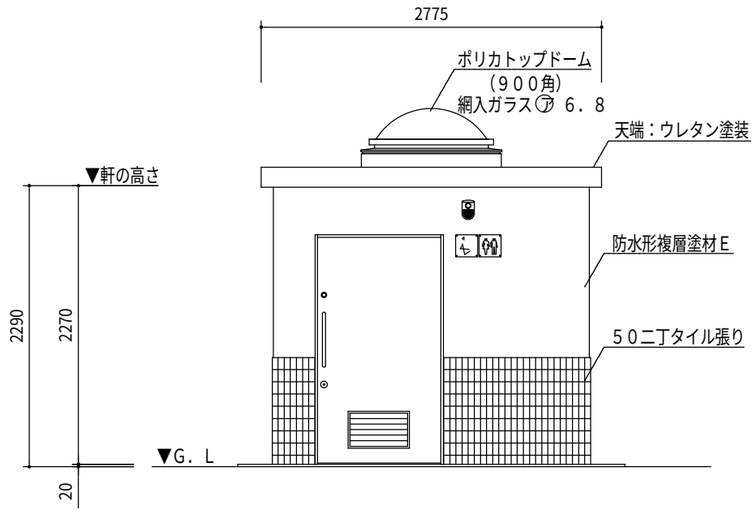

南側立面図　S=1/50

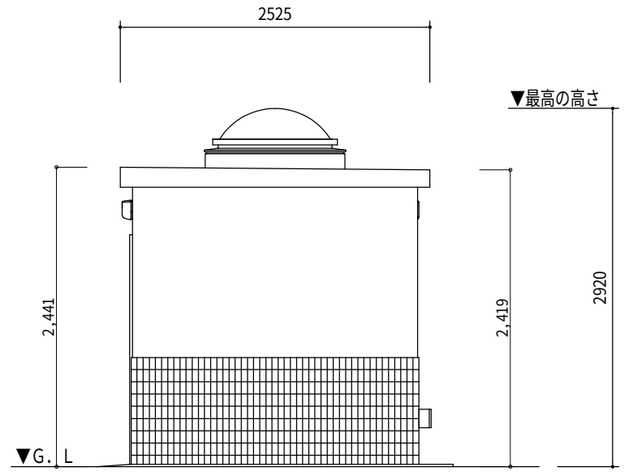

東側立面図　S=1/50

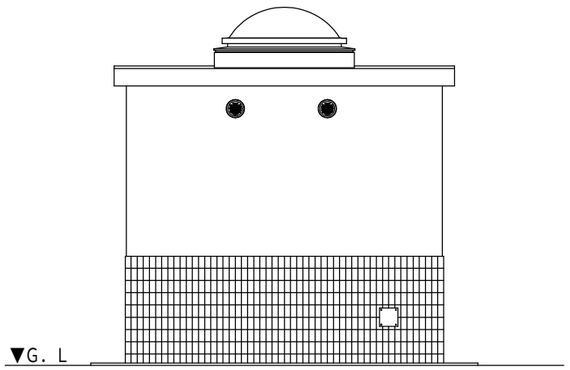

北側立面図　S=1/50

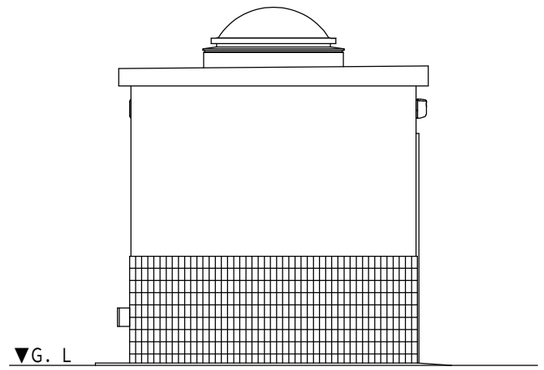

西側立面図　S=1/50

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A／09	図面縮小率
			CH. CH.	DR.		NAME 立面図		A-3：100% A-4： 71%

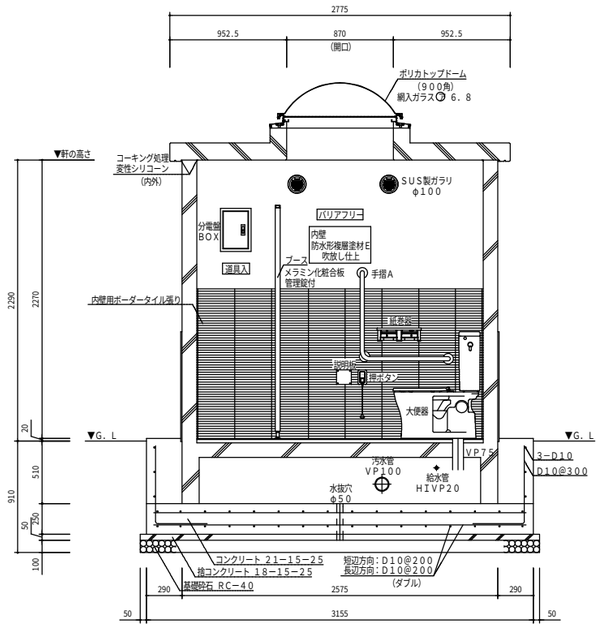

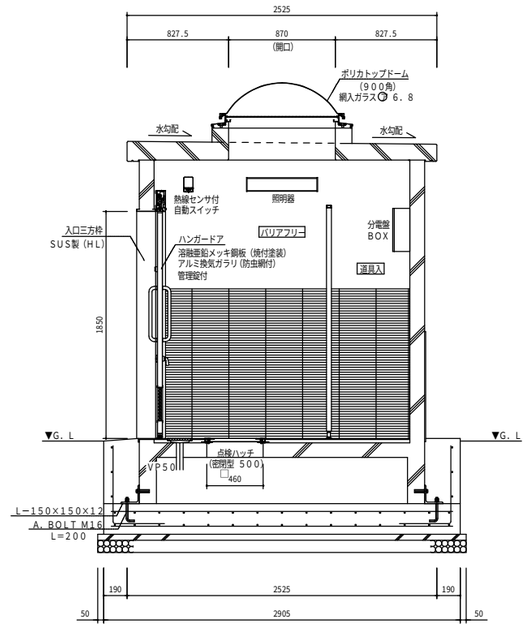

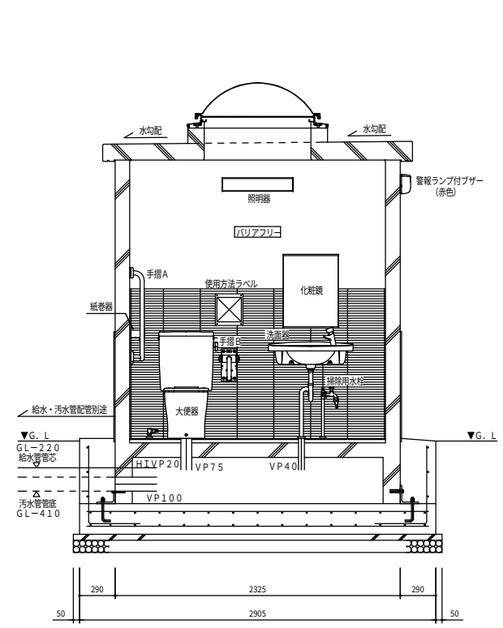

屋根
短辺:D13@150
長辺:D13@150
コンクリート打 150/130
天端:ウレタン塗装
天井:防水形複層塗材E 吹放し仕上

外壁
タテ筋:D10@200
ヨコ筋:D10@200
コーナー筋:D13
端部・開口部補強筋:D13
上部:防水形複層塗材E 吹放し仕上
下部:50二丁タイル張り

床
短辺:D13@200
長辺:D13@200
コンクリート打 t=120
モルタル敷き
床用磁器質300タイル張り

断　面　図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023.08.	1/50	田野浦第二公園トイレ更新工事	A / 10	A-3：100%
CH. CH.	DR.		NAME 断面図		A-4： 71%

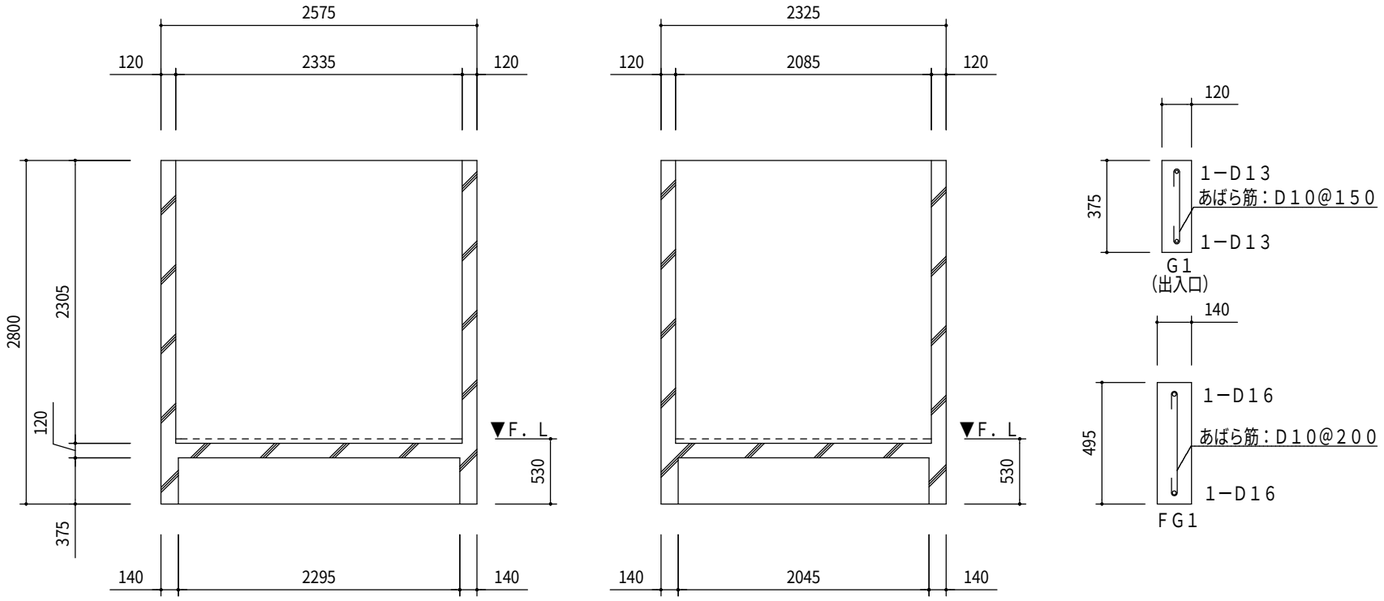

躯　体　断　面　図

壁配筋：タテ・ヨコ D10@200
コーナー筋：D13
端部筋：D13
開口部補強筋：D13
床短辺方向：D13@200
床長辺方向：D13@200

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A／11	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 躯体断面図		A-3：100%
								A-4： 71%

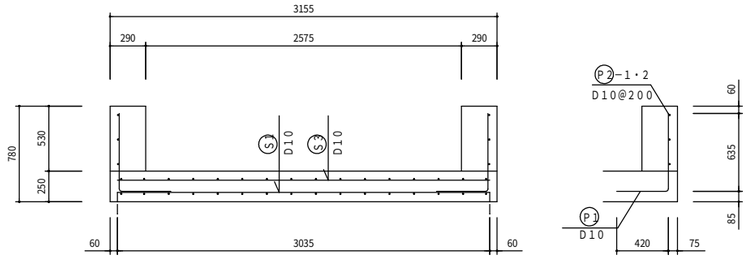

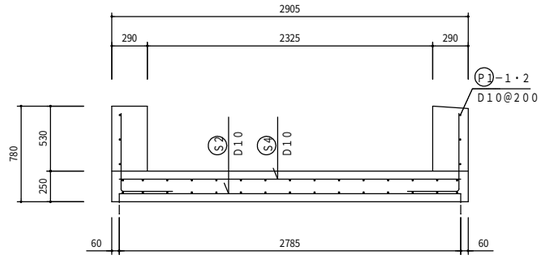

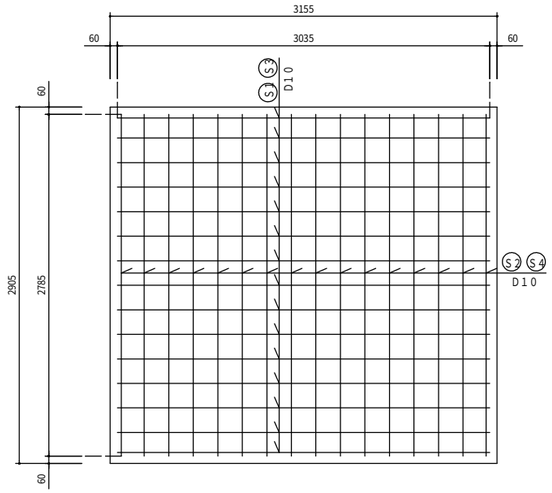

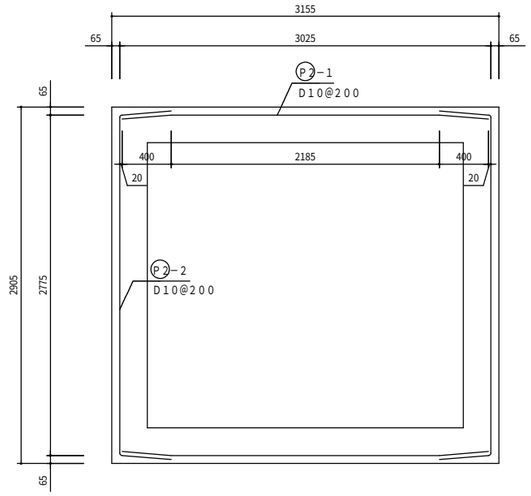

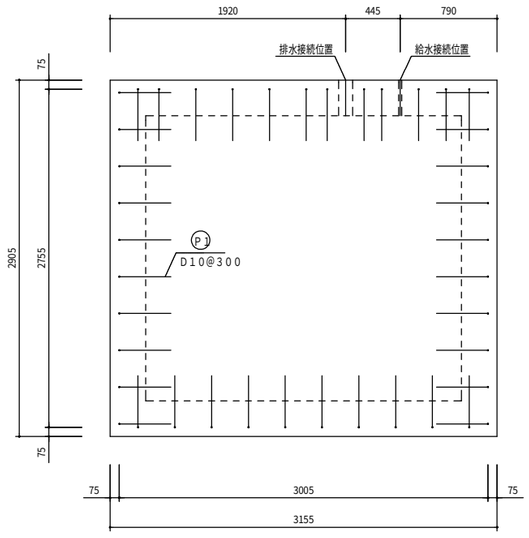

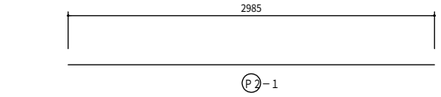

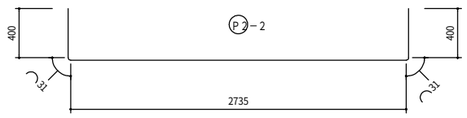

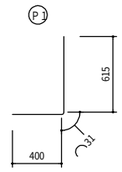

基 礎 配 筋 図

配筋重量表

1基当り

符号	径	長さ	本数	単位重量	1本当り重量	重量	摘要
S1	D10	3035	15	0.560	1.700	25.50	
S2	D10	2785	16	0.560	1.560	24.96	
S3	D10	3035	15	0.560	1.700	25.50	
S4	D10	2785	16	0.560	1.560	24.96	
P1	D10	1046	42	0.560	0.586	24.61	
P2−1	D10	2985	6	0.560	1.672	10.03	
P2−2	D10	3597	6	0.560	2.014	12.08	
合計						147.64Kg	

折り曲げ内法直径
D10×3d=30

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/60	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A / 12	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 基礎配筋図		A-3：100%
					A-4： 71%

○・・・D10
×・・・D13
●・・・D16

地中梁

符号	FG1
B×D	140×495
断面	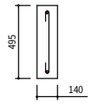
上端筋	1−D16
下端筋	1−D16
あばら筋	D10@200

梁

符号	G1
B×D	120×375
断面	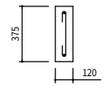
上端筋	1−D13
下端筋	1−D13
あばら筋	D10@150（開口部）

梁

符号	G1a
B×D	120×375
断面	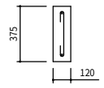
上端筋	1−D13
下端筋	1−D13
あばら筋	D10@200（壁部）

壁

符号	W1	
厚	120	
断面	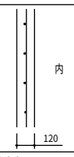	
たて筋	D10@200	
よこ筋	D10@200	
開口部補強筋	たて筋	1−D13
	よこ筋	1−D13
	斜め筋	1−D13

床版

符号	S1	
厚	120	
断面		
短辺筋	D13@200	
長辺筋	D13@200	
開口部補強筋	たて筋	1−D13
	よこ筋	1−D13
	斜め筋	1−D13

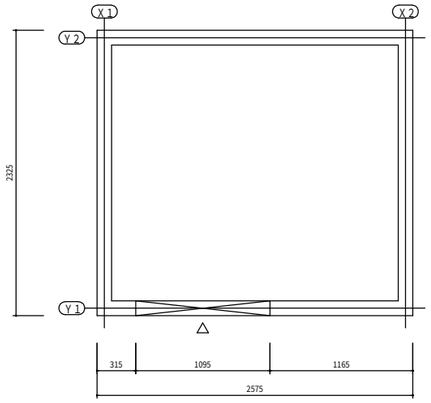

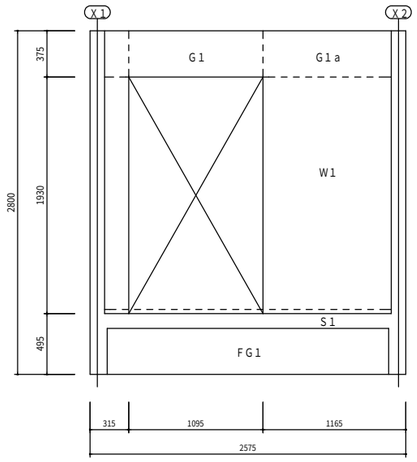

Y1 通り軸組図

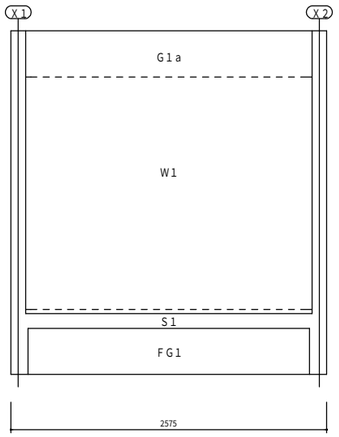

Y2 通り軸組図

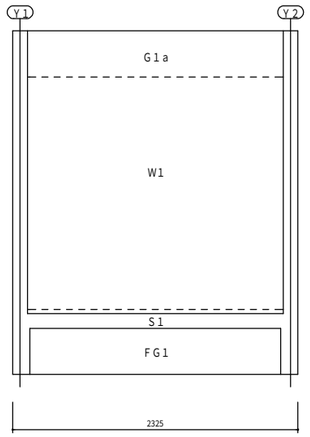

X1 X2 通り軸組図

軸組図

・普通コンクリート
FC24N／mm²
・鉄筋
SD295

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A／13	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME 軸組図		A-3：100%
					A-4： 71%

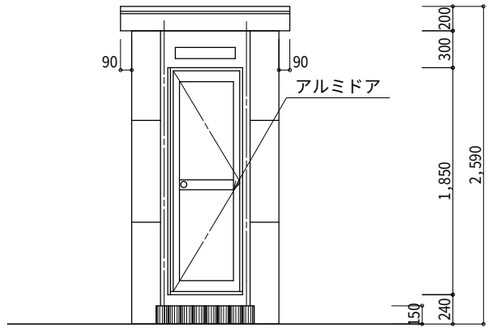

西側立面図　S=1/50

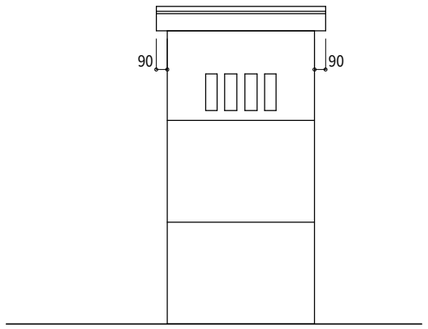

東側立面図　S=1/50

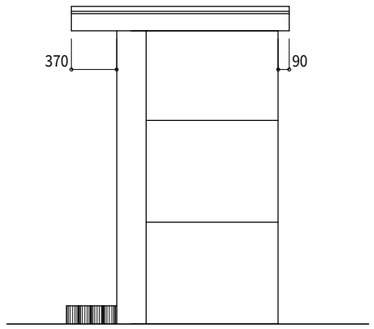

南側立面図　S=1/50

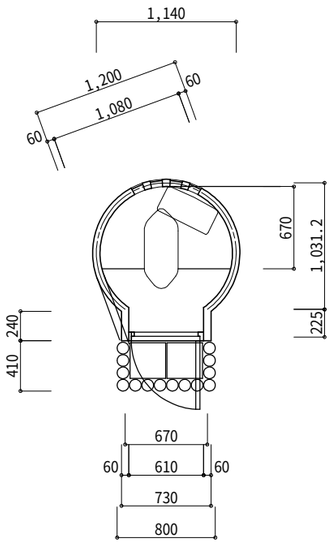

平面図　S=1/50

面積表

建築面積	1.12㎡
床面積	1.12㎡

既設便所概要

建　物　概　要	
構　造	PC造平屋建て
基　礎	べた基礎
屋　根	PC版
外　壁	PC版の上吹付
内部床	モザイクタイル張り
内　壁	腰：PC版の上タイル張り、壁：PC版の上吹付
天　井	PC版の上吹付
電気設備	照明器具FL20　2灯
衛生設備	和風大便器（ロータンク付）

※既設公衆トイレはすべて撤去処分のこと。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A / 14	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （解体）既設便所、平面図、立面図		A-3：100%
					A-4： 71%

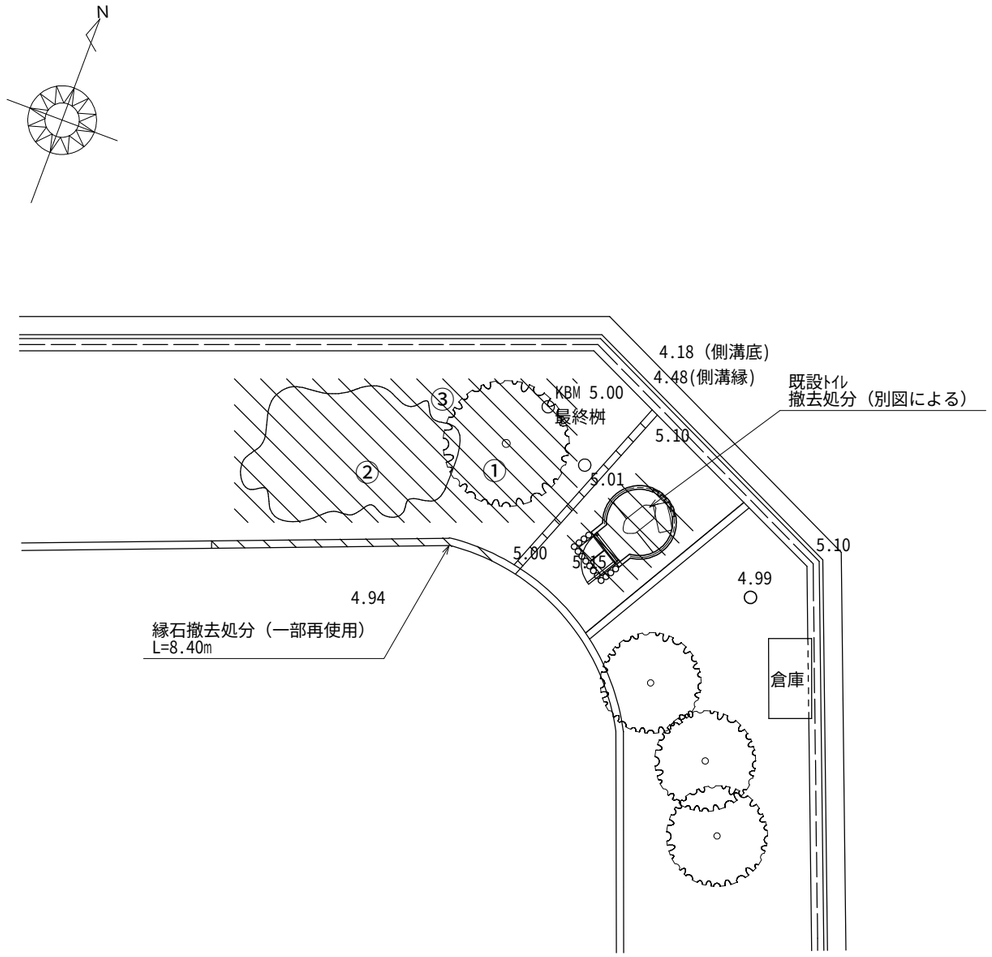

伐採樹木明細

番号	樹種	規格	単位	数量	備考
1	コブシ	H=3.00,C=0.32m、W=1.50	本	1	伐採、伐根
2	キョウチクトウ	H=3.00、W=3.00、L=3.50	本	1	伐採、伐根
3	ヒペリカムカリシナム	H=3.00,W=2.00	㎡	6	下草刈り

凡例

解体撤去部分を示す

（撤去後真砂土にて整地）

（更新前）配置図　S=1/100

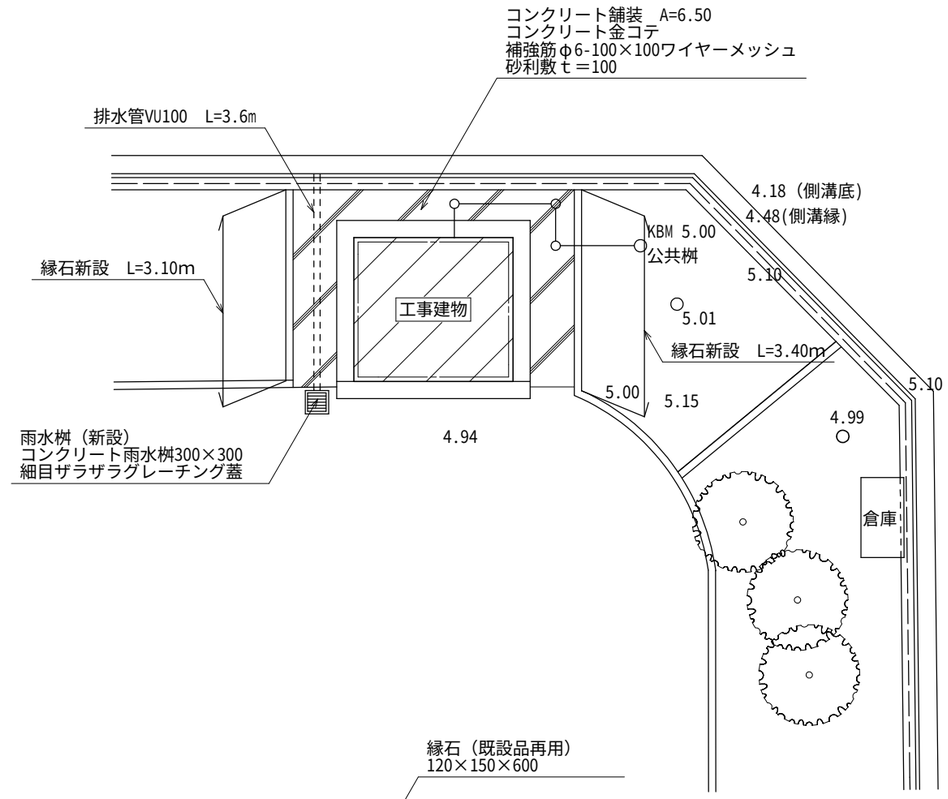

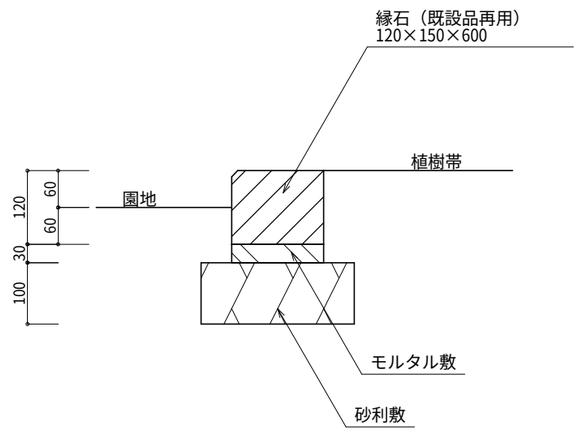

縁石　詳細図　S=1/10

（更新後）配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023.08.	1/100 1/10	田野浦第二公園トイレ更新工事	A / 15	A-3：100%
CH. CH.	DR.		NAME （更新前・後）配置図、縁石詳細図		A-4： 71%

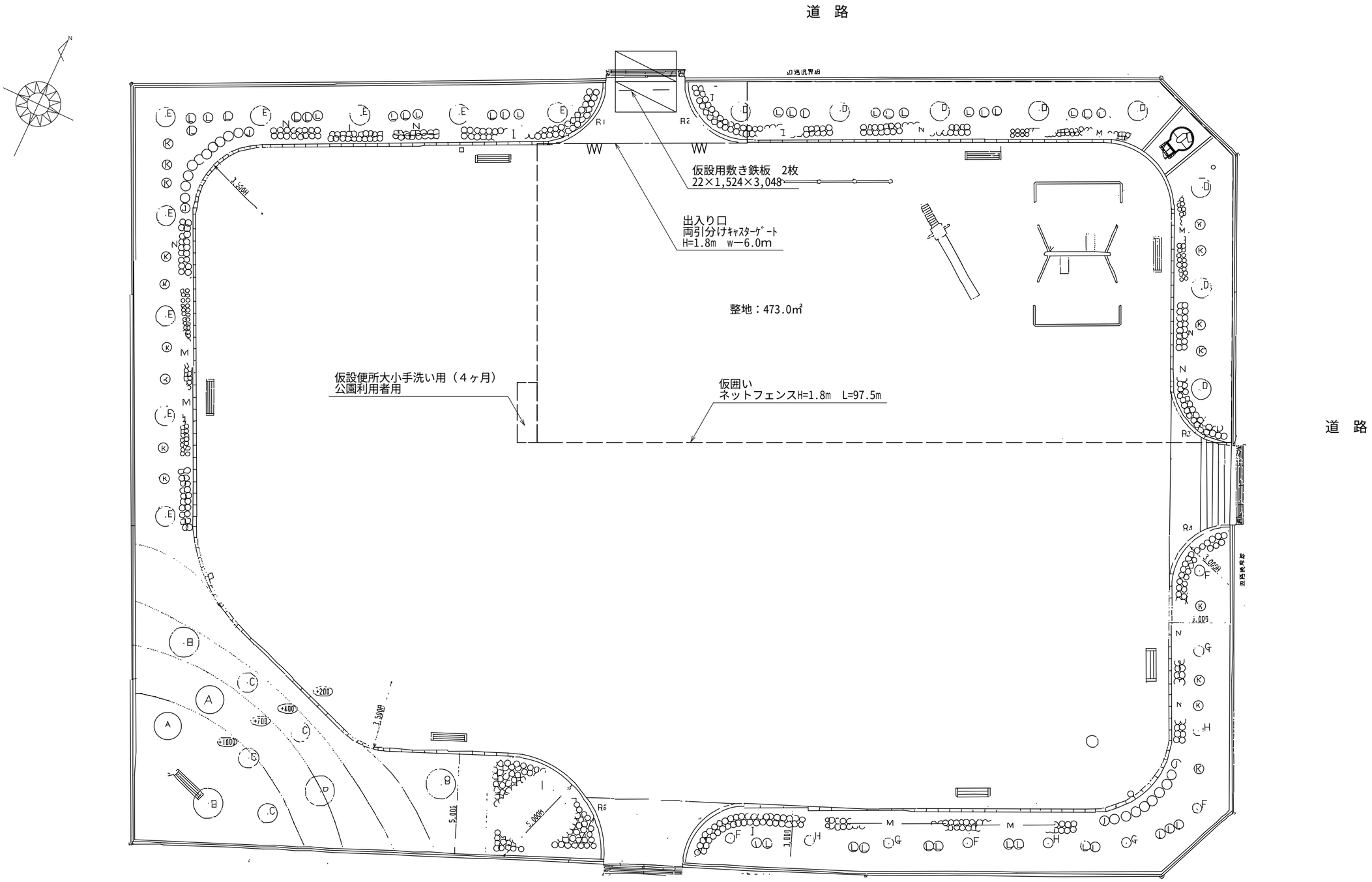

仮設計画図（参考図）　S=1/200

特記事項	訂正事項							
		一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/200	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. A / 16	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME 仮設計画図（参考図）		A-3：100% A-4： 71%

Ⅰ．工 事 概 要

1. 工事名称　田野浦第二公園トイレ更新工事
2. 工事場所　三原市田野浦二丁目548-4の一部.3-1の一部
3. 建物概要

建 物 名 称	構　造	階 数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
公衆便所	RC造	1	5.41		

4. 工事種目　（ ⊙印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 / 工事種目	工 事 種 別					
	公衆便所					
⊙ 電灯設備	新設一式					
• 動力設備						
• 電熱設備						
• 雷保護設備						
• 受変電設備						
• 電力貯蔵設備						
• 発電設備						
• 構内情報通信網設備						
• 構内交換設備						
• 情報表示設備						
• 映像・音響設備						
• 拡声設備						
• 誘導支援設備						
• テレビ共同受信設備						
• 監視カメラ設備						
• 駐車場管制設備						
• 防犯・入退室管理設備						
• 火災報知設備						
• 中央監視制御設備						
• 医療関係設備						
• 構内配電線路						
• 構内通信線路						

5. 指定部分　※ 無し　・ あり（工期　令和　年　月　日）
対象部分：
（改修工事の場合の部分使用　※ 無し　・あり）

Ⅱ．工 事 仕 様

1. 共通仕様
(1)特記仕様及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」）（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「標準図」という）による。
(2)機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
(3)本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
ア 公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者実施への協力等）
イ 契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内
2. 特記仕様
(1) 項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし，○印のない場合は※印を適用する。
(3) 標準仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。

項　目	特　記　事　項
一般共通事項	
①. 施工条件	現場説明書による。
2. 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。
3. 施工調査	施工に先立ち，改修工事関連（施工部位により既存性能を損なうおそれのある）部分の事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。（・　　・　　） 調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 撤去する機器類等について，製造年，品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し，監督職員に報告する。・微量PCB含有機器(・変圧器　・　　) ・アスベスト含有設備資機材(・配線用遮断器　・　　)
④. 発生材の処理	引渡しを要するもの　※無 ・有（・金属類 ・盤類 ・電線,ケーブル ・　　） 特別管理産業廃棄物　※無 ・有 ・本工事において調査を行う。 （・PCB使用機器 ・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　　）） 特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。 工事中，特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合，その処理方法は監督職員と協議する。 放射性物質を含むイオン化式感知器　※ 無　・ 有 製造業者又は販売業者に回収を委託する。（ ・ 別途　※ 本工事） 再生資源化を図るもの　※無 ・有（・蛍光管 ・HIDランプ ・小型二次電池　） (1)本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。 (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，(1)に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
5. 機材の品質等	(1)本工事に使用する機材等は，設計図書に定める品質及び性能の他，通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし，製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は，あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 また，国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 (2)別表－１に示す機材等を使用する場合は，次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし，次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備されていること ②生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり，その信頼性があること ⑥販売，保守等の営業体制が整えられていること。
⑥. 完成時の提出書類等	（1）工事完成図書引渡書A4版　2部 （2）完成図書　1部 （3）完成図面・施工図面二折リ製本A3版製本　1部 （4）縮小完成図面・施工図面二折り製本A4版製本　2部 （5）工事写真 （工事中写真A4版カラーサービス版）　1部 （完成写真A4版カラーサービス版）　2部 （6）電子成果品（電子納品）CDR　2部 （7）工事監理図書A4版　1部 （8）工事概要調書A4版　2部 （9）諸官庁届出書類一覧表A4版　1部 諸官庁届出書類(正)A4版　1部 (10）運転操作説明書A4版製本・取扱説明書　1部 (11）展開接続図A3版製本　部 (12）保全管理台帳A4版・設備台帳A4版　部 (13）型式台帳　式 ※型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。 ※建築工事に伴う工事の提出部数は，建築工事に合わせる。 ※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。 ※既存完成図（CADデータ含む）の修正を行う（間仕切・室名も現状に合わせて修正する）。
⑦. 施工図等	別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ，各現場代理人捺印の上提出する。なお，当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。
8. 足場	本工事で設置する。　・外部足場（　種）　・内部足場（　種）
⑨. 工事用電力，水，その他	本工事に必要な工事用電力，水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。
10. 監督職員事務所	本工事で設置する
11. 受注者事務所その他	構内につくることができる
⑫ 建設発生土の処理	※ 現場説明書の施工条件明示による ・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に堆積
13. 非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は，事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。探査方法は電磁誘導式を原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査実施する場合，範囲は監督職員の指示による。なお，検査費は別途とする。
14. 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し，既存躯体に穿孔する場合は，金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。
15. あと施工アンカー	施工後確認試験 試験方法　引張試験機による引張り試験 試験箇所数　1施工単位に対し１本以上 対象機器　（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・変圧器 ・　　） 確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上
16. 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても，第1種電気工事士により施工を行う。
⑰. 耐震措置	設備機器の固定は次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし，重量1kN以下の軽量な機器については，設備機器の製造業者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 （1）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は，機器重量［kN］に，地域係数（・1.0 ※0.9 ・0.8）と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度（下表） 上層とは2～6階建の場合は最上階，7～9階建の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地階，1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 水槽類には燃料小出し槽を含む。 重要機器は次のものを示す。 （・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・火災報知受信機 ・中央監視制御装置 ・通信総合盤 ・　　） (2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1／2とし，水平地震力と同時に働くものとする。 （3）横引き配管等の耐震支持は，施設の分類に応じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

項　目	特　記　事　項
⑱. 電線類	（1）EM電線類で規格等の記載のないものは，ハロゲン及び鉛を含まないものとする。 （2）通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。 （3）盤内配線はEM電線を使用する。ただし，製造者標準品は除く。
19. ケーブルの種類	EM-高圧架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙは，JIS4935「6600V架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙ(3層押出型)」によるものとし，次による。

呼称(図示記号)	種　類
6kV EM-CE(EE)	6600V 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))
6kV EM-CET(EE)	6600V ﾄﾘﾌﾟﾙﾚｯｸｽ型架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))

項　目	特　記　事　項
⑳ 電線本数・管路等	分電盤，制御盤，端子盤などの2次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
㉑ 露出配管の塗装（付属品を含む）	塗装する部分　・居室（　　　）・廊下　・屋上，屋側　・屋外　・機械室
㉒ 屋外露出配管の仕上げ	屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は，溶融亜鉛めっき仕上げ［めっき付着量300ｇ/㎡以上］とする。
㉓ ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄの材質	・金属製（ステンレス，新金属も含む）　・樹脂製（使用場所　　　）
㉔ ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの用途別表示	シール等を貼付し，用途を表示する。
㉕ ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装	ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装　※有（メーカ指定色又は指定色仕上）・無（素地仕上）
㉖ 屋上・屋側の支持金物等	ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛めっきを施したものとする。
27. 接地極	接地極の材料は次による。

	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接　地　極
•	共 同 接 地	E_{AD}	10Ω以下	EB×3連ー 2組
•	共 同 接 地	E_{ACD}	10Ω以下	EB×3連ー 2組
•	A　種	E_A	10Ω以下	EB×3連ー 2組
•	B　種	E_B	Ω以下	EB×2連ー 2組
•	C　種	E_C	10Ω以下	EB×3連ー 2組
•	D　種	E_D	100Ω以下	EB×1
•	高 圧 避 雷 器	E_{LH}	10Ω以下	EB×3連ー 2組
•	交 換 機 用	E_t	10Ω以下	EB×3連ー 2組
•	通 信 用	E_{At}	10Ω以下	EB×3連ー 2組
•	通 信 用	E_{Dt}及びE_{Da}	100Ω以下	EB×1
•	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB×1
•	測 定 用	E_o	―	EB×1

（連結及び単独の場合，EBはD=14 L=1,500又はW=40 L=1,200とする）
（E_D，E_{Dt}，E_{Da}，E_{Lt}，E_oの場合，EBはD=10 L=1,000又はW=30 L=900とする）

項　目	特　記　事　項
一般共通事項	
28. 他工事との取合い	図面に記載されていない工事区分は，別紙工事区分表による。
29. 天井仕上げ区分	（　　）書きの室名は直天井を示し，その他は二重天井を示す。
30. 配線図記号その他	(1)EEF1.6-2C×2は，EEF1.6-4Cを使用してもよい。 (2)EMケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。
31. 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 （1）風圧力 風速（Vo= ・30 ・32 ・34 m/s）　地表面粗度区分（ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ） （2）積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　　）
㉜ 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。
㉝ 露出配管の固定保護	2.5m以下のサドル及びダクターには保護を行う。
㉞ 屋上・屋側等への設置機材の周囲処理	建築物（構造体）に直接設置するプルボックス，各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。
㉟ 官公署への手続き	工事の着手，施工，完成にあたり，関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
㊱ 工事現場の表示	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
37. 交通誘導員	＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿（人/日）配置すること。
㊳. 工事中情報共有ｼｽﾃﾑ	(1)本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 (2)本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html (3)監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 (4)受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
39. 電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」に基づき作成する。 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html ※ 工事管理ファイル ・ 施工計画書 ・ 工程表 ・ 打合せ簿 ・ 機材関係資料 ・ 施工関係資料 ・ 検査関係資料 ・ 発生材関係資料 ※ 完成図 ・ 保全に関する資料 ※ 施工図 ※ 完成写真 ・ その他
電灯設備	
①. 配線器具	⊙接地極付きコンセント（2P15A）はプラグ無しとする。 ⊙防水形コンセントはプラグ無しとする。 ⊙ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルは，ハロゲン及び鉛を含まない材料とする。
②. 照明器具	(1)LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。 LEDの光源色（・電球色　※昼白色） (2)LED照明器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（100V～242V）に対応するものとする。
3. 照明制御の照度測定等	明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は，照度測定を行い，測定表を監督職員に提出する。なお，測定箇所は監督職員の指示による。 照度測定（100%点灯時（※夜間 ・　））（調光制御点灯時（※夜間 ※昼間））
4. 照明制御装置設定器	設定器機能 ・アドレス設定 ・グループ設定 ・パターン設定 ・タイムスケジュール設定 納入数　※1個　・　個
5. 多重伝送ﾘﾓｺﾝｱﾄﾞﾚｽ送信器	納入数　※1個　・　個
6. 非常照明・誘導灯自己点検送信器	納入数　※1個　・　個
動力設備	
1. ｲﾝﾊﾞｰﾀ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5

電動機出力（kW）	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率(%)	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考
（1）規約効率はJIM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）0.4kWの効率はJIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V，IP4X，6極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
（3）0.75kWの効率はJIS C 4213「低圧三相かご型誘導電動機トップランナーモーター」の定格電圧200V，IP4X，6極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

項　目	特　記　事　項
構内交換設備	
1. 型式	※ボタン電話装置　・交換装置
2. 保安器用接地	※本工事　・別途工事
3. 壁掛電話機	送受話器の落下防止を施す。
構内配電線路	
1. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。 建物側配管引込み部の地盤変位対応(沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下)
2. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（・電力　※電気　・　　） ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。
3. 高圧負荷開閉器	※閉鎖形（中耐塩形）　・閉鎖形（重耐塩形） ・避雷器内蔵　・地絡継電器付（※方向性　・無方向性） ※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。
4. 高圧ケーブルの端末部	高圧ケーブルの両端部にシースの縮み対策（熱収縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。
5. 高圧ケーブルの屋外端末処理	・一般形　・耐塩形
6. 照明用ポール	照明用ポールは配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設ける。ただし，ガーデンライトは除く。
構内通信線路	
1. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。 建物側配管引き込み部の地盤変位対応 （沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下）
2. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（※通信　・　　） ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。
雷保護設備	
1. 大地抵抗の測定	工事着手前に大地抵抗率を測定し，測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。
2. 接地システム	・構造体利用接地極　・A型接地極　・B型接地極　・JIS A 4201-1999
受変電設備	
1. 受変電設備容量	＿＿kVA
2. 変圧器	次のものを付属させる。 ・移動車輪（75kVA以上のもの）　・防震ゴム　・ダイヤル温度計（置針付） モールド変圧器の表面は充電部とみなし，注意標識を取付ける。
3. 予備品等	標準仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数
発電設備	
〈燃料系発電装置〉 1. 電気方式	・高圧　・低圧
2. 発電機容量	＿＿kVA以上
3. 燃料小出槽	返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは，通過形接点とする。
4. 燃料種別	・軽油　・A重油
〈太陽光発電装置〉 1. 太陽電池アレイ	公称出力 ＿＿kW以上　交流出力の電気方式 ＿相 ＿線 ＿V
2. パワーコンディショナ	定格容量 ＿＿kW以上　自立運転機能（・有　・無）
3. 表示装置	・液晶　・LED表示装置
4. 連系する電力系統	・高圧受電みなし低圧連系　・高圧連系　・低圧連系
拡声設備	
増幅器	・時報及び自動放送（体操放送等）はアッテネータを経由した回路とする。 ・増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。 （一斉回路は使用しない）

その他

①. 機器取付高

機器取付高は下記を標準とする。ただし，天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名　称	測　点	取付高（mm）		名　称	測　点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地 上～窓中心	1,800～2,000	拡声	壁掛形スピーカ	床 上～中 心	天井高×0.9
	引込開閉器	床 上～中 心	1,800～2,200		壁付アッテネータ	〃	1,300
				表	情報・出退表示盤	〃	天井高×0.9
電灯	分電盤,OA盤,実験盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)		壁付発信器	〃	1,300
	ホーム分電盤	天井下～上 端	200		ベル,ブザー,チャイム	〃	2,300
	スイッチ	床 上～中 心	1,300		受付押ボタン（一般）	床 上～中 心	1,300
	〃（多機能ﾄｲﾚ・車椅子用居室）	〃	1,100	示	電源箱	床 上～下 端	300
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900	誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	〃（自動・手動切替）	〃	1,800		車椅子用ｲﾝﾀｰﾎﾝ（居室子機）	床 上～中 心	1,100
	コンセント（一般）	〃	300		壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	〃	1,300
	〃（和室）	〃	150		壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	900
	〃（台上）	台 上～中 心	150		壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)床転倒時用	〃	400
	〃（土間）	床 上～中 心	800～1,300				
	〃（車椅子用居室）	〃	400		身障者用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900	テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上 端	200
	〃（トイレ）	〃	300～400		テレビ端子	床 上～中 心	300
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300		〃（和室）	〃	150
	〃（踊場）	〃	2,000～2,500				
	〃（鏡上）	鏡上端～中 心	150				
動力	壁掛形制御盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)	火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	手元開閉器	〃	1,500		機器収容箱	〃	800～1,500
	操作スイッチ	〃	1,300		発信機	床上～中心	800～1,500
構内交換	端子盤	床 上～下 端	300		ベル	天井下～上 端	200
	保安器箱	天井下～上 端	200		表示灯	〃	200
	壁付アウトレット	床 上～中 心	300	ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中 心	300
	〃（和室）	〃	150		検知器（都市ガス）	天井下～中 心	300
	壁付電話機	〃	1,300		〃（LPガス）	床 上～上 端	300
電気時計	壁掛形親時計	〃	1,500(上端1,900以下)				
	子時計	床 上～中 心	天井高×0.9				

②. コリンズ登録について
受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。
なお，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

③. 防振ゴム等の製造検査
本工事の施工に当たり，東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には，使用するまでに第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。

別表-1「外部機関等による評価済み機材表」

品　目	機　材　名		
LED照明器具（一般屋内用に限る）			
照明制御装置			
可変速運転用インバータ装置			
盤類	分電盤（実験盤を含む）	キュービクル式配電盤	制御盤
	高圧スイッチギア（CW形）	高圧スイッチギア（PW形）	
高圧機器	高圧交流遮断器	高圧避雷器	高圧進相コンデンサ
	高圧限流ヒューズ	高圧負荷開閉器	高圧変圧器（特定機器）
絶縁監視装置	高圧回路	低圧回路	
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
	制御弁式据置鉛蓄電池	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
交流無停電電源装置（UPS）			
太陽光発電装置	パワーコンデショナ及び系統連系保護装置		
監視カメラ装置			
中央監視制御装置	監視制御装置		

4. 快適トイレモデル工事
本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

⑤. 施工（業務）計画書への記載
(1) 次の内容について，「その他」項目に記載を求める。
ア 発注者から明示又は受注者が自ら行う「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
イ 上記アの内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
ウ 上記ア，イの内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
(2) 「施工方法」等の関連する項目に，許可承諾条件等を適切に反映するよう求める。
(3) 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は，施工（業務）計画書の重要な変更が生じたものとして取り扱うこととし，変更施工（業務）計画書の提出を求める。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡 田 建 築 設 計 事 務 所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2023.08.		田野浦第二公園トイレ更新工事	E / 01	A-3：100%
CH. / CH. / DR.			NAME：電気設備工事特記仕様書		A-4： 71%

特記事項
埋設管はGLから300㎜以上の深さとし，埋設表示テープ敷設のこと
トイレ側P.Boxまでの保護管の立上げはHIVE28とする
D種接地線はEM-IE1.6以上とし，埋設標取付のこと
引込線はDV2.6-2Rとする
——— EM-CE5.5-2C+IE2.0(埋設FEP30)(HIVE28)

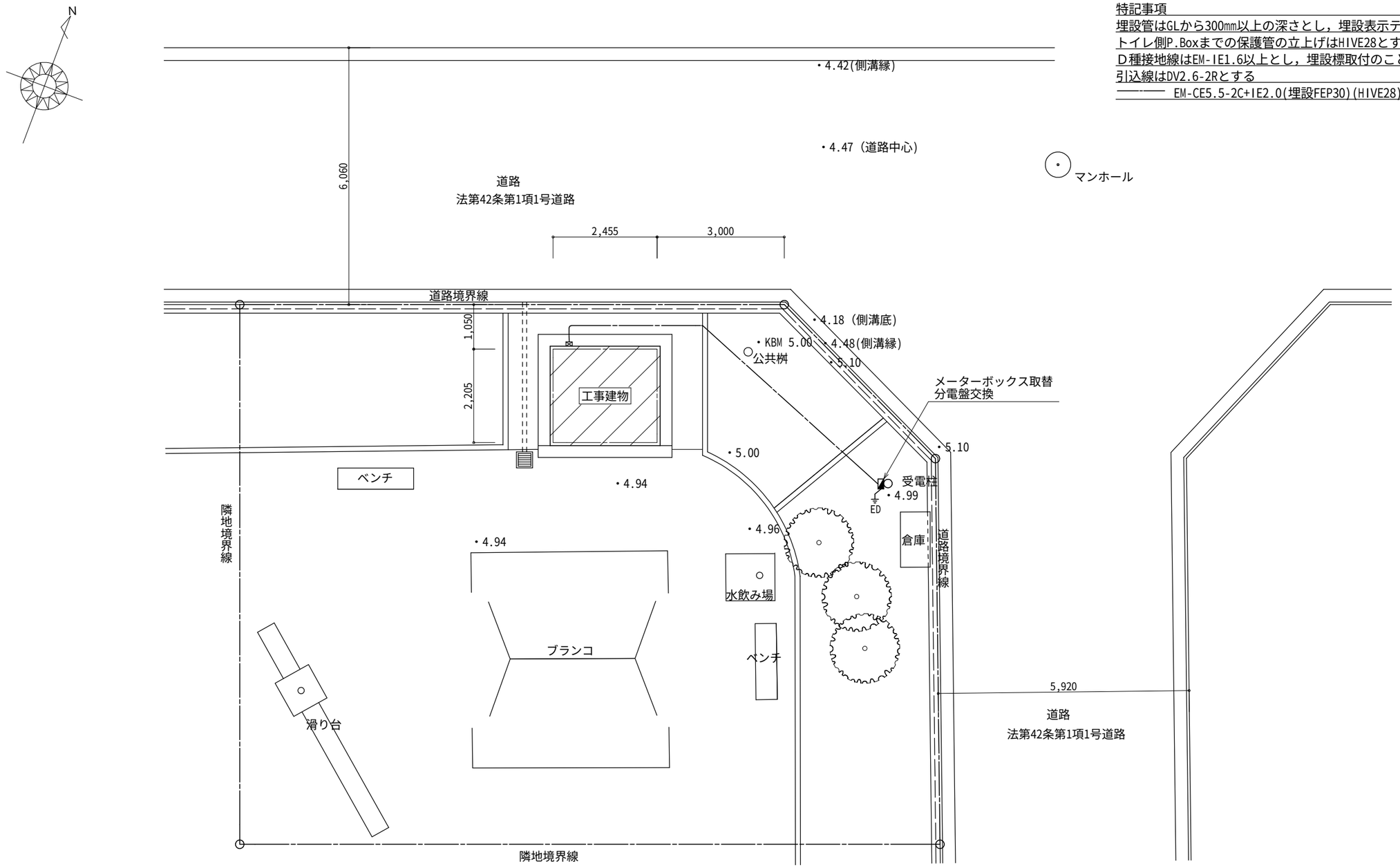

配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. E／02	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （電気設備）配置図		A-3：100%
					A-4： 71%

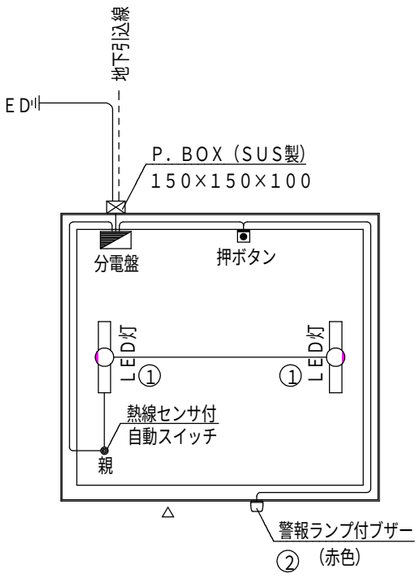

電　気　設　備　図

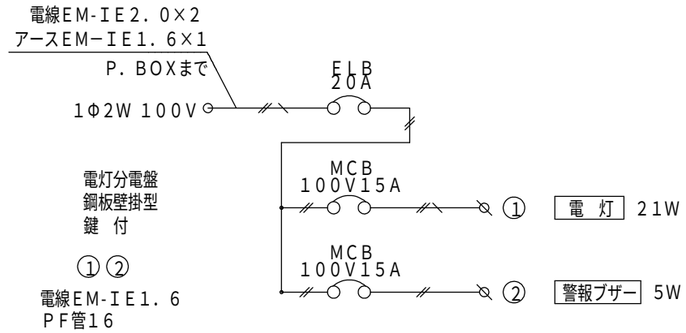

電気設備表

名　称	品　番	社　名	数 量	消 費 電 力	消費電力×台数
分電盤ボックス	BX3525−14	河村電気産業	1		
漏電ブレーカ	ZS 2P1E20−15	河村電気産業	1		
ノーヒューズブレーカ	SE 2P1E15S	河村電気産業	2		
SUS 防水カプセルボックス	150×150×100	八洲電工	1		
熱線センサ付自動スイッチ（親器）	WTK3431K	パナソニック	1	1W	1W
LEDウォールライト	NNFW21800K	パナソニック	2	10W	20W
警報ランプ付ブザー	EA5501	パナソニック	1	5W	5W
埋込プルスイッチ付押ボタン	WS6677	パナソニック	1		
				電気器具消費電力合計	26W
				全消費電力合計	26W

照明器作動形式

入室 → センサー作動時照明器点灯（動作保持時間10秒〜30分）→
退室時、動作保持時間後消灯

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. E／03	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME （電気設備）電気設備図、電気設備表		A-3：100%
					A-4： 71%

田野浦第二公園トイレ更新工事　機械設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工 事 概 要

1．工 事 場 所　　三原市田野浦二丁目548-4の一部.3-1の一部

2．建 物 概 要

建物名称	構　造	階 数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備 考
公衆便所	鉄筋コンクリート造	地上1階	5.41		新築

3．工 事 種 目　　（⊙ 印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別: 公衆便所				
・空気調和設備					
・換気設備					
・排煙設備					
・自動制御設備					
⊙衛生器具設備	新設一式				
⊙給水設備	新設一式				
⊙排水設備	新設一式				
・給湯設備					
・消火設備					
・ガス設備					
・厨房設備					
・浄化槽設備					
・雨水利用設備					
・特殊ガス設備					
⊙電気設備工事	電気設備工事の部による				
⊙建築工事	建築工事の部による				

4．指 定 部 分　　※ 無し　・有り（工期　令和　年　月　日）
対象部分：

5．設 備 概 要　（改修の場合は既存の概要を示す。）

区分	項目	内容
空調設備	空気調和方式等	・空気調和（・パッケージ方式　・ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・単一ダクト方式　・各階ユニット方式）
空調設備	主要熱源機器	・空気熱源ヒートポンプユニット　・マルチパッケージ形空気調和機 ・パッケージ形空気調和機　・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・チリングユニット　・吸収冷温水機　・吸収冷温水機ユニット ・鋼製ボイラー　・鋳鉄製ボイラー ・温水発生機（・真空式　・無圧式）
換気設備		・1種換気　・2種換気　・3種換気
排煙設備		・機械排煙（・有　・無）　適用法規（・建基法　・消防法）
自動制御設備		・自動制御方式（・電気式　・電子式　・デジタル式）
衛生設備	給水方式	・水道直結　・高置タンク　・ポンプ直送　・水道直結増圧
衛生設備	排水方式	建物内の汚水と雑排水（・合流　・分流） ポンプ排水　・有（・汚水　・雑排水　・湧水）　・無
衛生設備	放流先 汚水	・直放流下水管　・浄化槽
衛生設備	放流先 雑排水	・直放流下水管　・浄化槽　・側溝　・別途桝
衛生設備	放流先 排水槽	・有（計画容量：　m3）　・無
衛生設備	給湯設備	・有（・局所式　・中央式）　・無 熱源（・電気　・都市ガス　・液化石油ガス　・灯油　・A重油）
衛生設備	消火設備	・屋内消火栓　・連結送水管　・屋外消火栓　・スプリンクラー ・消防用水　・泡消火　・連結散水装置　・粉末消火装置 ・不活性ガス消火（・窒素　・　）　・ハロゲン化物消火 ・フード等用簡易自動消火装置　・無
衛生設備	ガス設備	・都市ガス　種別（　MJ／m3N）　・液化石油ガス
衛生設備	浄化槽設備	・有（・合併処理　・小規模合併処理　・　）　・無

Ⅱ．工 事 仕 様

1．共 通 仕 様

1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。ただし、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版（以下「標準仕様書」という。）
・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版（以下「改修標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和４年版　（以下「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

2．特 記 仕 様

1）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項のうち選択する事項は ⊙ 印の付いたものを適用する。
ただし、⊙ 印のない場合は ※ 印を適用する。
⊙ 印　㊟ 印の場合は共に適用する。

区分	項　目	特 記 事 項
一般共通事項	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	2．保安規定	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を（・適用　・準用）する。
	③．施工条件	現場説明書による。
	④ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。
	⑤ 発生材の処理等 ※54．建設廃棄物の処理も確認すること	引渡しを要するもの　・有（・機器類　・金属類　・　） ※ 無 特別管理産業廃棄物　※ 無 ・有（・配管用保温材　・　） 再生資源化を図るもの　※ 無 ・有（・　・　） アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 撤去機材等（アスベスト類を含む）の搬出・処分費 ※ 本工事　・別途工事 フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費 ※ 本工事　・別途工事
	6．環境への配慮	1）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	7．機材の品質等	1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2）別表－1に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
	8．機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和４年版）によるほか、監督員の指示による。
	9．図形表示	機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
	10．容量等の表示	1）機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。 2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。
	11．技能士の適用	・建築板金（ダクト製作及び取付）　・熱絶縁施工（保温工事） ・配管（配管工事）　・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器据付）
	12．化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定　※ 不要　・要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は（※ 現場説明書　・　）による。
	13．インバーター用制御及び操作盤	（※ 標準仕様書　・図示）による。 「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成16年1月制定　原子力安全・保安院）」及び「高調波抑制対策技術指針（JEAG9702－2013）」に基づき、高調波対策を行う。
	14．総合試運転調整	下記項目の総合調整を行ない測定表を監督職員に提出する。(　部) ・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度の測定 ・室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定 ・飲料水の水質の測定　・雑用水の水質の測定　・ 測定箇所等は監督職員との協議による。
	15．弁類	ステンレス管に使用するバルブは50A以下は青銅製、65A以上はステンレス製を使用する。
	16．伸縮管継手	※ ベローズ形　・スリーブ形
	17．防振継手	※ 合成ゴム製（球形）　・ポリテトラフルオロエチレン製 ・ベローズ形（ステンレス製）
	18．絶縁継手	※ 標準図（施工3）による。
	19．スリーブ	つば付き鋼管製に替えて、非加硫ブチルゴム系止水材でもよい。
	20．瞬間流量計	1）形式はピトー管式（コック付）とする。　※ 固定式 2）下記の箇所、若しくは図示により取付ける。 ・ボイラー又は熱交換器の温水出口　・冷凍機類の冷水出口 ・冷温水ヘッダーの各送り管　・冷凍機類の冷却水出口 ・ユニット形空気調和機の冷温水入口
	21．配管の建物導入部	（・給水　・ガス　・油）配管の変位吸収は（※ 標準図（施工4，5）　・図示）による。
	22．ステンレス鋼管の接合方法	呼径60Su以下の継手は、SAS322を満足するものとする。
	23．ビニル管の接合方法	※ 接着接合　・ゴム輪接合
	24．ポリエチレン管の接合方法	50A以下　※ メカニカル接合　・電気融着接合 75A以上　※ 電気融着接合
	25．溶接配管の検査	・ガス配管　・冷温水配管　・冷却水配管 非破壊検査　※ 無　・浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 ・放射線透過検査 抜取率は　・標準仕様書による　・　%
	26．異種管の接続	鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管は（※ 標準図　・図示）による。
	27．支持金物・固定金具	ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス（SUS304）製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス（SUS304）製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。 溶融亜鉛めっきは　※ 2種35　・2種50
	28．埋設表示	標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。
	29．保温	1）屋内露出（一般居室、廊下）の外装は　※ A1　・A2 2）冷媒管の保温外装は 屋内露出　・合成樹脂カバー（A1･(イ・ロ)･VI） ・保温化粧ケース（耐候性樹脂製） 屋外露出　・ステンレス鋼板（E2･(イ・ロ)･VI） ・保温化粧ケース 屋外保温化粧ケースの材質　・耐候性樹脂　・ステンレス鋼板 ・高耐食鋼板（溶融亜鉛めっき） 3）標準仕様書以外で多湿箇所の適用（※ 無　・　）とする。 4）全熱交換器の機器外気側ダクト（※ 給気側　・排気側外壁より　1ｍ）は、保温（25mm厚）する。 5）厨房用排気ダクトの断熱（隠ぺい部） ・I･(イ)･IX 又は h･(イ)･IX　・行わない。 6）共同溝の保温種別は　（配管　：・ ダクト：・　）とする。
一般共通事項	30．塗装	下記の部分を除き、原則として塗装（標準仕様書第2編3．2による）を行う。 亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。（ただし、防食塗装部分を除く） 塗装を施さない部分・箇所　※ 倉庫　・車庫　・駐車場 ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。
	31．足場	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。 ・内部足場（※ A、B、C、D種　・E種　・F種　・G種） ・外部足場（※ D、E種　・A種　・B種　・C種　・F種）
	32．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。
	33．監督職員事務所	本工事で設置する。（規模及び仕上げの程度は現場説明書による）
	34．工事用仮設物	構内につくることが　※ できる　・できない
	35．土工事	1）埋戻し土は　※ 根切り土の中の良質土 （コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類 2）建設発生土は　※ 構内敷きならし　・構内の指示ある場所に堆積 ・構外に搬出し適切に処理（現場説明書）
	36．コンクリート工事	コンクリートの設計基準強度は　※ 18N／mm2以上 ・図示による。
	37．耐震措置	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数（・1．0　※ 0．9　・0．8）と、次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。（下表） 上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3、13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 重要機器は次のものを示す。 ・給水機器（　） ・排水機器（　） ・換気機器　・空調機器　・熱源機器　・防災機器 ・監視制御設備　・危険物貯蔵装置　・火を使用する設備 ・避難経路上に設置する機器 2）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1／2とする。

設計用標準水平震度		・特定の施設		・一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2．0	1．5	1．5	1．0
	防振設置機器	2．0	2．0	2．0	1．5
	水槽類	2．0	1．5	1．5	1．0
中間階	機器	1．5	1．0	1．0	0．6
	防振設置機器	1．5	1．5	1．5	1．0
	水槽類	1．5	1．0	1．0	0．6
地階・1階	機器	1．0	0．6	0．6	0．4
	防振設置機器	1．0	1．0	1．0	0．6
	水槽類	1．5	1．0	1．0	0．6

区分	項　目	特 記 事 項
一般共通事項	38．電線類	1）EM電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1．5．1表4．1．11による。 2）電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。
	39．施工調査	・施工に先立ち、改修工事関連部分（施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分）の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 ・既存設備システムの事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 改修工事の対象となる既存設備システム ・排水放流先　・中央監視盤　・
	㊵ 撤去工事	撤去する配管、ダクト（付属品含む）の保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	41．あと施工アンカー	施工後確認試験 試験方法　引張試験機による引張り試験 試験箇所数　1施工単位に対し1本以上 対象機器（・配電盤　・非常用発電機　・直流電源装置　・変圧器　・　） 確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上
	42．非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法または電磁波レーダ法）とする。 放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別途とする。
	43．他工事との取合い	図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。 電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工種区分とする。
	44．天井仕上区分	（　）書きの室名は天井無しを示し，その他は天井ありを示す。
	㊺ 完成時の提出書類等	（1）工事竣工図書引渡し書　A4版　部 （2）完成図書（A4版）　部 （3）諸官庁届出書類一覧表(諸官庁届出書類(正)許可証(正)共)　部 （4）完成図面・施工図面二折製本　A3版　部 （5）縮小完成図面・施工図面二折製本　A4版　部 （6）工事記録写真　A4版（工事記録写真カラーサービス版）　部 （完成写真カラーサービス版）　部 （7）運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの　A4版製本　部 （8）工事監理図書　A4版　部 （9）電子成果品（電子納品）　部 (10) 建物基本情報及び型式台帳(監督員が指定する様式で作成)　部 (11) その他監督員が必要と指示したもの(フロン台帳等)　1式
	46．電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」（以下，要領という）に基づき作成する。 ※電子納品対象データは同要領に基づくが，変更がある場合は監督職員との協議で決定する。
一般共通事項	㊼ 工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
	㊽ 工事実績情報の登録	標準仕様書第1編1.1.4に基づいて適切に行うこと。
	㊾ 施工計画書	工事の着手に先立ち，現場の体制･組織，仮設計画，安全衛生管理，緊急時の連絡，災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。 また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。
	㊿ 履行報告	約款第11条に規定する工事履行報告書は，営繕課で示す様式「期間別工事工程報告書」で，工程写真，状況写真を添付して月1回提出する。
	(51) 建設廃棄物の処理	（1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（1）に揚げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	(52) 優先順位	設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項（追加説明，質問回答書を含む） ②特記仕様書　③設計図面　④標準仕様書・標準図
	(53) 官公署その他への手続き等	官公署その他への手続きは，受注者が遅滞なく行い，これに要する費用は，すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において，その検査に必要な資機材及び労務を提供し，これに直接要する費用を受注者が負担する。
	54．別契約の関係工事との協調	建築，電気その他別契約の関係工事について，工程及び，取合部分の施工に関し，常に緊密に連絡し，工事の円滑な進捗を図るものとする。
	(55) 調査への対応	工事中及び竣工後，下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること。 ①公共事業労務費調査…工事中に実施 （調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等） ②契約不適合調査…建設工事請負契約約款第46条の5に定める期間内
	(56) 工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※ 工事名等の表示板（900㎜×600㎜）・工事概要等の説明看板（900㎜×600㎜）
	57．交通誘導員	＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿（人／日）配置すること。
	58．説明板等	・ 説明書（監督職員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。） ・ 説明板（監督職員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の系統図，取扱要領を記載した説明板を作成する。）
	(59) 工事中の補償	地上物件，地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は，速やかに補修し，完全に復元するものとする。
	(60) 工事後の補償	工事完成引渡後，施工または機器，材料の不備による故障は，約款第41条（契約不適合）により1年間受注者の負担で完全に補修するものとする。
	(61) 完成引渡しまでの管理	工事完了後も予め監督職員の指示した日時までは受注者で管理し，各種公課に対する料金及び各種の被害（火災，盗難，破損等）は一切受注者の負担とする。
	62．快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（・発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和4年6月1日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度> 入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

別表－1

品　目	機　材　名
ボイラー	鋼製簡易ボイラー　鋳鉄製ボイラー　鋼製小型ボイラー　鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）　無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）
冷凍機	チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット　吸収冷温水機
冷却塔	冷却塔　吸収冷温水機ユニット　遠心冷凍機
空気調和機	ユニット形空気調和機　ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機　パッケージ形空気調和機　マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形・折込み形）　自動巻取形エアフィルター　電気集じん器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）

品　目	機　材　名
送風機	遠心送風機（多翼形送風機）　斜流送風機　軸流送風機　消音ボックス付送風機
ポンプ	横形遠心ポンプ　水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）
ダクト付属品	風量ユニット（定風量、変風量）　立形遠心ポンプ
自動制御	自動制御システム
衛生器具	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク　密閉形隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用） ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形・ボルト組立形）
消火装置	スプリンクラー消火システム　不活性ガス消火システム　泡消火システム
厨房機器	厨房システム　ハロゲン化物消火システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた・弁桝ふた

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡 田 建 築 設 計 事 務 所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. M／01	図面縮小率
CH. / CH. / DR.			NAME 機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）		A-3：100% A-4： 71%

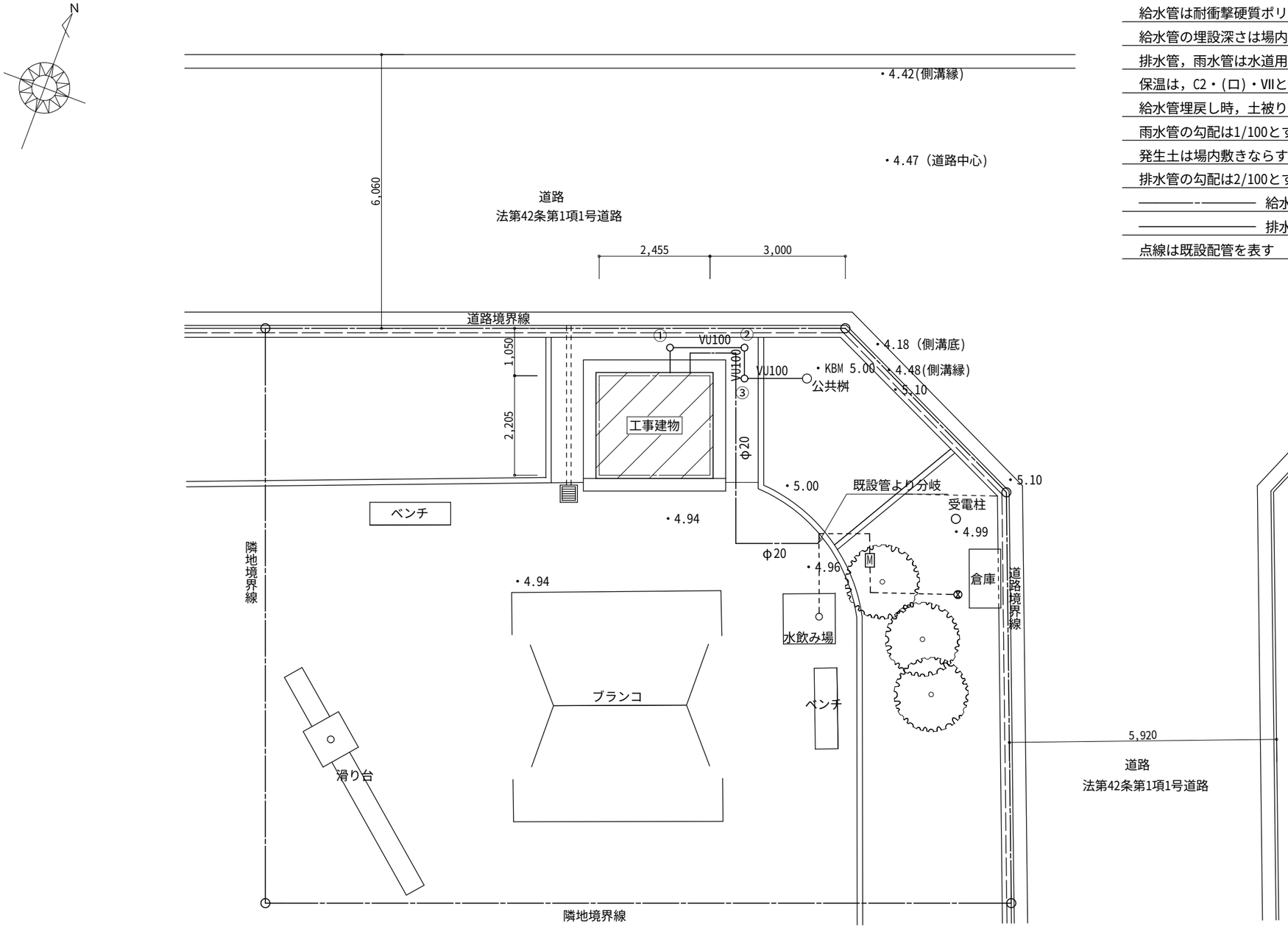

配置図　S=1/100

特記事項

給水管は耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)とする

給水管の埋設深さは場内はGL-300㎜場外（車両通路）GL-600㎜とする

排水管，雨水管は水道用硬質ポリ塩化ビニル管(VU)とする

保温は，C2・(ロ)・Ⅶとする

給水管埋戻し時，土被り150㎜程度の深さに埋設表示用アルミテープを埋設すること

雨水管の勾配は1/100とする

発生土は場内敷きならすこと

排水管の勾配は2/100とする

――――-――― 給水管

―――――――― 排水管

点線は既設配管を表す

特記事項	訂正事項								
		一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. M／02	図面縮小率
			CH.	CH. DR.		NAME （機械設備）配置図		A-3：100% A-4： 71%

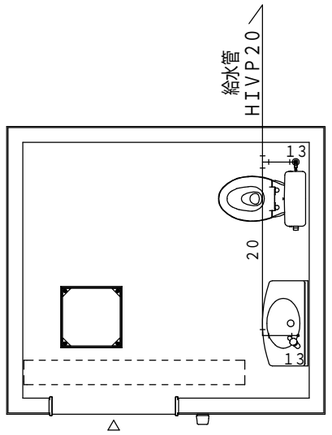

給　水　設　備　図

給水管管芯 GL－220

※床下給水管はポリエチレンフォーム保温筒巻きとする。
※床下配管の吊り金具はユニクロメッキ仕上とする。

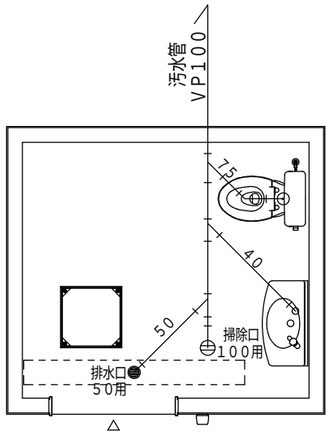

排　水　設　備　図

汚水管管底 GL－410

※床下配管の吊り金具はユニクロメッキ仕上とする。

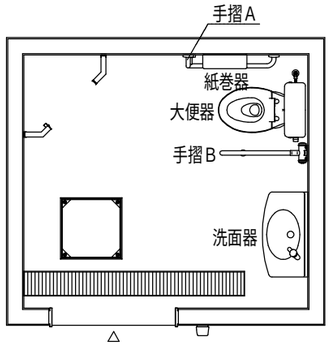

衛　生　設　備　図

衛生設備表

名　称	品　番		数量
大便器	CS597BCS	TOTO	1
ロータンク	SH596BAYR	TOTO	1
洗面器	L270D	TOTO	1
自閉式単水栓	TL19AR	TOTO	1
掃除用水栓	T28AKUH13	TOTO	1
紙巻器	YH701	TOTO	1
化粧鏡	YM4560FE	TOTO	1
手摺A	T113BL9	TOTO	1
手摺B	T113HK7R	TOTO	1

※衛生器具のカラーはTOTO（#NW1：ホワイト）とする。
※大便器は掃除口付とする。

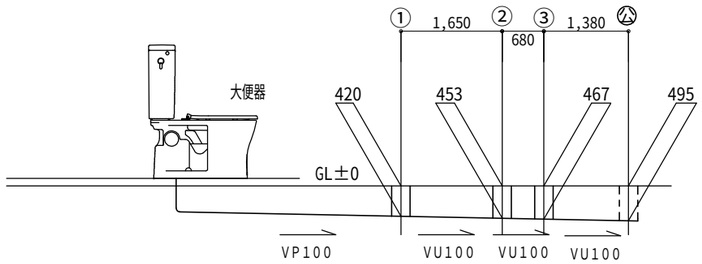

勾配図　S= no.scale

桝リスト

記号	名　称	桝種別	蓋	特記事項
1	小口径桝	SD100-150	ICO-H	インバート桝①100-150-420
2	小口径桝	SD100-150	ICO-H	インバート桝②100-150-453
3	小口径桝	SD100-150	ICO-H	インバート桝③100-150-467
公	公共桝			

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE 1/50	TITLE 田野浦第二公園トイレ更新工事	NO. M／03	図面縮小率
CH. CH.	DR.		NAME（機械設備）衛生設備図、給水設備図、排水設備図、勾配図		A-3：100% A-4： 71%

参　考　数　量　表

工　事　名　称　　都市公園トイレ更新工事(明神第一公園外２カ所)

工　事　場　所　　三原市明神二丁目外

［工　事　概　要］

用途,構造,面積	公衆トイレ、RC造平屋建て、延べ床面積5.41㎡（３公園に各１棟、合計３棟）
工　事　範　囲	建築工事一式
別　途　工　事	無し
工　　期	契約締結日の翌日　～　令和6年3月25日
一　般　事　項	

《 工事予算内訳 》

〈内　　訳〉

区　　分		概　　要
設　計　金　額		
消　費　税　額		
合　計　金　額		

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
調査基準価格	1	式		
調査基準価格の100/110	1	式		

明神第一公園

名　称	数　量	単 位	金　額	備　考
仮設工事	1	式		
基礎工事	1	式		
便所棟工事	1	式		
雑工事	1	式		
解体工事	1	式		
外構工事	1	式		
計				

中之町バイパス北公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
仮設工事	1	式		
基礎工事	1	式		
便所棟工事	1	式		
雑工事	1	式		
解体工事	1	式		
外構工事	1	式		
計				

田野浦第二公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
仮設工事	1	式		
基礎工事	1	式		
便所棟工事	1	式		
雑工事	1	式		
解体工事	1	式		
外構工事	1	式		
計				

電気設備工事　科目別内訳

明神第一公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
電気設備工事	1	式		
計				

電気設備工事　科目別内訳

中之町バイパス北公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
電気設備工事	1	式		
計				

電気設備工事　科目別内訳

田野浦第二公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
電気設備工事	1	式		
計				

機械設備工事　科目別内訳

明神第一公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
給水設備工事	1	式		
排水設備工事	1	式		
計				

機械設備工事　科目別内訳

中之町バイパス北公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
給水設備工事	1	式		
排水設備工事	1	式		
計				

田野浦第二公園

名　称	数　量	単 位	金　額	備　考
給水設備工事	1	式		
排水設備工事	1	式		
計				

明神第一公園　仮設工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
遣り方、墨だし	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
養生費	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
清掃片付け費（施工中）	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
竣工時清掃費	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
残材処分費	5.41㎡	1	式			
計						

明神第一公園　基礎工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
根切り	ﾊﾞｯｸﾎｳ	14.8	m3			
埋戻し	ﾊﾞｯｸﾎｳ　0.28m3	6.3	m3			
発生土処分	L=12km以内　DT2ｔ車	8.4	m3			
基礎砕石　ｔ100	RC-40	1	m3			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ打設	0.65m3	1	式			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ	空積割増　2m3以下	1	車			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ型枠	H=50mm　運搬共	12.5	m			
型枠組（立ち上がり部）		9.5	㎡			
鉄筋	ＳＤ295Ａ　Ｄ10他	148	kg			
鉄筋加工・組立・運搬	ＳＤ295Ａ　Ｄ10他　工	148	kg			
アンカーボルトセット	M16　Ｌ＝200	4	本			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設	ＦＣ-24N/mm2+6N	4	m3			
基礎コンクリート（ベース）	空積割増　2m3以下	1	車			
基礎コンクリート（立ち上がり）	〃	1	車			
基礎コンクリート（土間）	〃	1	車			

明神第一公園　基礎工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
床均し		9.8	m3			
重機回送費		2	回			
計						

明神第一公園　　便所棟工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ユニットトイレ	TB-86-21-0111-2205×2455、ﾄｰﾖｰﾏﾃﾗﾝ(株)_TB-85-21-111同等品以上	1	棟			
運搬費　大型車1台	14ｔ低床車、積込梱包含む	1	棟			
組立設置費	50ｔクレーン	1	日			
組立設置費		1	棟			
コーキング工事	躯体及び屋根連結部	1	式			
市内積み替え費用		1	式			
計						

明神第一公園　雑工事　樹木剪定・伐採・伐根

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
クスノキ	H=6.0　C=1.2　W=6.0　伐採・伐根共	1	本			
サルスベリ	H=4.0　C=0.43　W=4.0　伐採・伐根共	1	本			
ハナミズキ	H=3.0　C=0.33　W=3.0　伐採・伐根共	2	本			
カナメモチ	H=1.5　W=0.8　伐採・伐根共	20	本			
ヒラドツツジ	H=0.9　C=0.7　W=1.5　伐採・伐根共	5	本			
整地工	真砂土搬入	1	式			
運搬費	資機材等	1	式			
計						

明神第一公園　解体工事　準備工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
重機回送費		1	式			
計						

明神第一公園　解体工事　本体解体工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
トイレ解体工		1	式			
計						

明神第一公園　解体工事　産業廃棄物運搬処分工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
コンクリート類運搬処分		8	t			
瓦礫類運搬処分工		3	m3			
計						

明神第一公園　外構工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
縁石撤去処分	一部再使用	5.5	m			
縁石新設	撤去品再使用	2	m			
コンクリート舗装		9.8	m²			
計						

中之町バイパス北公園　仮設工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
遣り方、墨だし	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
養生費	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
清掃片付け費（施工中）	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
竣工時清掃費	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
残材処分費	5.41㎡	1	式			
計						

中之町バイパス北公園　基礎工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
根切り	ﾊﾞｯｸﾎｳ	14.8	m3			
埋戻し	ﾊﾞｯｸﾎｳ　0.28m3	6.3	m3			
発生土処分	L=12km以内　DT2ｔ車	8.4	m3			
基礎砕石　ｔ100	RC-40	1	m3			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ打設	0.65m3	1	式			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ	空積割増　2m3以下	1	車			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ型枠	H=50mm　運搬共	12.5	m			
型枠組（立ち上がり部）		9.5	㎡			
鉄筋	ＳＤ295Ａ　Ｄ10他	148	kg			
鉄筋加工・組立・運搬	ＳＤ295Ａ　Ｄ10他　工	148	kg			
アンカーボルトセット	M16　Ｌ＝200	4	本			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設	ＦＣ-24Ｎ/mm2+6Ｎ	4	m3			
基礎コンクリート（ベース）	空積割増　2m3以下	1	車			
基礎コンクリート（立ち上がり）	〃	1	車			
基礎コンクリート（土間）	〃	1	車			

中之町バイパス北公園　　基礎工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
床均し		9.8	m3			
重機回送費		2	回			
計						

中之町バイパス北公園　　便所棟工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ユニットトイレ	TB-86-21-0111-2205×2455、ﾄｰﾖｰﾏﾃﾗﾝ(株)_TB-85-21-111同等品以上	1	棟			
運搬費　大型車1台	14ｔ低床車、積込梱包含む	1	棟			
組立設置費	50ｔクレーン	1	日			
組立設置費		1	棟			
コーキング工事	躯体及び屋根連結部	1	式			
市内積み替え費用		1	式			
計						

中之町バイパス北公園　雑工事　樹木剪定・伐採・伐根

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
タブノキ	H=4.0　C=0.5　W=6.0　伐採・伐根共	1	本			
フィリフェラオーレア	H=0.9　W=1.6　伐採・伐根共	9	株			
整地工	真砂土搬入	1	式			
運搬費	資機材等	1	式			
計						

中之町バイパス北公園　　解体工事　　準備工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
重機回送費		1	式			
計						

中之町バイパス北公園　解体工事　本体解体工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
トイレ解体工		1	式			
計						

中之町バイパス北公園　解体工事　産業廃棄物運搬処分工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
コンクリート類運搬処分		8	t			
瓦礫類運搬処分工		3	m3			
計						

中之町バイパス北公園　　外構工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
縁石撤去処分	一部再使用	6.2	m			
縁石新設	撤去品再使用	3.3	m			
計						

田野浦第二公園　仮設工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
遣り方、墨だし	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
養生費	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
清掃片付け費（施工中）	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
竣工時清掃費	施工面積　5.41㎡	5.4	㎡			
残材処分費	5.41㎡	1	式			
計						

田野浦第二公園　基礎工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
根切り	ﾊﾞｯｸﾎｳ	14.8	m3			
埋戻し	ﾊﾞｯｸﾎｳ　0.28m3	6.3	m3			
発生土処分	L=12km以内　DT2ｔ車	8.4	m3			
基礎砕石　ｔ100	RC-40	1	m3			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ打設	0.65m3	1	式			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ	空積割増　2m3以下	1	車			
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ型枠	H=50mm　運搬共	12.5	m			
型枠組（立ち上がり部）		9.5	㎡			
鉄筋	ＳＤ295Ａ　Ｄ10他	148	kg			
鉄筋加工・組立・運搬	ＳＤ295Ａ　Ｄ10他　工	148	kg			
アンカーボルトセット	M16　Ｌ＝200	4	本			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設	ＦＣ-24N/mm2+6N	4	m3			
基礎コンクリート（ベース）	空積割増　2m3以下	1	車			
基礎コンクリート（立ち上がり）	〃	1	車			
基礎コンクリート（土間）	〃	1	車			

田野浦第二公園　基礎工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
床均し		9.8	m3			
重機回送費		2	回			
計						

田野浦第二公園　　便所棟工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ユニットトイレ	TB-86-21-0111-2205×2455、ﾄｰﾖｰﾏﾃﾗﾝ(株)_TB-85-21-111同等品以上	1	棟			
運搬費　大型車1台	14ｔ低床車、積込梱包含む	1	棟			
組立設置費	50ｔクレーン	1	日			
組立設置費		1	棟			
コーキング工事	躯体及び屋根連結部	1	式			
市内積み替え費用		1	式			
計						

田野浦第二公園　雑工事　樹木剪定・伐採・伐根

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
コブシ	H=3.0　C=0.32　W=1.5　伐採・伐根共	1	本			
キョウチクトウ	H=3.0　W=3.0　伐採・伐根共	1	株			
ヒペリカムシナム	H=3.0　W=2.0　下草刈り	6	㎡			
整地工	真砂土搬入	1	式			
運搬費	資機材等	1	式			
計						

田野浦第二公園　解体工事　準備工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
重機回送費		1	式			
計						

田野浦第二公園　解体工事　本体解体工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
トイレ解体工		1	式			
計						

田野浦第二公園　解体工事　産業廃棄物運搬処分工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
コンクリート類運搬処分		8	t			
瓦礫類運搬処分工		3	m3			
計						

田野浦第二公園　外構工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
縁石撤去処分	一部再使用	8.4	m			
縁石新設	撤去品再使用	6.5	m			
コンクリート舗装		6.5	m²			
雨水枡	300×300　ｸﾞﾚｰﾁﾝ蓋共	1	か所			
排水管VU100		3.6	m			
計						

明神第一公園　　電気設備工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ケーブル	EM-CE5.5-2C	11	m			
ケーブル	IE2.0	13	m			
電線管	FEP30	6	m			
電線管	HIVE28	2	m			
電線管	HIVE16	1	m			
同上付属品		1	式			
異種管接続材	30-28	2	ケ			
埋設シート	ダブル	6	m			
接地埋設標	ED	1	ケ			
土工費		1	式			
支持材		1	式			
雑材消耗品		1	式			
電工労務費		1	式			
計						

中之町バイパス北公園　　電気設備工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ケーブル	EM-CE5.5-2C	20	m			
ケーブル	IE2.0	22	m			
電線管	FEP30	14	m			
電線管	HIVE28	2	m			
電線管	HIVE16	1	m			
同上付属品		1	式			
異種管接続材	30-28	2	ケ			
埋設シート	ダブル	14	m			
接地埋設標	ED	1	ケ			
土工費		1	式			
支持材		1	式			
雑材消耗品		1	式			
電工労務費		1	式			
計						

田野浦第二公園　　電気設備工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ケーブル	EM-CE5.5-2C	20	m			
ケーブル	IE2.0	15	m			
電線管	FEP30	10	m			
電線管	HIVE28	6	m			
電線管	HIVE22	8	m			
電線管	HIVE16	1	m			
同上付属品		1	式			
防水プリカ	#30	1	m			
防水プリカ	#24	2	m			
同上付属品		1	式			
電灯盤		1	面			
異種管接続材	30-28	2	ケ			
埋設シート	ダブル	10	m			
接地埋設標	ED	1	ケ			
土工費		1	式			

電気設備工事　細目別内訳

田野浦第二公園　　電気設備工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
支持材		1	式			
雑材消耗品		1	式			
電工労務費		1	式			
計						

明神第一公園　給水設備工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP20　屋外地中	10	m			
給水管分岐工	HIVP20　屋外地中	1	か所			
埋設表示シート		10	m			
土工事　床堀・埋戻し共	11.0×0.4×0.4	1.8	m3			
消耗品及び雑材料		1	式			
ハツリ補修費		1	式			
計						

明神第一公園　排水設備工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
硬質塩化ビニル管	VU100　屋外　地中	10.5	m			
小口径桝設置工	150-100	3	組			
ホルソー受口設置工	200-100	1	か所			
土工事　床堀・埋戻し	10.5×0.5×0.63	3.3	m3			
消耗品及び雑材料		1	式			
ハツリ補修費		1	式			
計						

中之町バイパス北公園　　給水設備工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP20　屋外地中	5	m			
給水管分岐工	HIVP20　屋外地中	1	か所			
埋設表示シート		5	m			
土工事　床堀・埋戻し共	5×0.4×0.4	0.8	m3			
消耗品及び雑材料		1	式			
ハツリ補修費		1	式			
計						

中之町バイパス北公園　排水設備工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
硬質塩化ビニル管	VU100　屋外　地中	3.3	m			
小口径桝設置工	150-100	1	組			
ホルソー受口設置工	200-100	1	か所			
土工事　床堀・埋戻し	3.3×0.4×0.5	0.9	m3			
計						

田野浦第二公園　　給水設備工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP20　屋外地中	8	m			
給水管分岐工	HIVP20　屋外地中	1	か所			
埋設表示シート		8	m			
土工事　床堀・埋戻し共	8.0×0.4×0.4	1.3	m3			
消耗品及び雑材料		1	式			
ハツリ補修費		1	式			
計						

田野浦第二公園　　排水設備工事

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
硬質塩化ビニル管	VU100　屋外　地中	4.8	m			
小口径桝設置工	150-100	3	組			
ホルソー受口設置工	200-100	1	か所			
土工事　床堀・埋戻し	4.8×0.55×0.5	1.3	m3			
計						

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
仮囲い(明神第一)	成形鋼板H=2.0m　運搬費共	67	m			
仮囲い(中之町バイパス北)	成形鋼板H=2.0m　運搬費共	42.5	m			
仮囲い(田野浦第二)	成形鋼板H=2.0m　運搬費共	97.5	m			
両引分けｷｬｽﾀｰｹﾞｰﾄ(明神第一)	H=1.8mW=4m　運搬費共	1	式			
両引分けｷｬｽﾀｰｹﾞｰﾄ(中之町バイパス北)	H=1.8mW=3m+3m　運搬費共	1	式			
両引分けｷｬｽﾀｰｹﾞｰﾄ(田野浦第二)	H=1.8mW=3m+3m　運搬費共	1	式			
市道進入路（側溝養生)	敷鉄板t22 1.5m*3.0m　2枚4ヶ月	27	㎡			
交通誘導員		180	人			
仮設ﾄｲﾚ　汲み取り式	大1：小1:手洗い　4ヶ月　運搬費共	3	組			
公園内車両進入路整地		851	㎡			
計						

現場管理費(積上)　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
広島県工事中情報共有システム		1	式			
計						